

第 2 期

いずみさの こども未来総合計画



令和 7 年 3 月
泉佐野市

～ 子育てのまち いずみさの の実現に向けて～

令和7年2月に公表された国の人口動態統計速報によると、令和6年の出生数は、720,988人で、9年連続で過去最少を更新しており、少子化の傾向に歯止めがかからない状況となっています。子育てとこどもの育ちを社会全体で支える環境づくりは、引き続き重要な社会的課題となっています。



こうした中、国においては令和5年4月に「こども基本法」が施行され、その理念に基づく施策推進の司令塔機能を担う省庁として「こども家庭庁」が新たに発足しました。また令和5年12月には、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」が閣議決定され、子育て支援、こども・若者支援を総合的・包括的に進めていく体制づくりが進められています。

本市においては、令和2年3月に「いずみさの子ども未来総合計画」を策定し、こどもや子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。また、令和6年1月には「泉佐野市こども基本条例」を制定し、こどもの権利が最大限尊重され、地域の支え合いのなかで豊かに成長できる、「子育てのまち いずみさの」の実現に向けた、基本的な理念と考え方を示しています。

このたび、国の政策動向や、各種のアンケート調査等を踏まえた市民の子育てニーズの現状を踏まえ、本市の子育て支援及びこども・若者支援を総合的に推進するため、新たに「第2期いずみさの子ども未来総合計画」を策定しました。「こども基本条例」の普及・啓発とともに各種施策のさらなる充実を図り、こども・若者が豊かに育つまちづくりを進めてまいりたいと考えております。保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者の皆様のいっそうのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり熱心なご審議をいただきました泉佐野市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました関係の皆様に深く御礼申し上げます。

令和7年3月

泉佐野市長 千代松 大耕

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 本計画の推進とSDGs	4
第2章 本市の現状と課題	5
1 各種統計からみた現状	5
2 子育て世帯や子ども・若者の現状	12
3 子育て支援施策の概況	31
第3章 計画の基本的な考え方	41
1 計画の基本理念	41
2 基本目標	42
3 施策体系	43
第4章 分野別計画の推進	44
基本目標1 子ども・若者の権利と参画が尊重されるまちづくり	44
基本目標2 切れ目のない保健・医療体制の整備	49
基本目標3 支援を必要とする子ども・若者へのきめ細かな取り組みの推進	54
基本目標4 子育て支援サービスと就学前教育・保育の充実	63
基本目標5 こどもの成長に資する教育環境の整備	67
基本目標6 若者が自分らしく成長できる環境づくり	72
基本目標7 子育てを行う保護者への支援の充実	76
基本目標8 子ども・若者と子育て家庭を支える地域づくり	80
第5章 子育て支援事業の見込みと確保方策	84
1 教育・保育提供区域	84
2 幼児期の教育・保育事業の見込みと提供体制	84
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	89
第6章 計画の推進に向けて	101
1 計画推進における基本的な考え方	101
2 市民・関係機関・団体との連携	101
資料編	103
1 泉佐野市子ども・子育て会議 委員名簿	103
2 泉佐野市子ども・子育て会議条例	104
3 泉佐野市子ども・子育て会議条例施行規則	105

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年の我が国においては、危機的な状況にあるとされている少子化の加速、核家族化のさらなる進行と共働き世帯の増加等を背景とする子育て環境の変化等により、こどもや子育てをめぐる状況が大きく変化しています。また、就学前教育・保育の無償化等の支援施策の展開を受け、就学前教育・保育や子育て支援事業のニーズのさらなる増大がみられます。

このような状況の中、国においては令和5年4月に、こどもが自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現に向け、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援を行い、こどもの権利利益の擁護を行うための組織として「こども家庭庁」が発足しました。また、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

こども基本法に基づき、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。これは、これからの子育て支援施策が、子育て支援と一体的に取り組まれるべき成長過程にある若者の支援までを含め、こども・若者を権利の主体として認識し、その最善の利益を図るという観点から、総合的、包括的に各種の施策が相互に連携しながら取り組まれる必要があることを示すものとなっています。

本市においては、平成17年3月に「泉佐野市次世代育成支援行動計画」、平成22年3月に「泉佐野市次世代育成支援行動計画＜後期計画＞」を策定、平成27年3月には、子ども・子育て支援新制度に対応した「泉佐野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、多様な子育て支援事業を推進してきました。さらに令和2年3月には、第2期泉佐野市子ども・子育て支援事業計画、泉佐野市次世代育成支援行動計画、第3次泉佐野市ひとり親家庭等自立促進計画、泉佐野市子どもの貧困対策計画を一体的に策定した「いずみさの子ども未来総合計画」に基づき、本市の子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図ってきました。

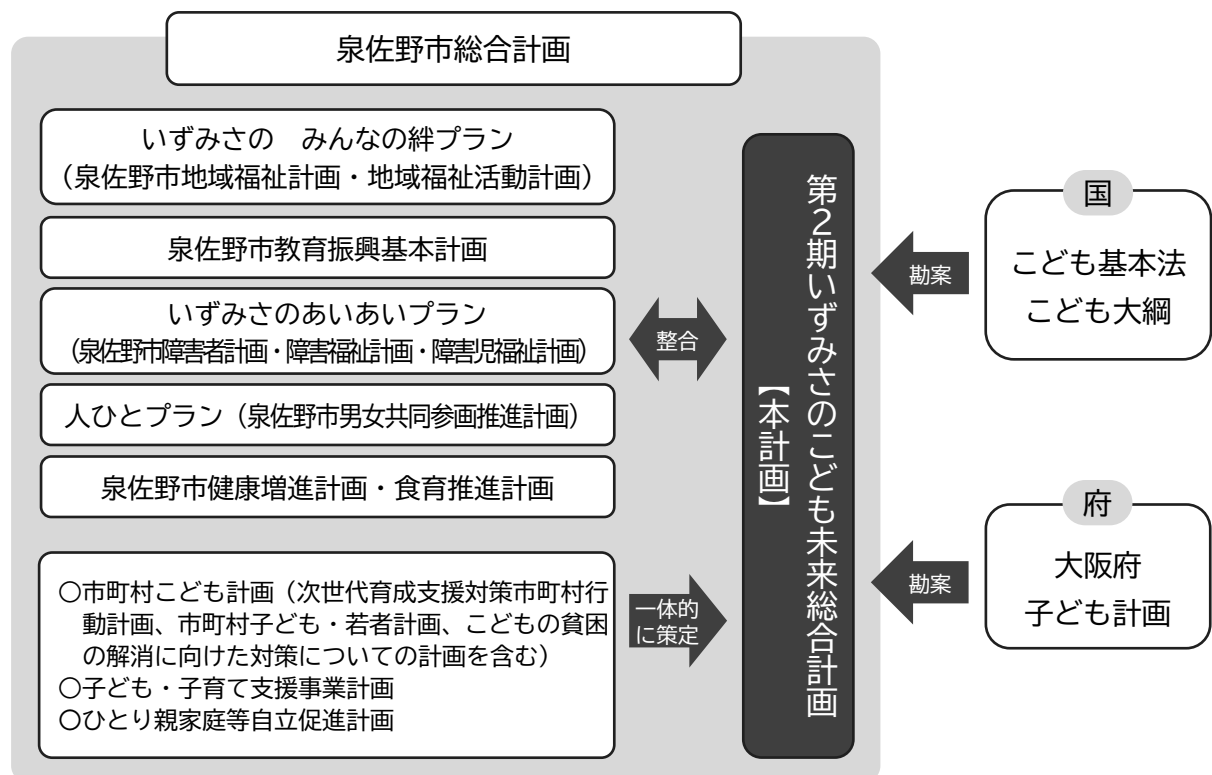
このたび、「いずみさの子ども未来総合計画」の最終年度を迎え、国における「こども基本法」の施行や「こども大綱」の策定を踏まえて、こども・若者支援や子育て支援の総合的な指針としての新たな計画の策定が求められています。こども・若者の最善の利益の実現に向け、また子育て支援のさらなる充実をめざし、一人ひとりのこども・若者が健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境整備をめざす計画として「第2期いずみさの子ども未来総合計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法の基本理念（第3条）を踏まえ、同法第10条に基づく「市町村こども計画」に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」を包含し、一体的に策定することで、総合的に子ども・若者及び子育て支援に取り組むものです。

策定にあたってはこども基本法に基づく国の「こども大綱」を勘案するとともに、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）」に基づくものとします。

また、本計画は、本市の最上位計画である「泉佐野市総合計画」、福祉分野における上位計画として位置づけられる「いずみさの みんなの絆プラン（第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」と整合を図るとともに、「泉佐野市教育振興基本計画」「いずみさのあいあいプラン（泉佐野市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）」、「人ひとプラン（泉佐野市男女共同参画推進計画）」、「泉佐野市健康増進計画・食育推進計画」などの関連計画との整合・連携を図りながら、子ども・子育て支援関連施策を推進していきます。



3 計画の期間

本計画は令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。計画内容と実態に大きく乖離が生じた場合は、計画の中間年（令和9年度）において計画の見直しを検討します。

（年度）

・・・R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12・・・
いずみさの子ども 未来総合計画						
策定	第2期いずみさのこども未来総合計画【本計画】					
			★ 中間見直し		策定	次期計画

4 本計画の推進とSDGs

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において定められた、令和 12（2030）年までに持続可能で、よりよい世界をめざす国際目標としての SDGs（エスディージーズ：持続可能な開発目標）は、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことをうたい、すべての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。

SDGs の理念は、一人ひとりのこども・若者が健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境整備をめざす本計画においても共有されるべき考え方であり、17 のゴールのうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」については、特に本計画の関連の深いテーマとなっています。これらのめざす方向性を同じくする SDGs の実現について、本計画に基づいて行う施策・事業の全体を通じて取り組んでいくものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 本市の現状と課題

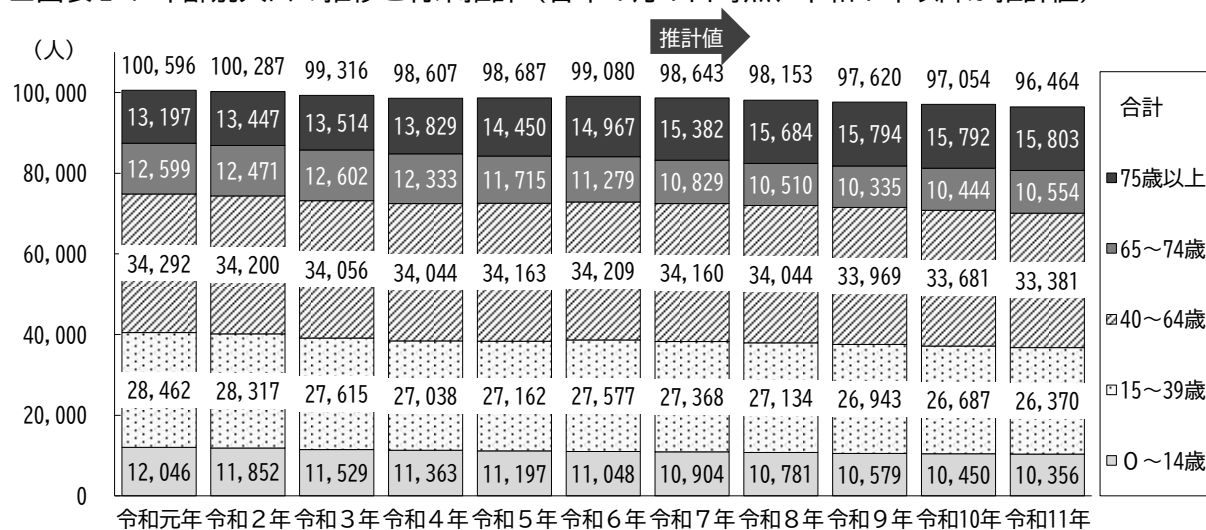
1 各種統計からみた現状

(1) 人口の推移と将来推計

本市の人口は、令和4年まで減少傾向で推移し、その後外国人世帯の影響もあり、やや増加に転じていますが、全体としては減少傾向となっており、将来的にも微減傾向が続く見込みです。

こどもの人口は減少傾向で推移しており、引き続き少子化の傾向の継続が見込まれています。

■図表 2-1 年齢別人口の推移と将来推計（各年4月1日時点、令和7年以降が推計値）

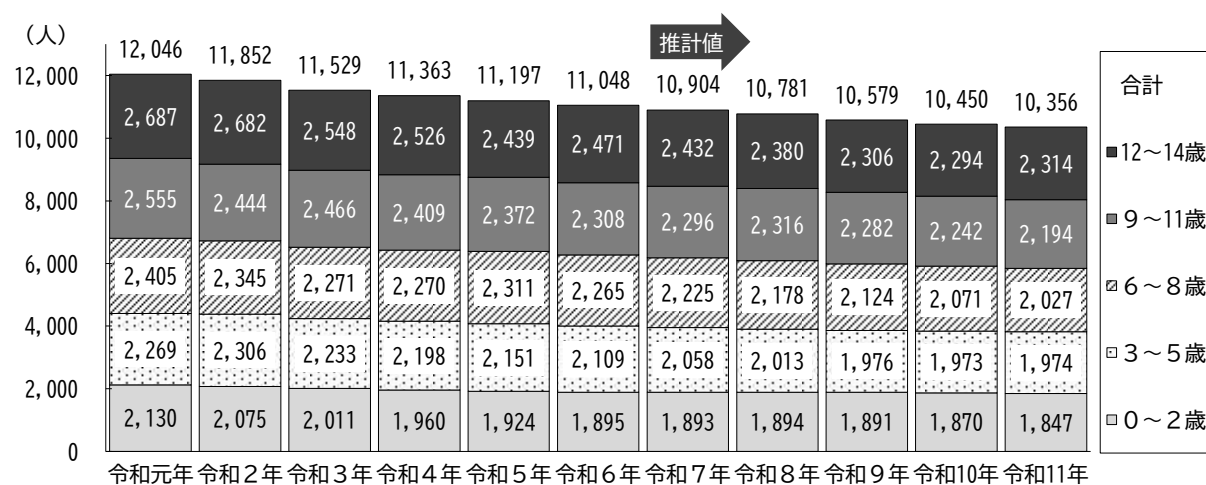


※令和元年～令和6年の男女別年齢各歳のコーホート変化率に基づく推計（コーホート変化率法）。

0歳人口は20～44歳女性人口との比率（こども女性比）に基づき算出。

資料：住民基本台帳（令和6年まで）

■図表 2-2 年齢別子ども人口の推移と将来推計（各年4月1日時点、令和7年以降が推計値）



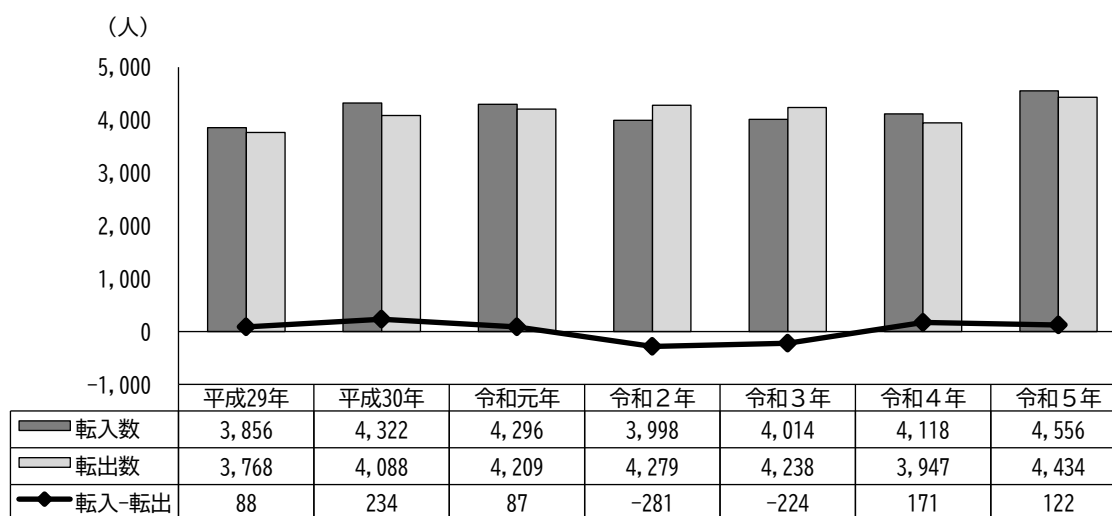
資料：住民基本台帳（令和6年まで）

(2) 転出入の状況

平成29年から令和5年の転出入の状況をみると、令和2年、令和3年は転出超過、それ以外の年は転入超過となっています。

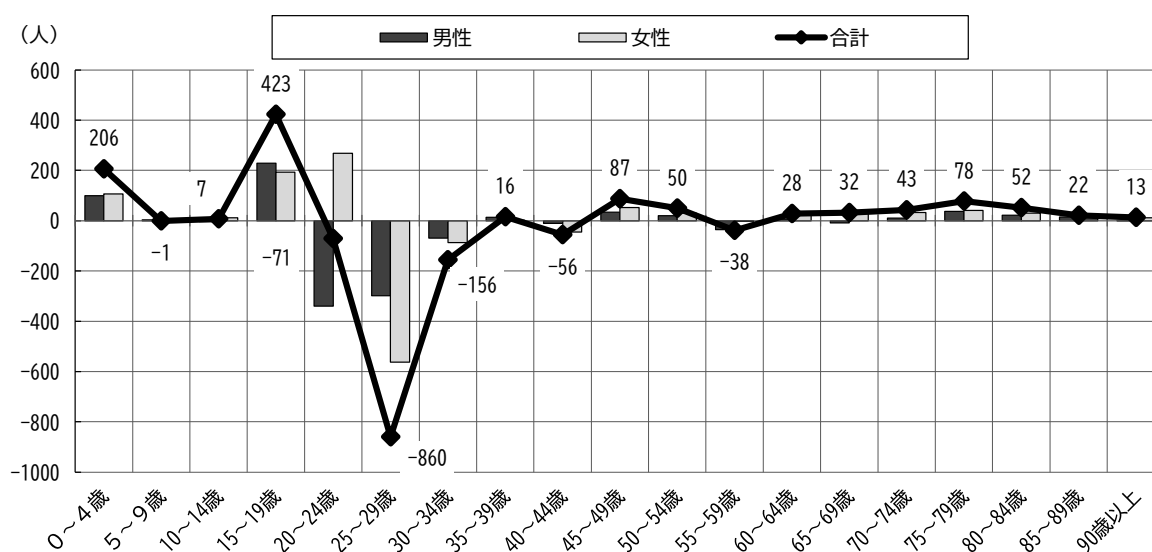
直近5年間の年齢別転出入の状況をみると、本市は進学に伴う転入が多いとみられる15～19歳では転入超過数が大幅なプラス、就職・結婚等が多いとみられる25～29歳では大幅なマイナスとなっており、それ以外の年代ではややプラスの年齢が多くなっています。0～4歳ではプラスとなっていることから、こどものいる世帯の転入が一定数あることがうかがえます。

■図表 2-3 転入数・転出数の推移



資料：住民基本台帳人口移動報告

■図表 2-4 男女別年齢別転入超過数（令和元年～令和5年合計）



資料：住民基本台帳人口移動報告

(3) 結婚の状況

有配偶率（現在結婚している割合）は、男女ともおおむね低下傾向となっています。

出産の中心となる 20～39 歳の有配偶女性数は減少が続いており、有配偶率も低下傾向で、本市に限らず少子化の一つの大きな要因となっています。

■図表 2-5 男女別年代別有配偶率の推移

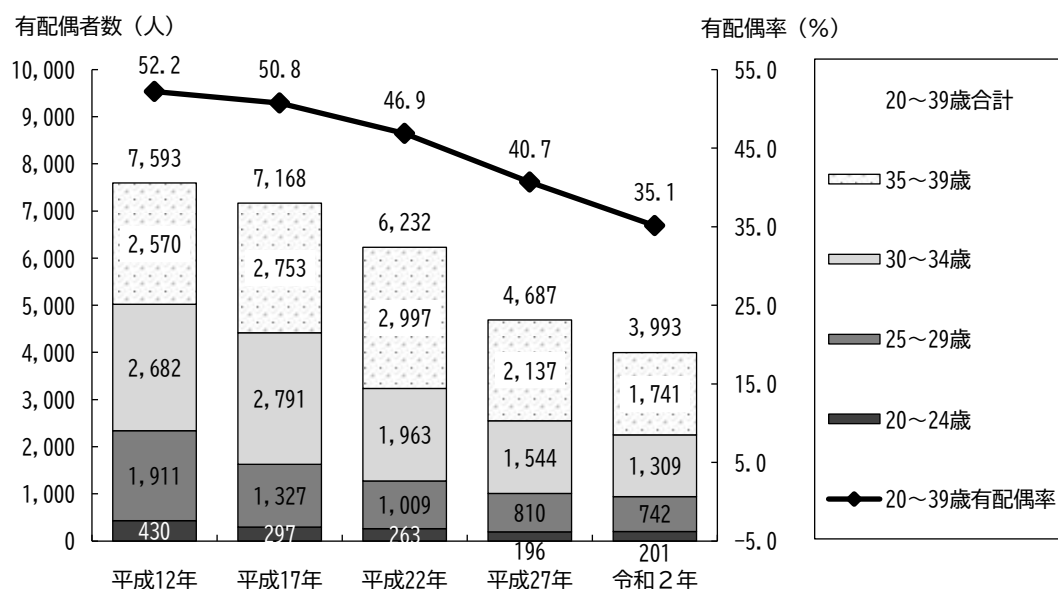
(%)

男性	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成12年	0.9	9.4	33.5	61.6	72.7	77.7	80.3
平成17年	0.9	6.7	30.6	56.9	68.9	73.6	76.8
平成22年	0.3	6.4	27.2	51.4	63.3	69.1	71.1
平成27年	0.5	5.2	22.9	47.2	59.6	64.6	68.4
令和2年	0.5	4.7	22.0	44.9	57.6	62.8	65.4

女性	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成12年	1.3	13.4	45.1	70.0	78.7	80.0	82.2
平成17年	1.0	10.8	39.6	66.0	72.4	76.4	77.2
平成22年	0.4	9.2	34.1	60.8	70.5	70.8	73.9
平成27年	0.8	6.7	29.7	57.6	67.2	71.3	68.6
令和2年	0.8	5.8	27.2	52.5	64.9	68.6	69.5

資料：国勢調査

■図表 2-6 年齢別有配偶女性数の推移



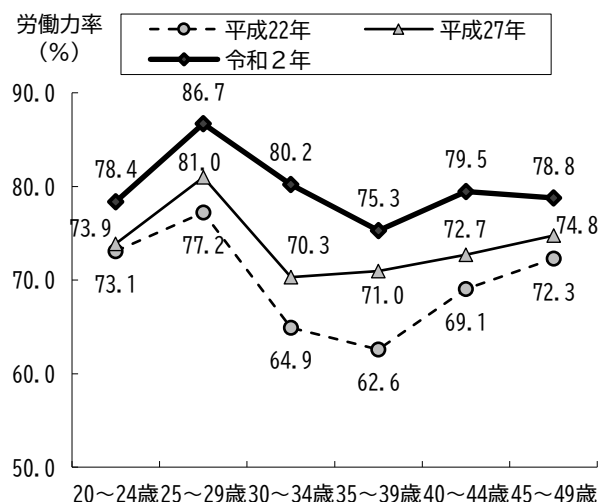
資料：国勢調査

(4) 女性の就労状況

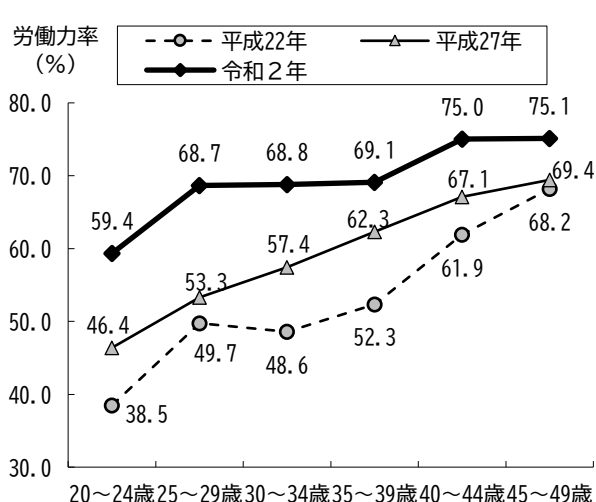
本市の子育て世代の女性の労働力率（就職・休職中・求職中（失業中）のいずれかの状態である割合）は近年上昇が続いています。特に30～34歳は令和2年では80.2%で、平成22年と比べ15ポイント以上の増加となっています。有配偶の女性のみの集計も同様で、子育て期間中も就労を継続する女性が増加していることがうかがえます。

子育て世代の有配偶女性は、平成27年から令和2年にかけて、全体の人数はほとんどの世代で減少している一方、「主に仕事」の有配偶女性は横ばいまたは増加しており、「家事」の人口が減少しています。

■図表 2-7 女性の労働力率の推移

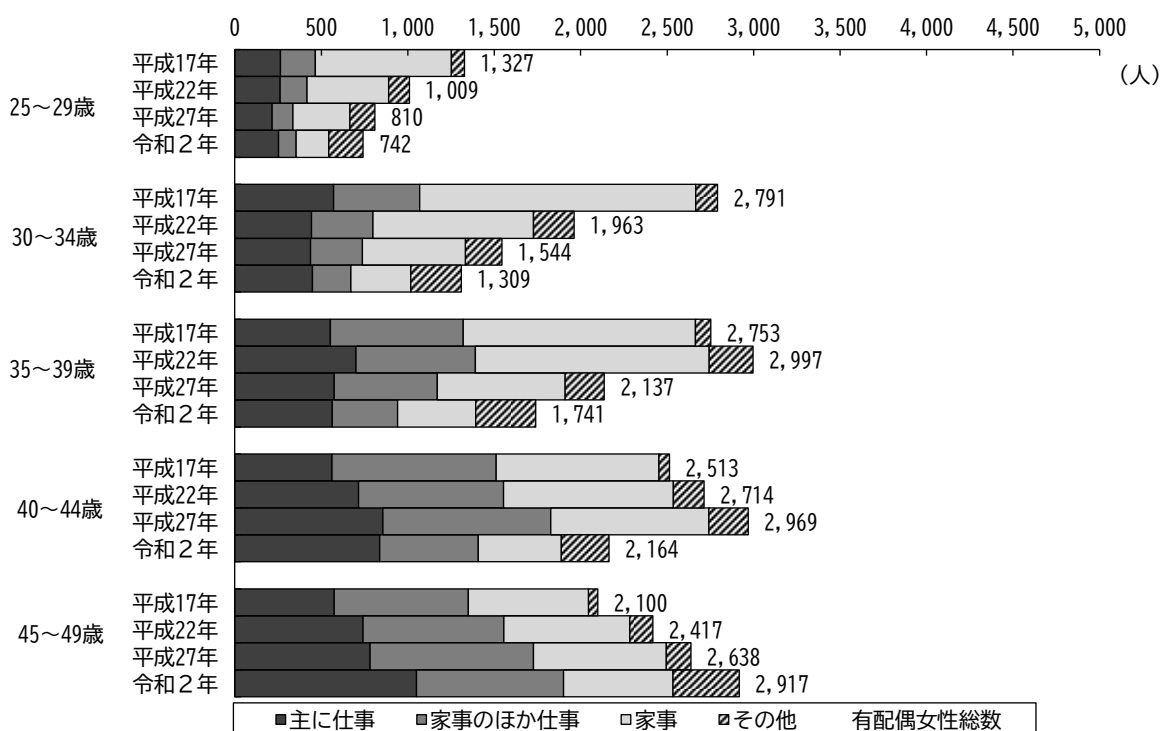


■図表 2-8 有配偶女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

■図表 2-9 子育て世代の有配偶女性の労働力状態の推移



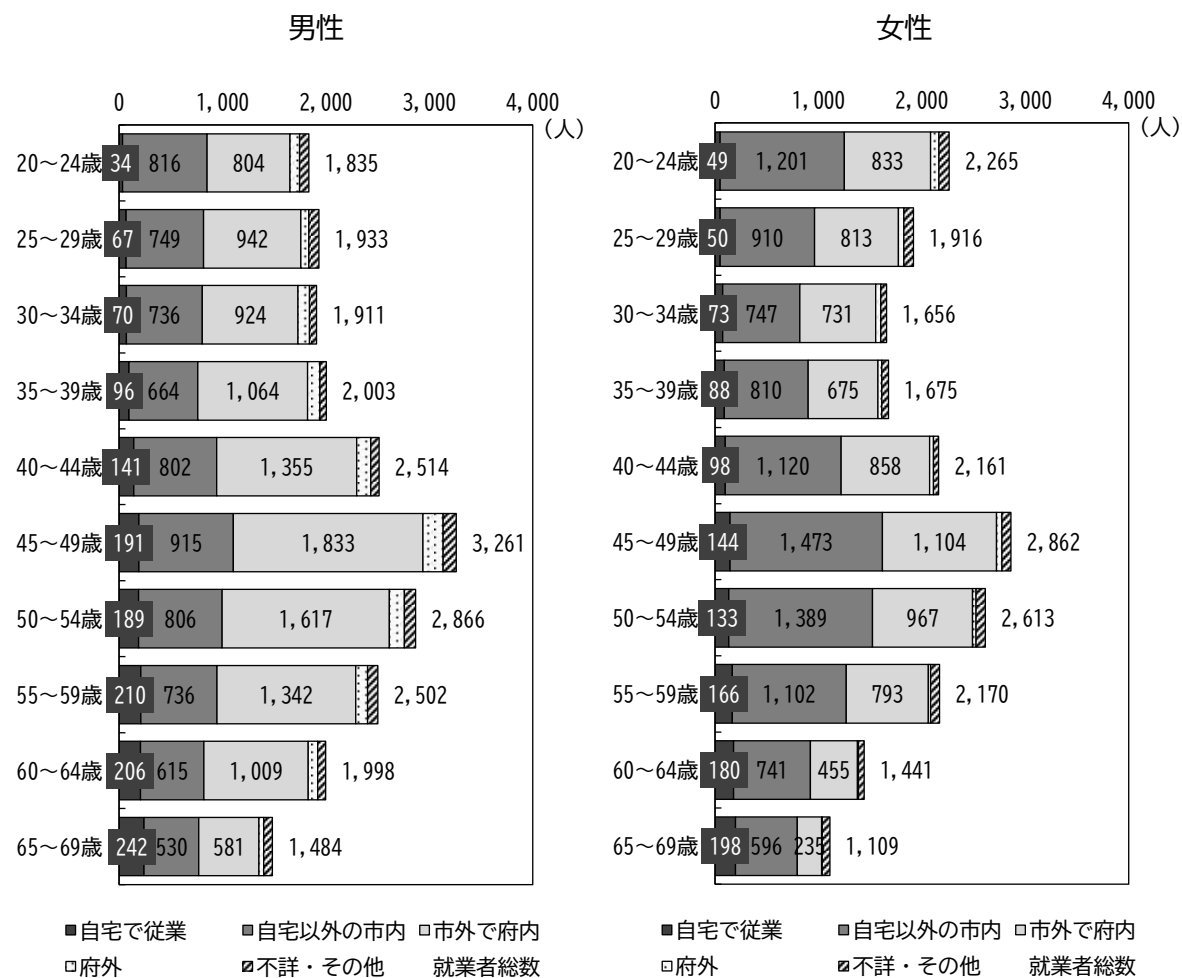
資料：国勢調査

(5) 就業場所

本市在住の就業者は、市内で就労する人は女性の方が多く、市外で就労する人は男性の方が多いです。

女性の方が、子育てとの両立をしやすい市内での就業を選択する人が多いことがうかがえます。

■図表 2-10 男女別年齢別従業地別就業者数（令和2年）



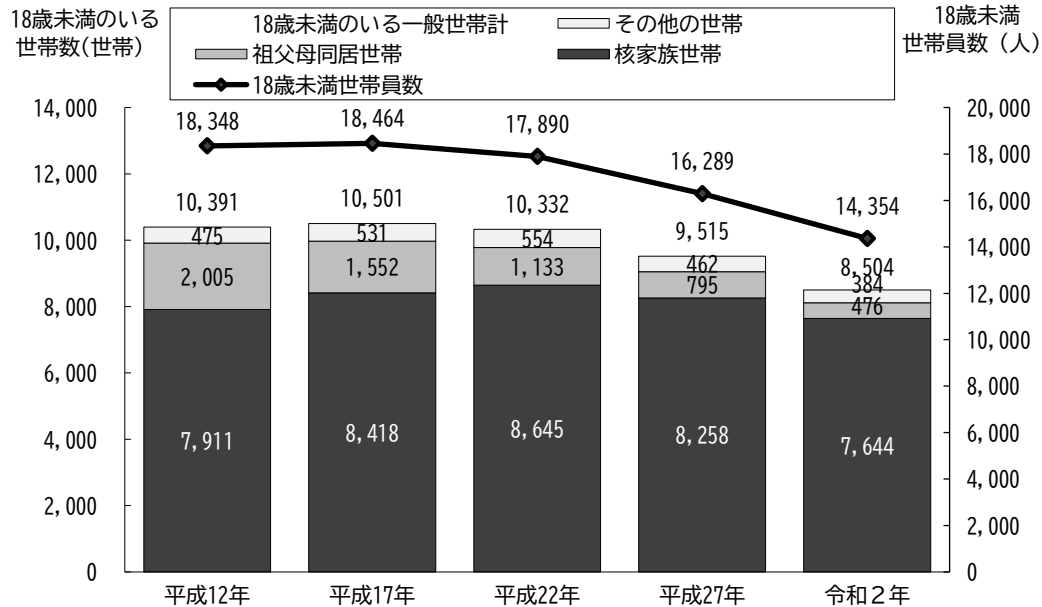
資料：国勢調査

(6) こどものいる世帯の状況

こども（18歳未満）のいる世帯数とその世帯に含まれる18歳未満世帯員数は、ともに減少傾向となっています。

核家族世帯（親とこどものみの世帯）の割合は大阪府より低く推移しており増加傾向、祖父母同居世帯の割合は大阪府より高く推移しており減少傾向です。

■図表 2-11 18歳未満のいる一般世帯数と18歳未満世帯員数の推移



※「一般世帯」とは、国勢調査の定義によると、住居と生計を共にしている人の集まりまたは一戸を構成して住んでいる単身者（住み込みの雇人や別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などに下宿している単身者を含む）、会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者を含む言葉であり、「施設等の世帯」（寮・寄宿舍の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者等）と区分されます。

※祖父母同居世帯数は、その世帯の一番若い夫婦を基準として、そのこどもと親が同居している世帯（国勢調査の区分では「夫婦、子供と両親から成る世帯」、「夫婦、子供とひとり親から成る世帯」、「夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯」）の合計です。

資料：国勢調査

■図表 2-12 一般世帯における核家族世帯の割合の比較

(%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
泉佐野市	64.3	64.4	67.6	69.9	71.9	75.0	76.5
大阪府	77.0	77.0	77.0	75.8	75.8	76.8	79.4
全国	64.8	65.3	66.8	67.8	69.4	72.4	75.7

資料：国勢調査

■図表 2-13 一般世帯における祖父母同居世帯の割合の比較

(%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
泉佐野市	25.3	24.4	19.3	14.8	11.0	8.4	5.6
大阪府	12.9	12.3	10.1	8.2	6.3	4.8	3.4
全国	25.2	24.4	21.1	17.7	14.1	11.3	8.5

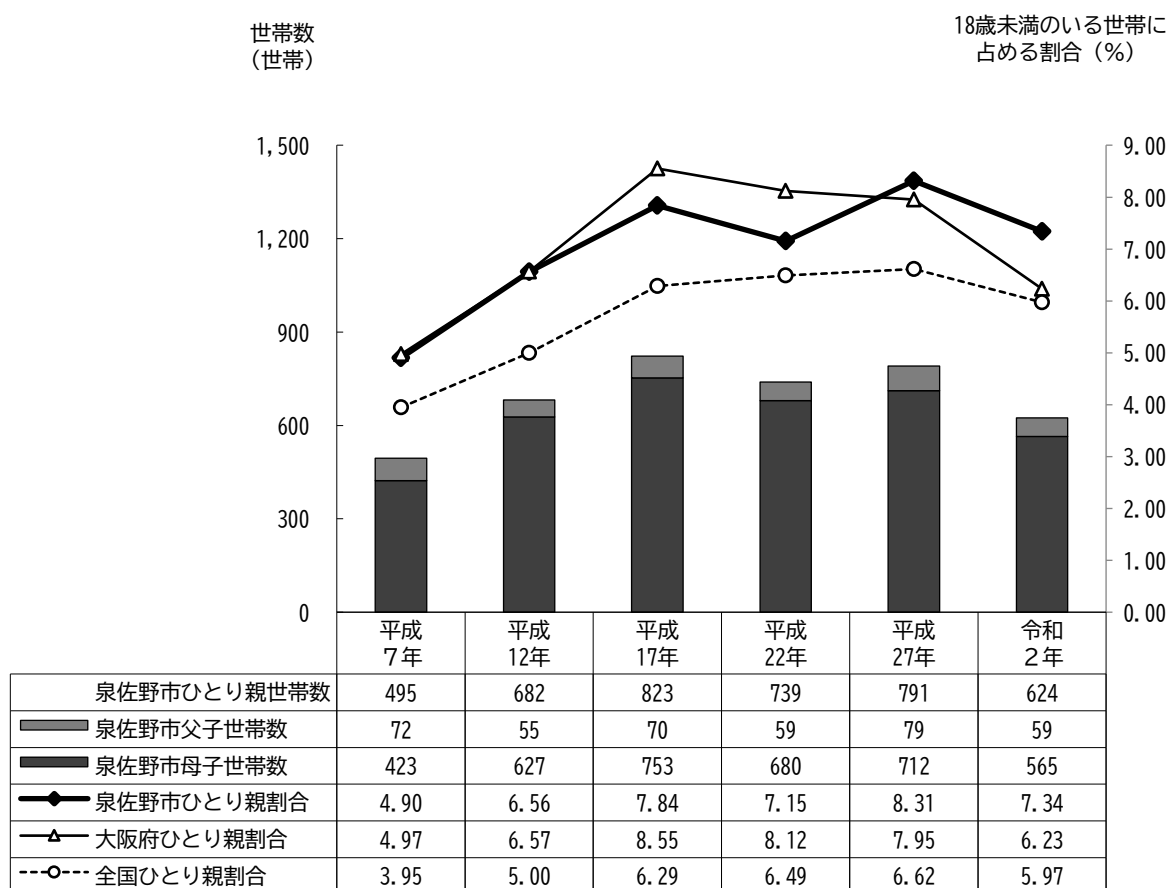
資料：国勢調査

(7) ひとり親世帯の状況

父子世帯数・母子世帯数を合計したひとり親世帯数は、平成17年以降は減少傾向で推移しています。

国・大阪府と比較すると、本市のひとり親世帯の割合は、平成27年以降やや高く推移しています。

■図表 2-14 18歳未満のいる世帯におけるひとり親世帯数の推移



※ここでの「父子世帯」「母子世帯」は、父親とこどものみ、母親とこどものみの世帯を集計しており、祖父母等が同居している世帯は含みません。「ひとり親世帯」は「父子世帯」と「母子世帯」の合計です。

資料：国勢調査

2 子育て世帯や子ども・若者の現状

(1) アンケート調査の実施について

本計画の策定にあたり、本市の子ども・若者の意識や、子育て世帯のニーズを把握し、計画策定及び今後の施策検討の基礎資料とすることを目的として、各種のアンケート調査を実施しました。調査結果は以下のとおりです。

ここでは、主な調査結果の中から、本市の課題に関わると考えられるものを抜粋して示します。

■実施した調査の概要

調査対象	調査方法・調査期間	配布数	有効回収数	有効回収率
子ども・子育て支援に関するニーズ等調査（子ども・子育て支援事業計画）				
就学前児童保護者	郵送配布、郵送回収 令和6年1月12日～ 1月25日	1,800 件	755 件	41.9%
小学生児童保護者		1,200 件	495 件	41.3%
こどもの意識や生活に関するアンケート調査（こどもの貧困対策計画）				
市内の小学校に通う 小学校5年生の児童	学校配布・WEB回答 令和6年3月5日～ 3月15日	761 件	304 件	39.9%
市内の中学校に通う 中学校2年生の生徒		705 件	319 件	45.2%
こども・若者意識調査（こども・若者計画）				
市内小中学校に通学する 小学5年生、中学2年生 の保護者	学校配布・WEB回答 令和6年3月5日～ 3月15日	1,466 件	601 件	41.0%
16歳～39歳の若者		1,000 件	202 件	20.2%
ひとり親家庭等自立促進計画策定にかかるアンケート調査（ひとり親家庭等自立促進計画）				
市内在住の母子家庭の 母・父子家庭の父・寡婦	郵送及び児童扶養手当 現況届提出時に配布、直 接回収及びWEB回収 令和5年8月1日～ 12月31日	1,028 件	310 件	30.2%
日常生活に関するアンケート調査（ヤングケアラー実態把握等）				
市内在住の小学6年生及び 中学1年生～3年生	WEB回答方式 令和6年2月1日～ 2月22日	3,000 件	541 件	18.0%
市内在住の高校生相当学年 の人		2,695 件	490 件	18.2%

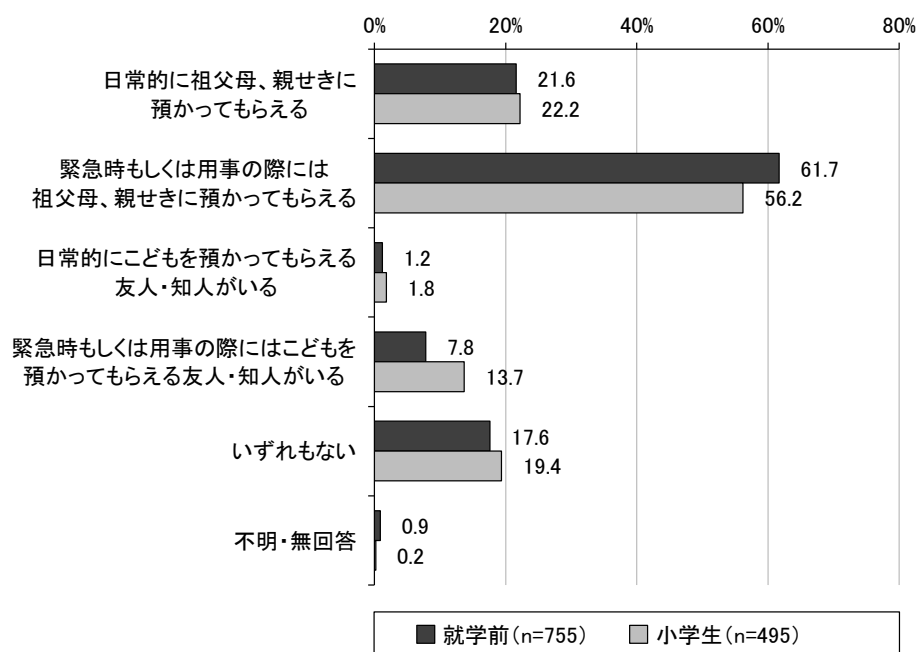
(2) 子育ての孤立や支援の課題について

- ◆こどもを預かってもらえる人について、日常的にまたは緊急時の「いずれもない」が、就学前保護者で17.6%、小学生保護者で19.4%。【図表 2-15】
- ◆子育てやこどもの教育について、気軽に相談できる人や相談の場所について、「いない／ない」が、就学前保護者で6.4%、小学生保護者で9.1%。【図表 2-16】
- ◆仕事と子育てを両立させる上での課題と思うことについて、「こどもや自分が病気やケガをしたときに代わりにこどもの面倒をみる人がいないこと」が、就学前保護者60.7%、小学生保護者45.1%で、いずれも最も多い。【図表 2-17】
- ◆小学5年生、中学2年生の保護者を対象とした調査においても、こどもの世話や看病で頼れる人について、「いない」が14.1%、「そのことでは人に頼らない」が6.2%。

⇒周囲の支援を受けにくい状況のなかで子育てをしている人が一定数いること、緊急時に支援を受けにくいと感じている保護者が多いことがうかがえる結果となっています。

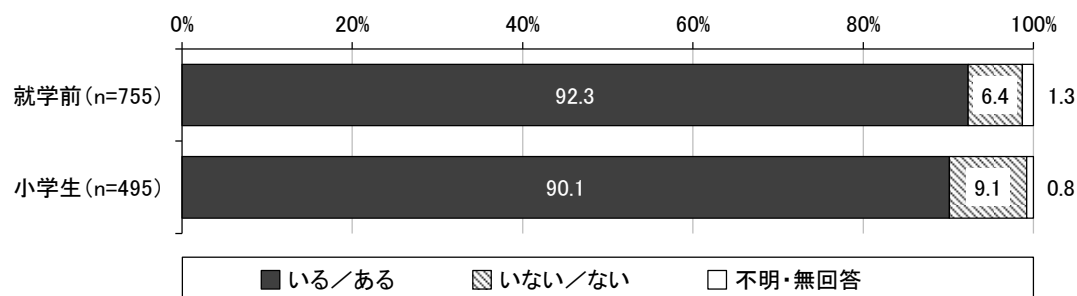
子育ての孤立が懸念される状況があり、保護者が子育てをする上で、身近なサポートを感じやすい環境づくりが課題となっています。

■図表 2-15 日頃、お子さんを預かってもらえる人はいますか。(複数回答)【子ども・子育て支援に関するニーズ等調査】



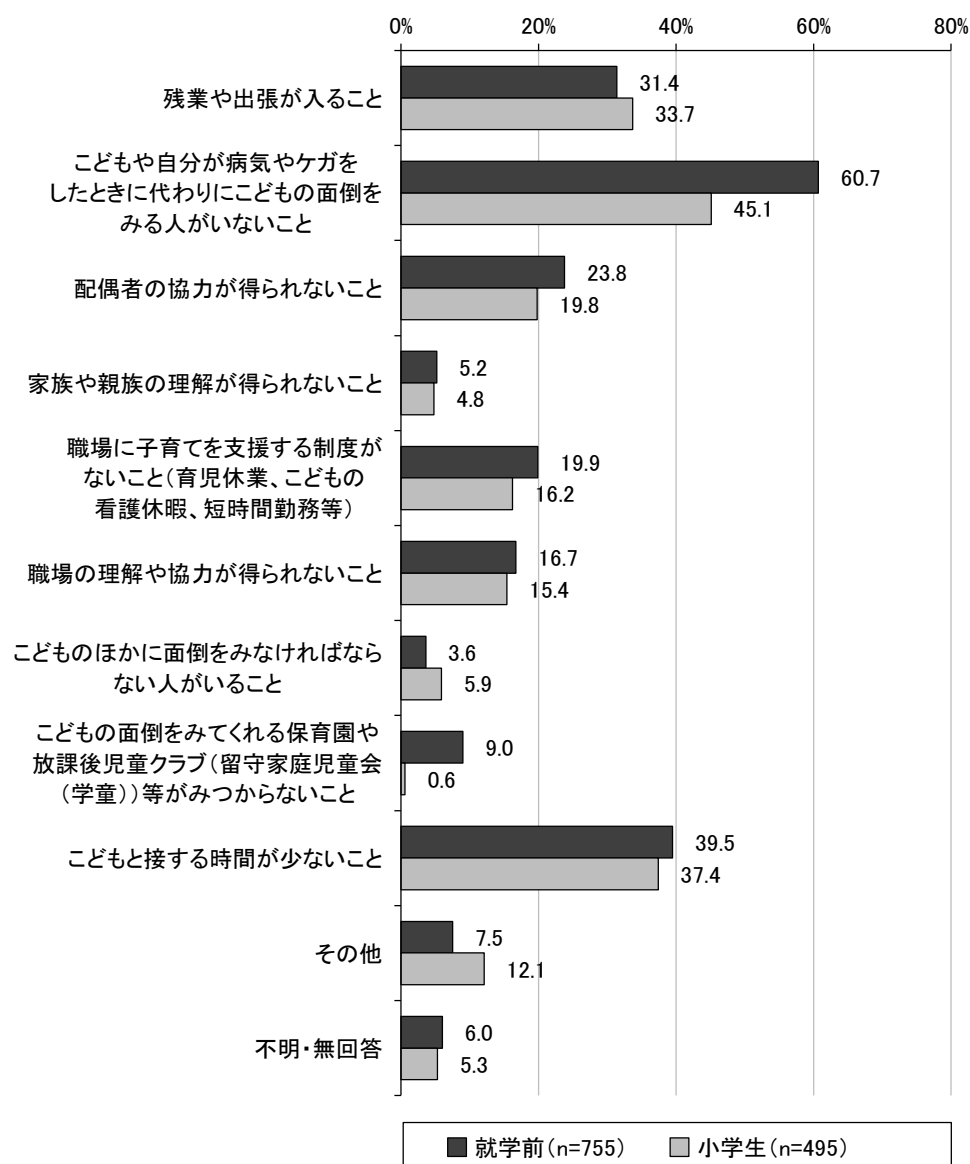
■図表 2-16 子育てやこどもの教育について、気軽に相談できる人や相談の場所がありますか。

【子ども・子育て支援に関するニーズ等調査】



■図表 2-17 あなたにとって、仕事と子育てを両立させる上での課題と思うことは何ですか。

(複数回答) 【子ども・子育て支援に関するニーズ等調査】



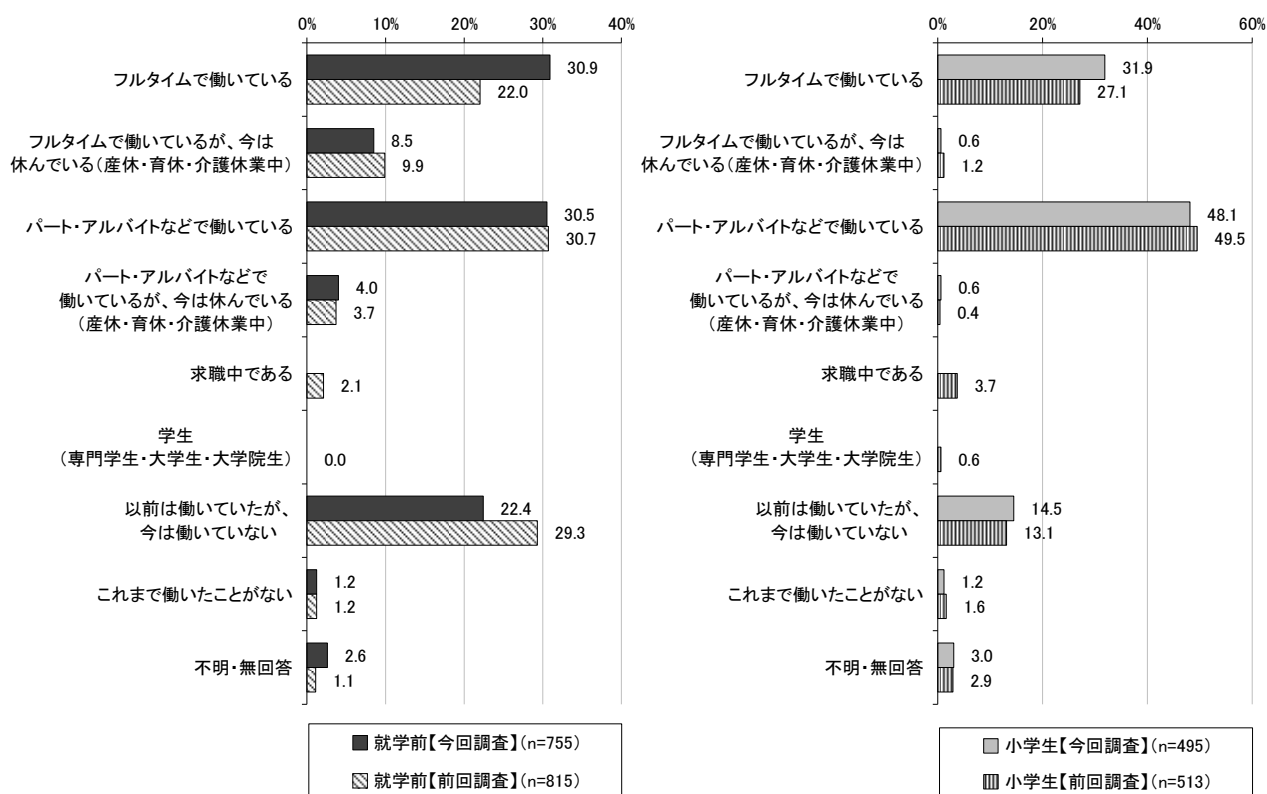
(3) 女性の就業率の上昇と保育ニーズの増加について

- ◆母親の就労について、特に就学前で、「以前は働いていたが、今は働いていない」が減少し、「フルタイムで働いている」という回答が増加。【図表 2-18】
- ◆就学前保護者の、平日に定期的に利用している教育・保育サービスについては、「利用している」が前回調査より増加。【図表 2-19】
- ◆現在利用していない理由として、「預けたいが、保育サービスに空きがない」が20.0%。【図表 2-20】
- ◆「幼稚園（認定こども園の1号認定を含む）」を利用者のうち、夏休み・冬休みなど長期休暇中の教育・保育サービスの利用希望については、「ほぼ毎日利用したい」が35.3%、「週に数日は利用したい」が35.7%と、利用したい人が多数。【図表 2-21】

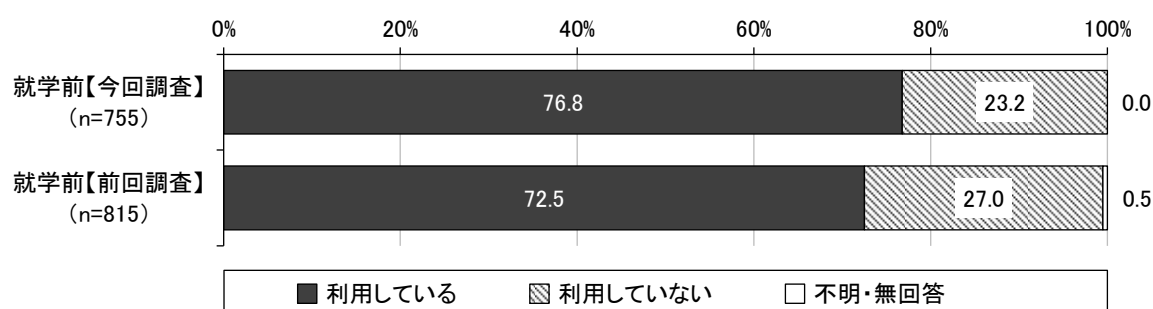
⇒いわゆる「専業主婦」が減少し、就労する母親が増加していることは、アンケート調査においても、国勢調査等の統計資料においても確かめられており、こうした傾向は就学前保育や放課後児童クラブの利用率の増加や、共働き世帯に対する子育て支援ニーズの増加をもたらすことが予想されます。

少子化の影響によるニーズの減少も考慮する必要がありますが、利用率の増加、共働き世帯の増加という変化の動向は確認しておく必要があります。

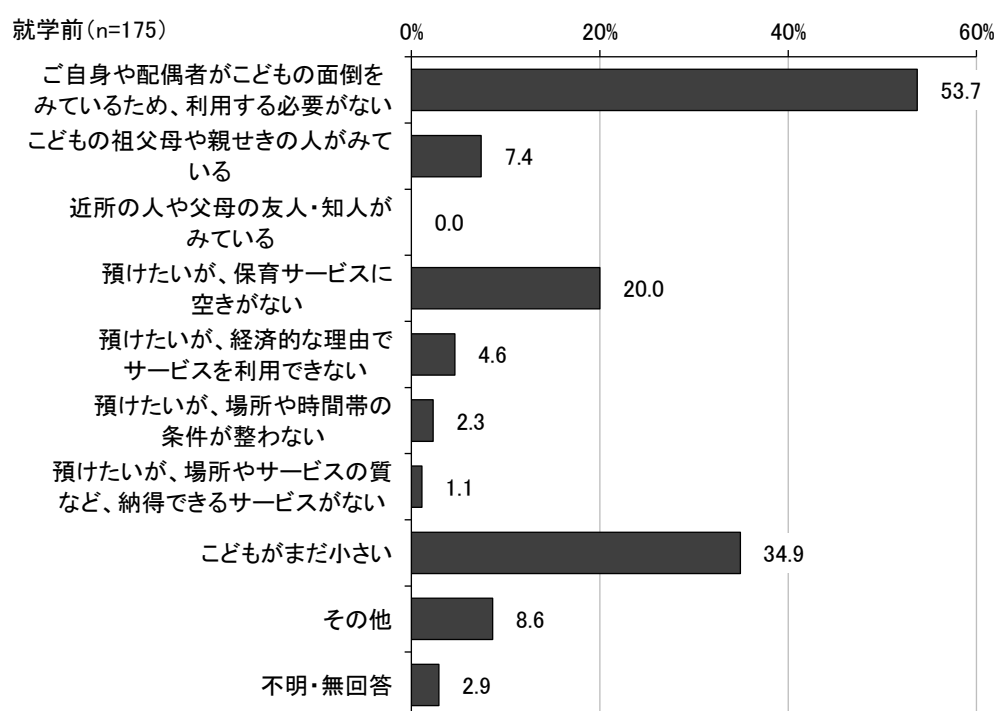
■図表 2-18 お子さんの保護者の方の働いている状況についてお伺いします。自営業や自営業を手伝っている場合も含みます（母親）【子ども・子育て支援に関するニーズ等調査】



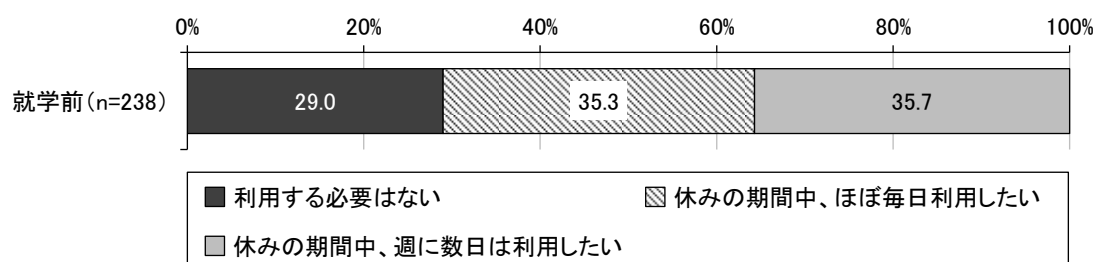
■図表 2-19 お子さんの現在の教育・保育サービスの利用の有無についてお答えください。日頃、定期的にお子さんを預けるサービスを利用していますか。【子ども・子育て支援に関するニーズ等調査】



■図表 2-20 (教育・保育サービスを利用していない人のみ) 教育・保育サービスを利用していない理由は何ですか。(複数回答)【子ども・子育て支援に関するニーズ等調査】



■図表 2-21 (「幼稚園(認定こども園の1号認定を含む)」を利用している人のみ) 夏休み・冬休みなど長期休暇中の教育・保育サービスの利用希望がありますか。【子ども・子育て支援に関するニーズ等調査】



(4) 各種の子育て支援について

- ◆病児保育については、就学前保護者についても小学生保護者についても、「できれば病児・病後児のための保育施設等に預けたい」という回答数に比べて、実際に「病児・病後児のための保育施設を利用した」という回答数が少なく、潜在的ニーズが大きいことがうかがえる。

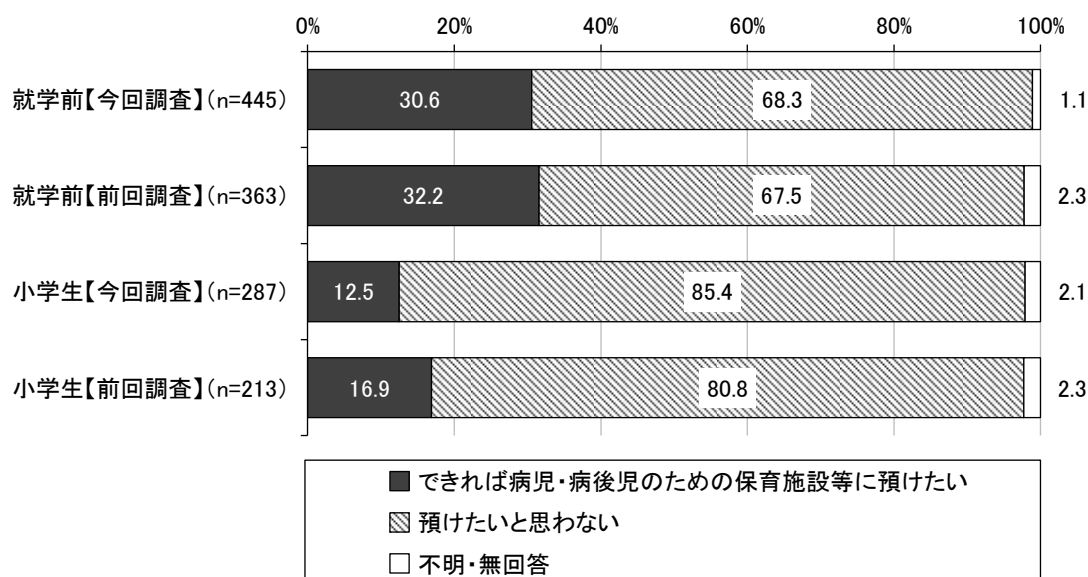
【図表 2-22】

- ◆地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）については、就学前保護者の 83.7%が「利用していない」と回答し、前回調査（76.9%）より増加しており、低年齢での保育施設利用が増加したことが背景となっていると考えられる。
- ◆一方で、地域子育て支援拠点事業については、「現在は利用していないが、今後利用したい」が 15.2%で、現在利用している人より多くなっていることから、潜在的なニーズは大きいことがうかがえる。【図表 2-23】
- ◆子育て支援サービスの認知度について、「さのっ子ナビ（母子健康手帳アプリ）」、「いずみさの子育て応援ナビ」の認知度が前回調査より大幅に上昇しており、ICTを活用した支援が子育て中の保護者のニーズに合致していることがうかがえる。
- ◆子育て支援サービスの利用経験と今後の利用意向について、「自治体が発行する子育て支援情報誌」、「いずみさの子育て応援ナビ」、「産前産後ヘルパー派遣事業（令和6年8月以降は「子育て世帯訪問支援事業」に変更）」、「多胎児世帯にファミリー・サポート・センター利用補助券配布」、「乳幼児おむつ用指定可燃ごみ袋配布」は、「利用したことがある」より「今後利用したい」が 10 ポイント以上高く、潜在的なニーズが大きい。
- ◆潜在的なニーズが大きい事業については、「乳幼児おむつ用指定可燃ごみ袋配布」を除くいずれの事業も、知っているかどうかについて「いいえ」が「はい」を上回っており、事業の周知が十分ではない状況がうかがえる。【図表 2-24】

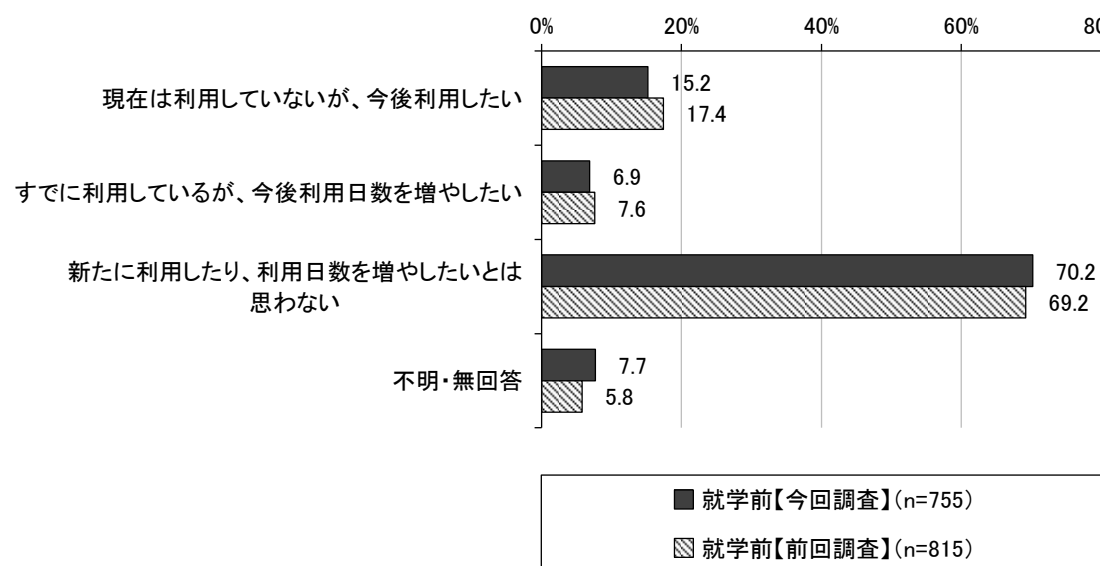
⇒病児保育については、実際の利用と比べて潜在的ニーズが大きいことが示されており、また、地域子育て支援拠点事業についても、潜在的ニーズの存在がうかがえることから、これらニーズに応える体制づくりをしていくことが、子育て支援において重要であると考えられます。また、ICTの積極的な活用など、保護者のニーズに応じた支援事業の内容・方法を検討していくことが引き続き求められています。

事業の周知に課題があることがうかがえる結果も示されており、利用可能な支援や事業の情報が、必要とする子育て中の保護者に確実に届く体制の充実が課題となっています。

■図表 2-22 (子どもが病気やけがで教育・保育サービスが利用できなかったことや学校を休まなければならなかった際に、母または父が仕事などを休んで対応した人のみ) その際に「できれば病児・病後児のための保育施設等に預けたい」と思われましたか。【子ども・子育て支援に関するニーズ等調査】

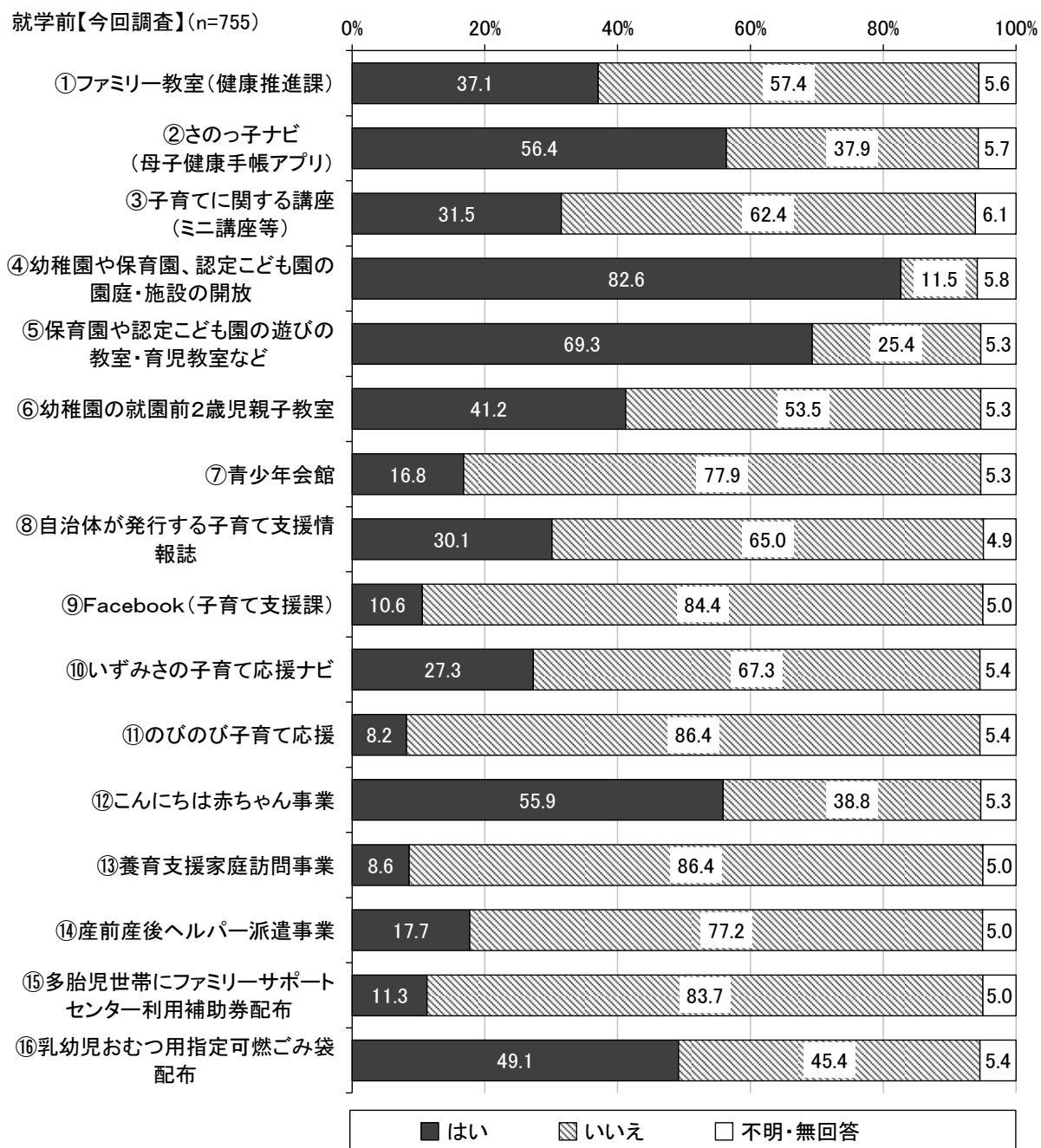


■図表 2-23 地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。【子ども・子育て支援に関するニーズ等調査】



■図表 2-24 子育て支援サービスの認知度・利用度についてお伺いします。下記のサービスで知っているものや、これまでに利用したことがあるものはありますか。また、今後、利用したいと思うものはありますか。【子ども・子育て支援に関するニーズ等調査】

【知っている】



(5) 子育てに関する悩みや有効と感じる支援・対策について

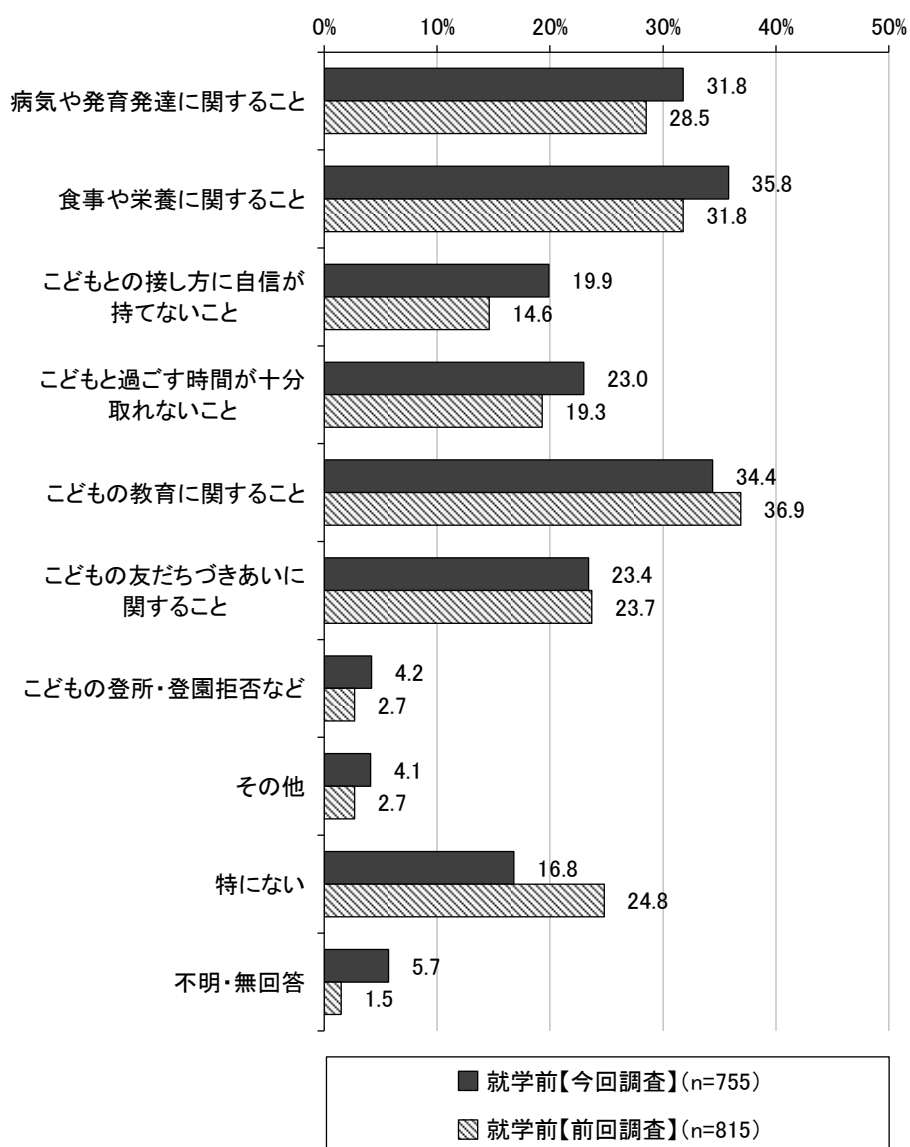
- ◆子育てに関して日常悩んでいること、あるいは気になることについて、就学前保護者のことに関するものでは「食事や栄養に関すること」、「こどもの教育に関すること」、「病気や発育発達に関すること」が上位である一方、「こどもとの接し方に自信が持てないこと」が増加し、「特にない」が減少。【図表 2-25】
- ◆子育てに関して日常悩んでいること、あるいは気になることについて、小学生保護者のことに関するものでは「こどもの教育に関すること」、「こどもの友だちづきあいに関すること」が上位である一方、就学前保護者と同様に「特にない」が減少。
- ◆子育てを楽しんでいることが多い人、そうではない人について、有効または必要な支援・対策では、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が最も多く回答されており、前回調査より増加。
- ◆子育てに関して日常悩んでいること、あるいは気になることについて、就学前保護者では「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分とれないこと」、「子育てにかかる出費がかさむこと」、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が上位かつ前回調査より増加しており、「子育てに関して配偶者の協力が少ないこと」、「配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと」も前回より増加しています。小学生保護者では「子育てにかかる出費がかさむこと」が最も多く、次いで「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分とれないこと」が多い。【図表 2-26】
- ◆子育てや教育を主に行っている人については、就学前、小学生ともに「父母ともに」がやや増加、「主に母親」がやや減少。

⇒子育てについて悩みや気になることを抱える保護者が増加しており、相談支援等の充実が求められています。

仕事と家庭の両立については、共働き世帯の増加を背景として支援のニーズが増大している一方、子育て支援サービスの充実だけではなく、就労する事業所等における意識や働き方等の環境整備、家庭・地域における男女共同参画の意識の高揚も必要であると考えられます。

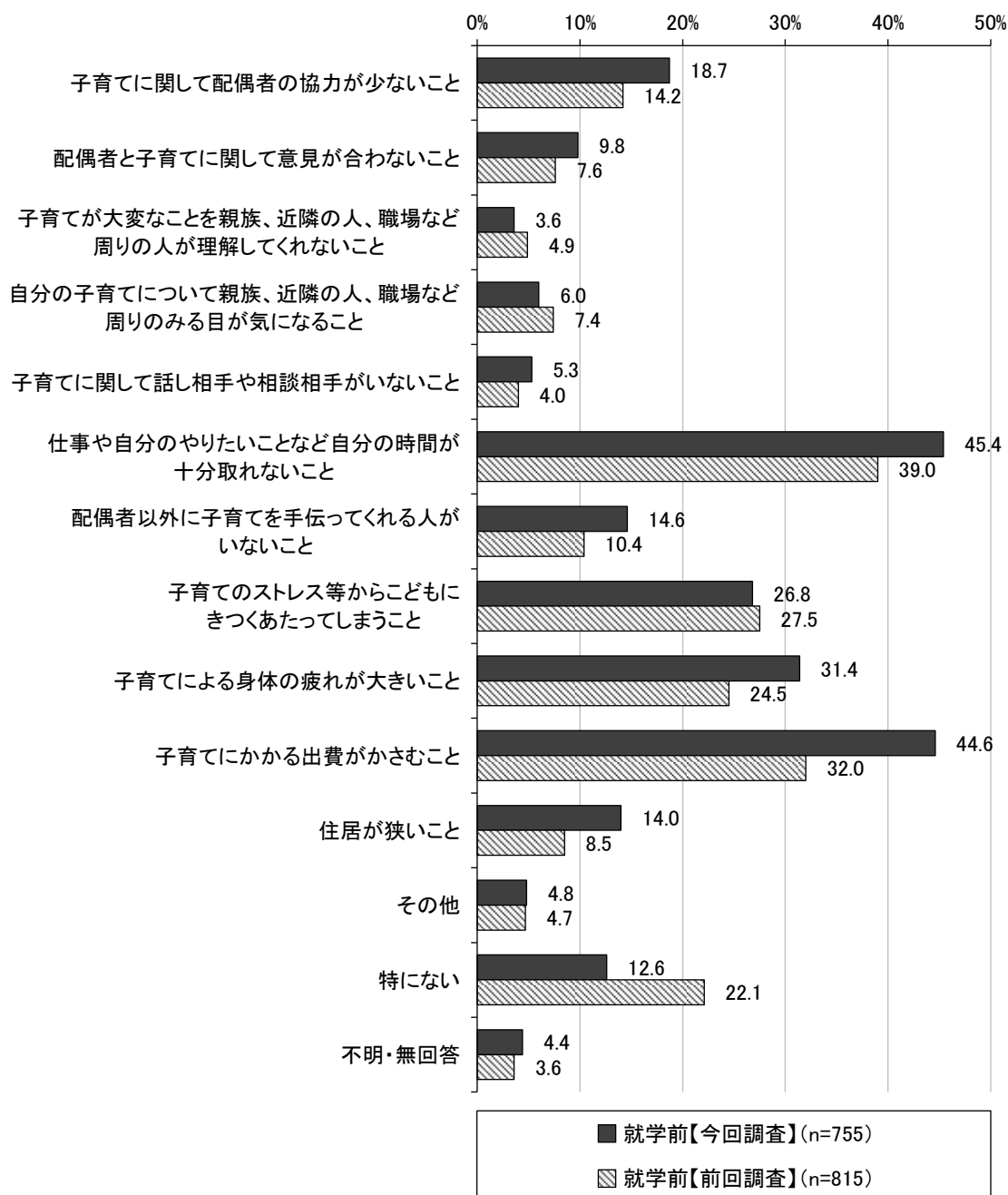
■図表 2-25 あなたが、子育てに関して日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。
（複数回答）【子ども・子育て支援に関するニーズ等調査】

【こどもに関すること】



■図表 2-26 あなたが、子育てに関して日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。(複数回答)【子ども・子育て支援に関するニーズ等調査】

【保護者に関すること】



(6) こども・若者の現状と支援の課題について

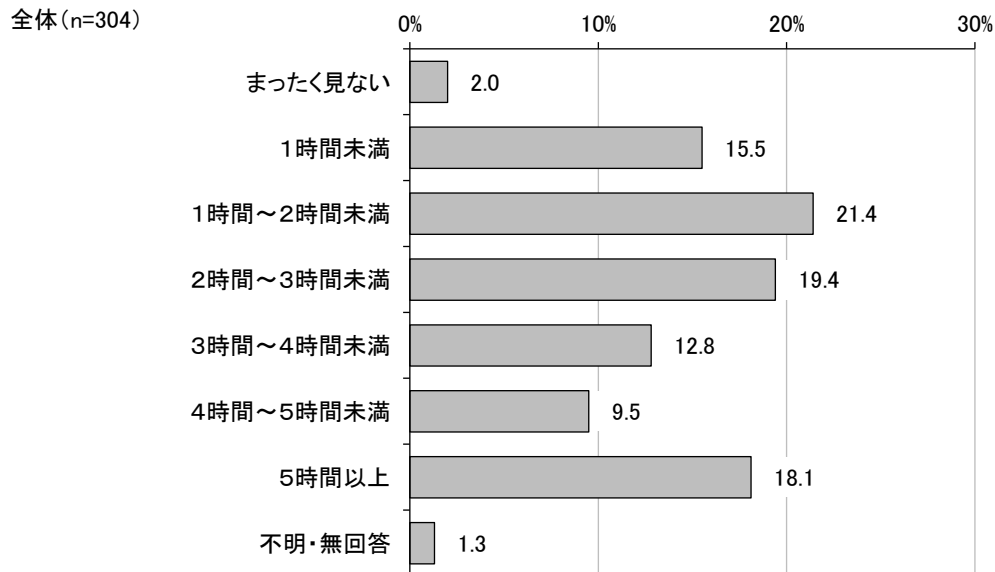
- ◆学校でのタブレット使用以外で、1日にどれくらいパソコン、スマートフォンなどを見ているかについて、「5時間以上」という回答が小学5年生で18.1%、中学2年生で31.3%、16～39歳で25.7%。【図表2-27】
- ◆自分にとって居場所だと感じられる、落ち着いて居心地よくいられる場所について、自宅や親戚、友達の家、部活動等が上位である一方、「インターネットを通じたゲームや交流の場」が小学5年生で20.1%、中学2年生で18.8%。16～39歳の「居場所」についても、「インターネット空間」が13.4%。
- ◆自分の将来について「希望がある」または「どちらかといえば希望がある」という回答は、小学5年生72.7%、中学2年生59.2%、16～39歳58.4%と肯定的な回答が過半数。
- ◆日本の将来は明るいと思うかどうかについては、「明るい」または「どちらかといえば明るい」という回答は、小学5年生55.0%、中学2年生42.6%、16～39歳19.8%と、年齢が上がるほど肯定的な回答が減少し、16～39歳では1割台。
- ◆社会が「結婚、妊娠・出産、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていると思うかについて、16～39歳では「向かっていると思う」または「どちらかといえば、向かっていると思う」は23.2%、「向かっていると思わない」または「どちらかといえば向かっていると思わない」は61.9%。【図表2-28】
- ◆地域のなかで入会しているものについて、「地域の子ども会」は小学5年生10.2%、中学2年生5.6%、「スポーツクラブ」は小学5年生21.1%、中学2年生12.5%である一方、「特に入っているものはない」は小学5年生64.8%、中学2年生76.5%。地域の活動や行事への参加について、16～39歳では「まったく参加していない」が71.8%など、地域におけるつながりや参加の希薄化の傾向が見られる。
- ◆「こどもの権利」については、こども・若者対象の調査ではいずれも「聞いたことがない」という回答が最も多い（小学5年生47.4%、中学2年生61.1%、16～39歳40.1%）。【図表2-29】
- ◆「泉佐野市こども基本条例」については、こども・若者対象の調査ではいずれも「知らない」という回答がほとんどを占めている（小学5年生91.1%、中学2年生92.5%、16～39歳87.1%）。【図表2-30】
- ◆高校生相当学年を対象とした調査では、悩みや困りごとについて相談に乗ってくれたり話を聞いてくれる人について、「相談相手や話を聞いてくれる人がいない」が4.6%、「相談や話をしたくない」が21.7%となっており、全体の約4分の1は悩みや困りごとについての相談先があるとは感じていない状況。

⇒小中学生において、インターネットの利用が日常生活に深く浸透していることが調査結果において示されており、居場所と感じているこどもも少なくない現状がうかがえます。
安全なインターネットの利用や情報リテラシーについて、知識や技術を身につけられる環境づくりが課題となっています。

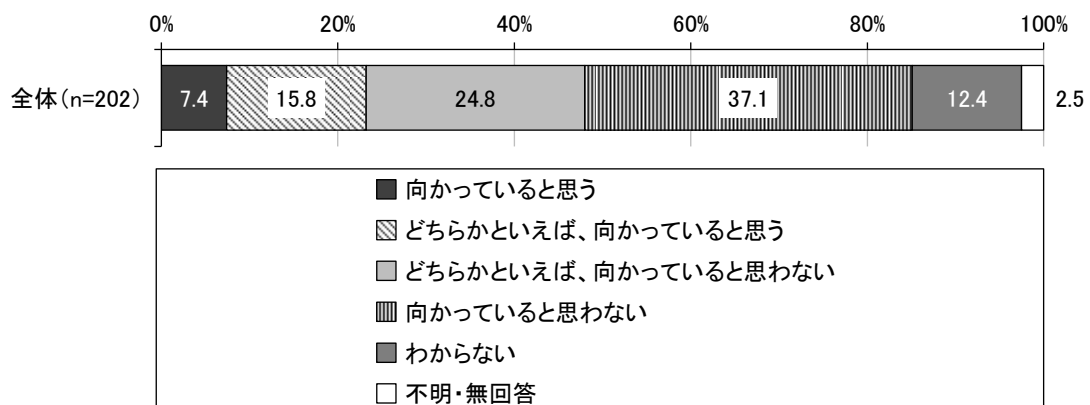
若者が日本の将来や出産・子育てに温かい社会をつくっていくことについて明るい展望を持っていないことは、他の自治体の調査においても共通しており、社会全体の課題として認識する必要があります。

また、こども・若者の権利やそれを守るための制度等について、こども・若者自身が十分な情報を得られていない可能性があることから、積極的な啓発や情報提供も求められています。

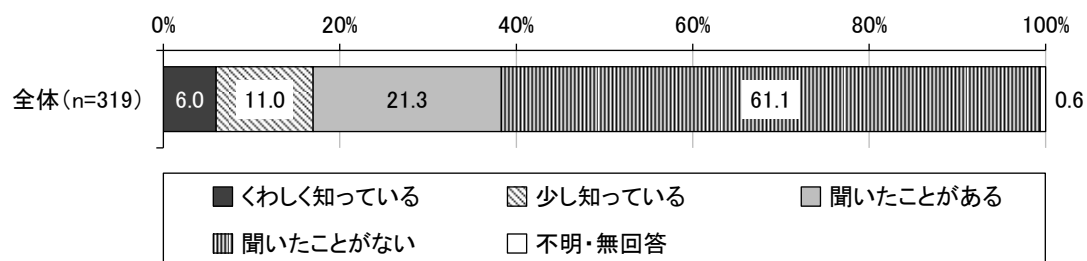
■図表 2-27 あなたは、学校でのタブレット使用以外で、1日にどれくらいパソコン、スマートフォンなどを見ていますか。(小学5年生)【こどもの意識や生活に関するアンケート調査】



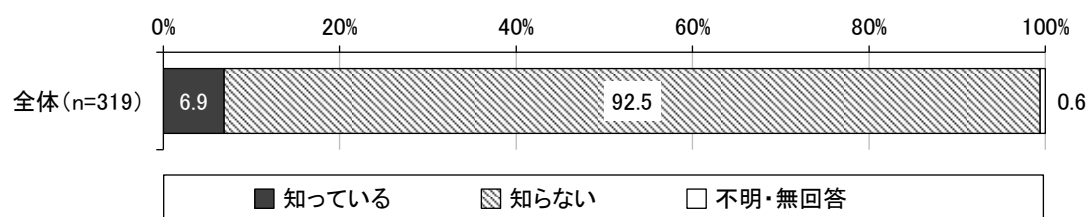
■図表 2-28 あなたは、社会が「結婚、妊娠・出産、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていていると思いますか。(16～39歳)【こどもの意識や生活に関するアンケート調査】



■図表 2-29 「こどもの権利」とは、こどもが大人と同じく一人の人間として持つ権利です。権利には安心して生活できること、自由に意見を言ったり活動したりできることなどが含まれます。あなたは、「こどもの権利」について知っていますか。(中学2年生)【こどもの意識や生活に関するアンケート調査】



■図表 2-30 あなたは、「泉佐野市こども基本条例」が作られたことを知っていますか。(中学2年生)【こどもの意識や生活に関するアンケート調査】

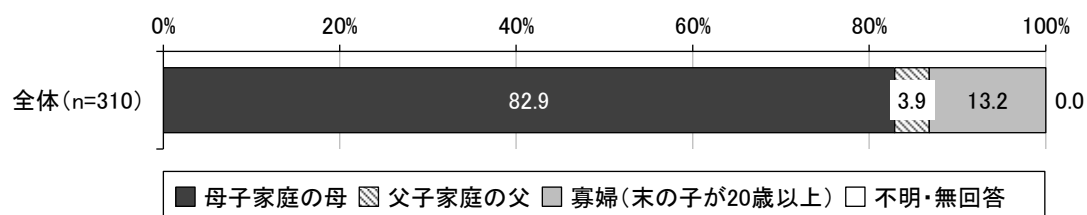


(7) ひとり親家庭の支援について

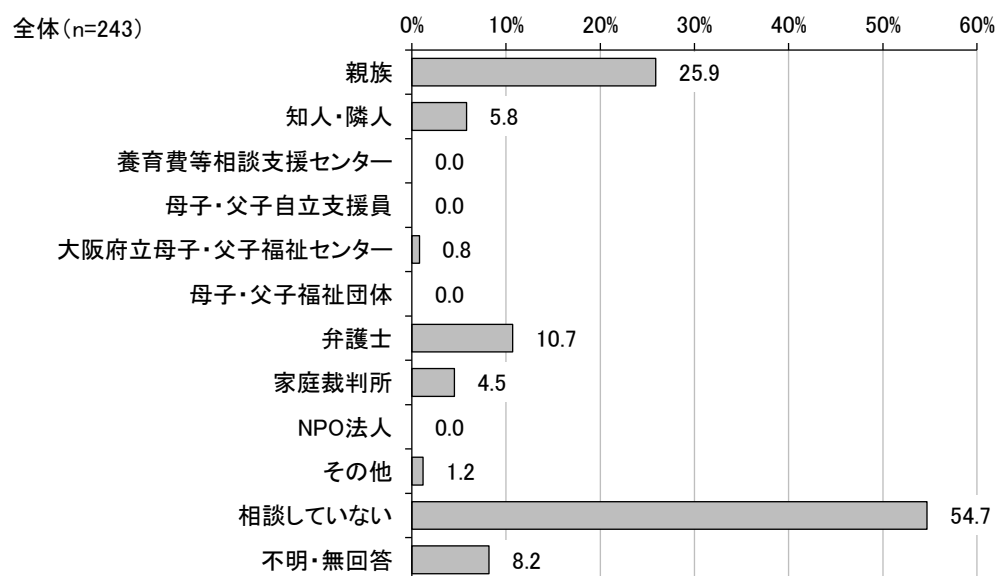
- ◆ひとり親家庭を対象としたアンケートへの回答は、「母子家庭の母」が 82.9%で特に多く、「父子家庭の父」が 3.9%、「寡婦（末の子が 20 歳以上）」が 13.2%。【図表 2-31】
- ◆ひとり親家庭になる前後での働き方の変化について、前回の調査と比べ「正規の職員・従業員」が増加（23.5%⇒34.2%）し、「働いていない」が減少（12.3%⇒1.9%）。
- ◆ひとり親となったことを契機に転職をした人が 41.2%。転職の際に考慮したこととしては「時間的に融通が利く」、「自宅から職場が近い」、「人間関係など職場の雰囲気が良い」、「時給・給与が高い」がそれぞれ半数以上。
- ◆ひとり親家庭の年収は 200 万円未満が 51.3%（250 万円未満は 63.2%）、400 万円以上が 6.8%。なお、2022 年国民生活基礎調査における貧困線は世帯 1 人当たりの等価可処分所得が 127 万円であり、これは 2 人世帯の場合は 180 万円、3 人世帯の場合は 220 万円が貧困線となっています（等価可処分所得に世帯人員の平方根を乗じて算出する）。
- ◆養育費を受け取る可能性のあるひとり親家庭のうち、養育費についてだれにも（どこにも）に相談していない人が 54.7%。養育費について取り決めをしているのは 43.2%、取り決めをしていないのは 49.8%。取り決めをしている家庭のうち、取り決めが守られているのは 50.5%、一部または全く守られていないのは 47.6%。実際に養育費を受け取っているのは 22.6%。【図表 2-32、図表 2-33】
- ◆ひとり親を対象とした施設や制度については、ほぼすべての項目で「知らなかった」が最も多く、次いで「聞いたことがある」が多くなっており、「利用したことがある」と「内容も知っている」の合計が 2 割を超えている施設・制度は今回の調査ではありませんでした。また、これらの施設・制度等を利用しやすくするためにどのようなことを充実させたいかと思うかについては、「夜間・土日祝日なども相談できるようにする」、「気軽に相談できる場所や相談窓口などを増やす」が特に多くなっています。

⇒ひとり親家庭では保護者が就労していても経済的に厳しい状況にある家庭が多く、これは女性の就労における困難（低収入・非正規が多い、出産・子育てを機にキャリアが途切れやすい等）や、ひとり親であることによる制限（就労場所や時間帯等で育児と両立できる条件でしか働けない、こどもの病気等の際の対応の必要等）が影響していると考えられます。また養育費が受け取れていない世帯が多いことも経済的困難の背景となっています。支援のための施設・制度については知られていないものが多く、相談支援の充実等を通じた情報提供等の支援の強化が課題となっています。

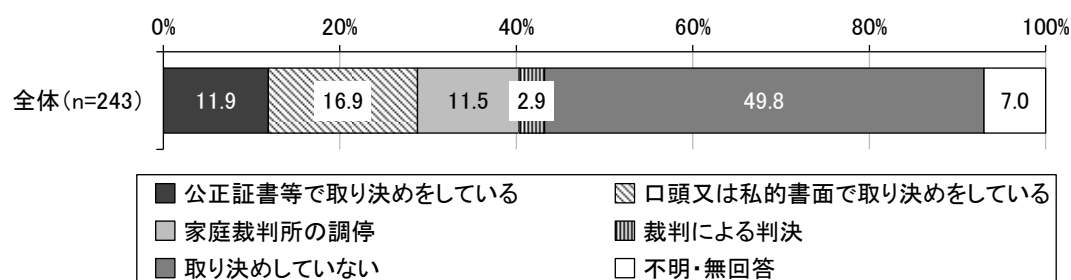
■図表 2-31 あなたは次のうちどれに当てはまりますか。【ひとり親家庭等自立促進計画策定アンケート調査】



■図表 2-32 (離婚や未婚による理由で、ひとり親家庭になった人のみ) お子さんの養育費のことで、だれか(どこか)に相談しましたか。(複数回答)【ひとり親家庭等自立促進計画策定アンケート調査】



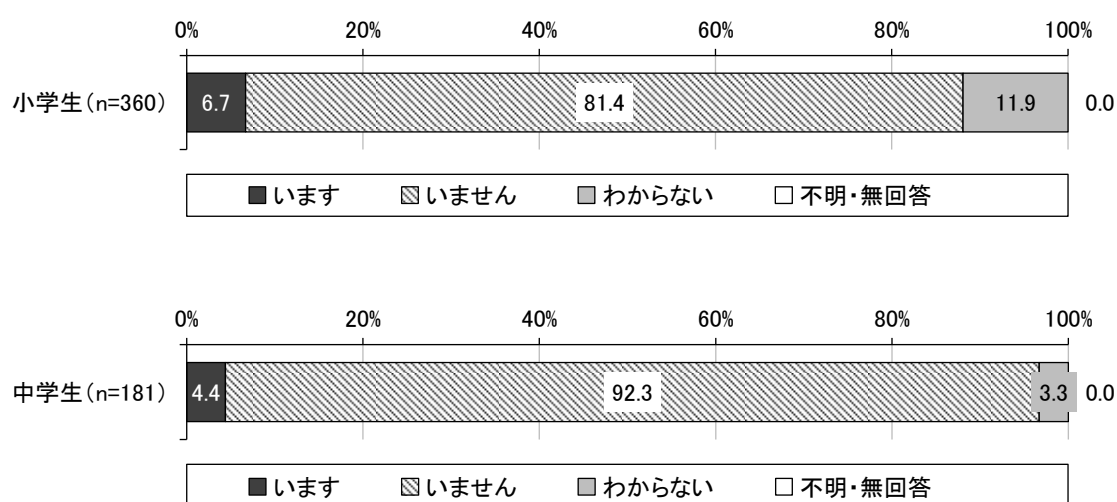
■図表 2-33 (離婚や未婚による理由で、ひとり親家庭になった人のみ) 養育費について、どのような取り決めをしていますか。【ひとり親家庭等自立促進計画策定アンケート調査】



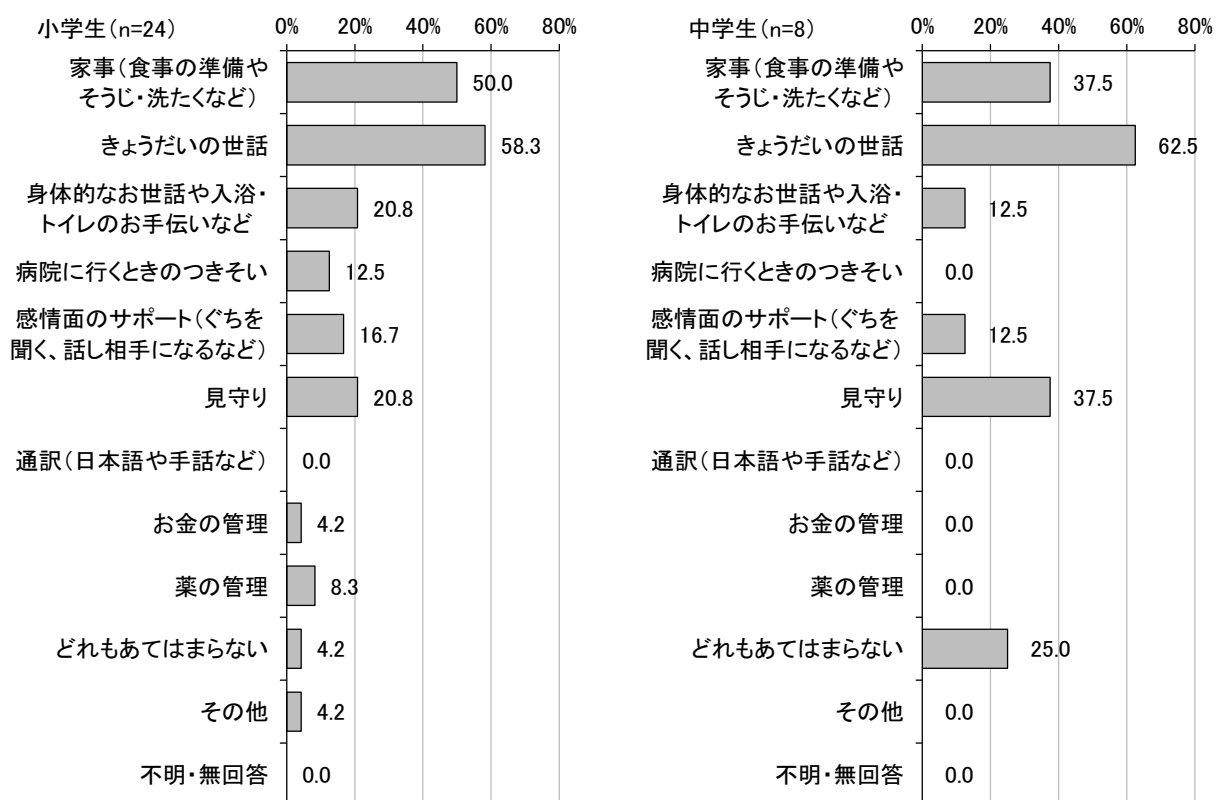
(8) ヤングケアラーの支援について

- ◆家族のなかにお世話が必要な人については「います」と回答した人が小学生で6.7%、中学生で4.4%であり、国の同種調査と大きな差はありませんでした。【図表 2-34】
 - ◆家族のお世話をしている小学生、中学生について、その内容をみると、「きょうだいの世話」が小中学生ともに約6割で最も多く、次いで「家事」が小学生 50.0%、中学生 37.5%。【図表 2-35】
 - ◆家族のお世話をしている回数は、ほぼ毎日が約半数で、国の同種調査と大きな差はありませんでした。平日1日あたりの従事する時間については、小学生で3時間以上という回答が16.7%（24件中4件）。【図表 2-36】
 - ◆世話を必要とする家族のことや世話をしていることについて、誰かに相談したことについては、小学生の29.2%、中学生の37.5%が「ある」と回答しており、国の同種調査よりそれぞれ10ポイント以上高くなっています。
 - ◆世話をしている家族や家庭のことについては、「自由に使える時間がほしい」が小学生で29.2%（24件中7件）となっており、負担を感じている状況がうかがえます。
 - ◆「ヤングケアラー」という言葉については、小学生の12.5%、中学生の35.4%が「聞いたことがあります、内容もよく知っている」と回答している一方、それ以外は「聞いたことはあるが、よく知らない」または「聞いたことはない」と回答しており、国の同種の調査より認知度は高くなっているものの、さらなる周知が必要な状況となっています。（調査の時期が影響している可能性もあります。）【図表 2-37】
- ⇒「ヤングケアラー」に関する現状について、中学生の回答は少なく、小学生においては一部に毎日長時間の世話や手伝いを行っている例もみられました。
- 世話をすることについての相談については、国の同種調査より相談したことがある人が多くなっていますが、支援を必要とするこどもが周囲に助けを求めやすい環境づくりや、そのための学習・情報提供の機会の充実が求められています。

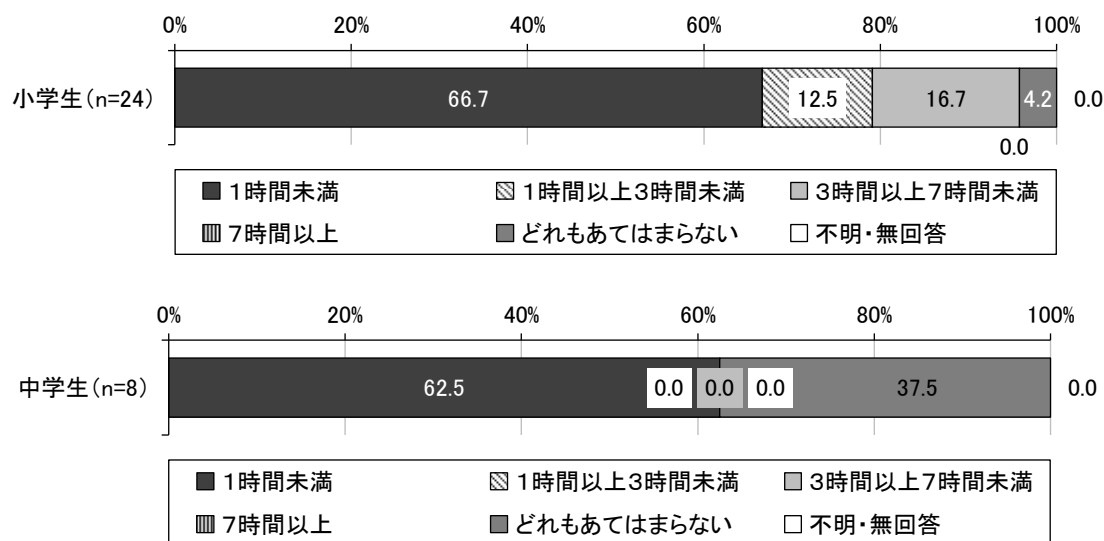
■図表 2-34 家族のなかにお世話が必要な人がいますか。【日常生活に関するアンケート調査】



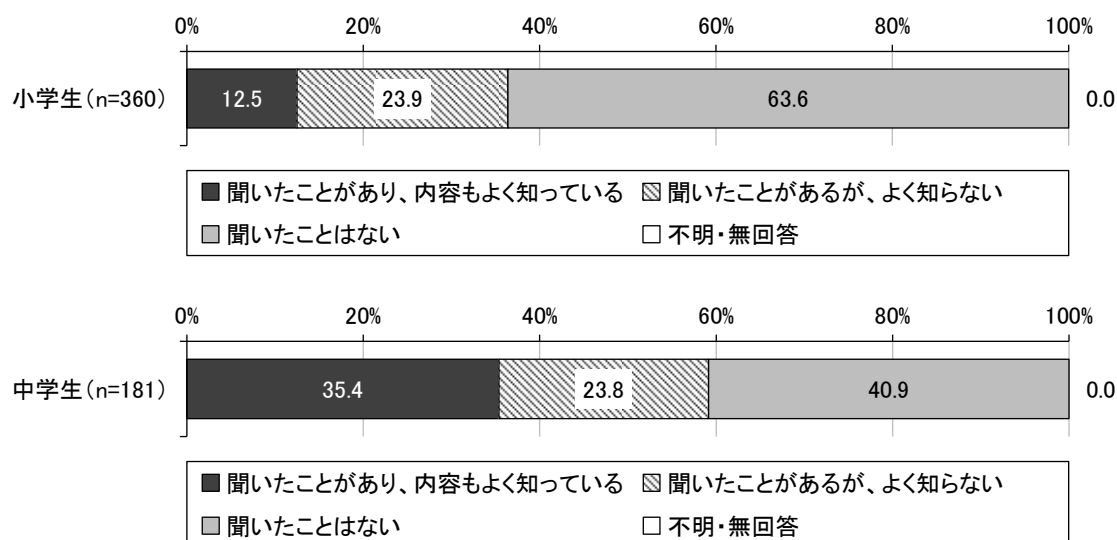
■図表 2-35 (家族のなかにお世話が必要な人がいる人のみ) あなたは家族のお世話として何をしていますか。(複数回答)【日常生活に関するアンケート調査】



■図表 2-36 （家族のなかにお世話が必要な人がいる人のみ）平日、1日あたり、どれくらいの時間家事やお世話をしていますか。【日常生活に関するアンケート調査】



■図表 2-37 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがありましたか。【日常生活に関するアンケート調査】



3 子育て支援施策の概況

(1) 保育サービスの状況

①幼稚園、保育所(園)、認定こども園等の状況

本市には、令和6年5月1日現在、20か所の教育・保育施設（私立幼稚園2か所、私立保育園1か所、公立認定こども園3か所、私立認定こども園13か所、小規模保育事業1か所）が整備され、合計2,803人の児童が入所・入園しています。

■表 3-1 就学前の教育・保育施設数の推移

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園	公立(か所)	0	0	0	0	0
	私立(か所)	2	2	2	2	2
保育所(園)	公立(か所)	0	0	0	0	0
	私立(か所)	1	1	1	1	1
認定こども園	公立(か所)	3	3	3	3	3
	私立(か所)	13	13	13	13	13
小規模保育事業	私立(か所)	0	0	1	1	1
合計(か所)		19	19	20	20	20

資料：子育て支援課

■表 3-2 就学前の入所児童の状況と推移

区 分				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育を必要としない子ども (1号認定)	幼稚園・認定こども園	公立	定員（人）	360	360	360	360
			入園児童数（人）	83	62	54	40
			定員比入園率	23.1%	17.2%	15.0%	11.1%
		私立	定員（人）	723	729	729	729
			入園児童数（人）	578	573	549	515
			定員比入園率	79.9%	78.6%	75.3%	70.6%
	合計		定員（人）	1,083	1,089	1,089	1,089
			入園児童数（人）	661	635	603	555
			定員比入園率	61.0%	58.3%	55.4%	51.0%
保育を必要とする子ども (2・3号認定)	保育所（園）・認定こども園・小規模保育事業所	公立	定員（人）	465	465	465	465
			入園児童数（人）	456	451	470	484
			定員比入園率	98.1%	97.0%	101.1%	104.1%
		私立	定員（人）	1,904	1,898	1,907	1,897
			入園児童数（人）	1,850	1,851	1,844	1,832
			定員比入園率	97.2%	97.5%	96.7%	96.6%
	合計		定員（人）	2,369	2,363	2,372	2,362
			入園児童数（人）	2,306	2,302	2,314	2,316
			定員比入園率	97.3%	97.4%	97.6%	98.1%

資料：子育て支援課

※入園児童数は、他市からの通園児を除く月平均。定員比入園率＝入園児童数／定員

②保育サービスの状況

現在、本市で実施している保育サービスは次のとおりとなっています。

事業名	概要
延長保育	仕事等の都合により、通常の保育時間を超えて保育園・認定こども園でこどもを預かってほしい場合に延長して保育する事業。
障害児保育	心身に障害を有する幼児を集団保育することにより障害の軽減・発達を援助することを目的として保育する事業。
一時預かり (一時保育)	保護者の労働・職業訓練・就業などにより家庭保育が困難となる幼児や病気・事故・出産・看護・災害・冠婚葬祭などにより家庭保育が困難となる幼児を保育園・認定こども園で一時的に保育する事業。
病後児保育	現在、保育園に通所中の児童が病気の回復期にあり集団保育できない場合に一時的に保育を行う事業。

③地域子育て支援拠点事業の状況

地域子育て支援拠点事業は、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化するなかで、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感や不安感の増大等といった問題が生じているため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進しています。

本市では、令和6年12月現在、公立2か所、私立認定こども園1か所（業務委託）を地域子育て支援の拠点として整備し、遊び・交流の場の提供、相談業務、子育て関連情報の提供、講習の開催など子育て支援に関する各種事業を実施しています。

■表 3-3 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所数（か所）	2	2	2	2
延べ利用者数（人）	3,632	3,999	5,696	6,719

資料：子育て支援課

④放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の状況

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）は、市立の小学校の教室等を活用して、平日の放課後、土曜日及び長期休業日において、保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない児童を対象とし、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図るとともに保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう支援することを目的に、昭和 55 年度より実施しています。平成 27 年度より、事業運営を民間会社へ委託し、土曜・長期休業中における開始時間 30 分間前倒しや延長保育終了時間の 1 時間延長、学習支援プログラムの実施等事業内容の拡充をしています。平成 28 年度には市内全小学校において留守家庭児童会を開設、平成 29 年度には長期休業期間のみ小学 5・6 年生の受入れ開始、平成 30 年度から市内全小学校において全学年の児童が対象となりました。

■表 3-4 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施施設数（か所）	13	13	13	13	13
利用者数（人）	1,192	1,062	1,088	1,205	1,319

資料：学校教育課

（２）子育てに関する相談の状況

家庭児童相談室における児童虐待を含む相談件数は、これまで増加傾向にありましたが、令和 2 年度以降は減少傾向です。

■表 3-5 家庭児童相談室での相談状況（延件数）

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
養護相談	児童虐待（件）	13,229	11,824	10,350	9,911
	その他（件）	869	2,034	753	430
合計（件）		14,098	13,858	11,103	10,341

資料：こども家庭課

■表 3-6 児童虐待相談の種別ごとの相談件数（実数）

種別	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
身体的虐待（件）	209	182	159	106
ネグレクト（件）	602	459	381	215
性的虐待（件）	2	0	4	4
心理的虐待（件）	380	318	249	65
合計（件）	1,193	959	793	390

資料：こども家庭課

(3) 母子保健事業の状況

①母子健康手帳の交付状況

母子健康手帳は、母子の一貫した健康管理と健康保持のため、妊娠から出産、育児の記録となるもので、平成31年3月末までは健康推進課において交付していましたが、平成31年4月からは地域共生推進課で交付、令和2年10月からは地域包括支援センターで交付しています。

交付の際には、母子の健康管理と育児情報を提供し、妊娠期の必要な支援につなげており、交付数は、令和6年度では11月末時点で406件となっています。

■表 3-7 母子健康手帳の交付状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付数（件）	672	658	639	641

資料：こども家庭課

②健康診査の状況

母子保健事業では、母体の健康状態、こどもの発育や発達の確認、疾病や虐待の早期発見、育児不安等の解消のための相談・指導などを目的に、妊婦及び乳幼児を対象とした各種健康診査を実施しています。

事業名	概要
妊婦健診	妊婦の健康管理を図るため、医療機関において公費負担で健康診査を受け、疾病の早期発見及び健康状態の把握を行う。
乳児一般健診	乳児の健康管理を図るため、医療機関で健康診査を受け、疾病の早期発見及び健康状態の把握を行う。
4か月児健診	疾病の予防や早期発見を図るとともに、育児、栄養に関する相談を行い、乳児の健康の保持増進及び親の育児支援を目的とする。
乳児後期健診	疾病の早期発見、発達の確認を行い、乳児の健康の保持増進を図る。
1歳6か月児健診	疾病や運動発達、精神発達障害の早期発見及び育児、歯科、栄養に関する相談を行い、児の健康の保持増進及び保護者の育児支援を目的とする。
3歳6か月児健診	視聴覚などの疾病や運動発達、精神発達障害の早期発見及び育児、歯科、栄養に関する相談を行い、児の健康の保持増進及び保護者の育児支援を目的とする。
2歳児歯科健診	口腔診査、フッ素塗布、保健指導を行い、虫歯等の歯科疾患の予防を図る。

各健康診査の受診状況は次のとおりです。

■表 3-8 健康診査の受診状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦健診	実人数（人）	1,065	1,022	1,016	1,022
	延べ人数（人）	8,228	7,837	7,745	7,888
乳児一般健診	実人数（人）	631	598	591	608
4か月児健診	実人数（人）	705	615	611	610
乳児後期健診	実人数（人）	609	584	599	569
1歳6か月児健診	実人数（人）	717	642	654	607
3歳6か月児健診	実人数（人）	793	735	673	654
2歳児歯科健診	実人数（人）	582	796	646	622

資料：こども家庭課

③保健指導・相談の状況

妊娠・出産・育児に直面する母親の不安を軽減し、安心してこどもを産み育てることができるよう、助産師・保健師・栄養士が対象者宅を訪問し、保健指導や相談を実施しています。

事業名	概要
妊婦・産婦訪問指導	支援の必要な妊婦・産婦に妊娠・出産・育児に対して、必要な保健指導や相談を行い、不安なく出産、育児ができるようにする。
新生児訪問指導	新生児期における育児や病気に関する相談について助言し、母の精神的な不安の軽減を図り、適切に育児ができるよう支援する。
乳幼児訪問指導	支援の必要な親子に対して保健指導や相談を行い、親子が健やかに生活できるように支援する。

訪問指導の状況をみると、令和5年度の訪問者数は実人数で1,478人となっており、そのうち産婦訪問、乳児・幼児訪問指導の人数が多くなっています。

■表 3-9 訪問指導の実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦	実人数(人)	26	13	30	52
	延べ人数(人)	26	16	32	52
産婦	実人数(人)	620	595	604	628
	延べ人数(人)	801	611	658	654
新生児	実人数(人)	18	50	11	12
	延べ人数(人)	64	52	28	14
未熟児	実人数(人)	58	57	67	67
	延べ人数(人)	85	58	86	78
乳児 (新生児を除く)	実人数(人)	552	549	530	556
	延べ人数(人)	800	594	558	569
幼児	実人数(人)	135	64	47	94
	延べ人数(人)	135	83	66	107
その他	実人数(人)	33	36	146	69
	延べ人数(人)	39	58	281	115
合計	実人数(人)	1,442	1,364	1,435	1,478
	延べ人数(人)	1,950	1,472	1,709	1,589

資料：こども家庭課

④その他保健事業における子育て支援の状況

育児不安の解消を図るとともに、子育ての仲間づくりのきっかけとなるよう、次の事業を実施しています。

事業名	概要
とっとこくらぶ	遊びや交流を通じて、保護者への育児支援を行い、乳幼児の健全育成を図る。
ファミリー(妊婦)教室	妊娠中及び産後の過ごし方に関する学習を通じて、出産に対する不安の解消が図られるよう支援を実施する。また、仲間づくりの場を提供して出産後の孤立を防止し、育児が楽しめるよう支援する。
ブックスタート事業	乳児健診の場で絵本を配布し、絵本の読み聞かせを通じて、親子が楽しいひとときを過ごすことができるよう支援する。
離乳食講習会	4か月健診後の乳児の保護者を対象に、離乳食に関する正しい知識の普及と相談、親の仲間づくりの場の提供を目的に実施する。

■表 3-10 保健事業における子育て支援事業の実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
とっとこくらぶ	参加人数(人)	283	181	358	474
ファミリー(妊婦)教室	参加人数(人)	33	14	67	137
ブックスタート事業	配布数(人)	705	615	611	610
離乳食講習会	参加人数(人)	72	61	143	154

資料：こども家庭課

(4) 学校の状況

①小学校・中学校の状況

小学校児童は年々減少し、令和6年度は4,500人を下回り、4,486人となっています。また、中学校生徒も減少傾向にあります。令和6年度より就学機会の提供等の措置として佐野中学校に夜間学級が開設され、多様な生徒の受入れの拡大が図られています。

■表 3-11 小学校・中学校の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	学校数(校)	13	13	13	13	13
	学級数(学級)	238(76)	241(79)	246(84)	251(88)	246(85)
	児童数(人)	4,698	4,654	4,594	4,585	4,486
中学校	学校数(校)	5	5	5	5	6【1】
	学級数(学級)	95(28)	91(27)	93(30)	91(30)	96(30)【3】
	生徒数(人)	2,390	2,274	2,229	2,151	2,201【70】

※()内は特別支援学級

※【 】内は令和6年度より開設された佐野中学校夜間学級。入学時期は4月と9月であり、4月入学者数は41名、9月入学者数は29名。

資料：教育総務課

②学校における教育相談体制

学校では、児童・生徒の非行や暴力など問題行動の原因と考えられる悩みや不安、ストレスなどの軽減を図り、健全な成長を促すとともに、保護者の家庭での教育・養育の悩み・不安の解消を図るため、次のような教育相談を実施しています。

事業名	概要
スクールカウンセラー 配置事業	児童・生徒をめぐる問題について、臨床心理士などが児童・生徒、保護者、教職員に対してカウンセリングを実施。カウンセラーは原則、週1回6時間、35回勤務する。

(5) 地域での子育て支援活動の状況

①ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、「子育てを手伝ってほしい」、「子育ての手助けができる」という人が、「利用会員」、「提供会員」、「両方会員」のいずれかの会員になり、支え合う活動に対して、ファミリー・サポート・センターが会員登録や会員相互の橋渡し役を行い、子育てを支援しています。

■表 3-12 ファミリー・サポート・センターの状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用会員（人）	190	196	272	325	353
提供会員（人）	28	26	55	58	63
両方会員（人）	5	3	10	11	12
会員数合計（人）	223	225	337	394	428

※令和6年度は11月末時点の数

資料：子育て支援課

②子育てサークル・子育てネットワーク活動の状況

本市では、生涯学習センターに所属している子育てサークルが中心となって、平成12年4月に「泉佐野子育てネットワーク三輪車」が発足しました。

「三輪車」は、孤立・不安のなかで子育てしている親をなくそうという思いで、生涯学習センターや公民館などと連携を図りつつ、活動を行っています。

主な事業としては、自然のなかでのこどもの遊びの大切さの再認識を目的とした「プレイパーク」や子育てをテーマとした講座を開催しています。

また、地域子育て支援センター「つくしんぼ」では、センターを利用している保護者が集まって立ち上げた1つのサークルが現在活動しています。

③幼稚園・保育園・認定こども園での地域における子育て支援

◇園庭開放・施設開放

幼稚園・保育園・認定こども園では、地域の乳幼児の交流及び保護者同士のコミュニケーションの場として、園庭・遊具を開放し、また、公立認定こども園では、ホールや保育室を土曜日（月2回）に開放し、保育教諭による読み聞かせや遊びを提供することにより、地域における子育て支援を推進しています。

◇遊びの教室・0歳児育児教室

保育園・認定こども園においては、同じ年頃のこどもを持つ保護者が互いに交流し、こどもとさまざまな遊びを経験したり、育児不安や悩みを気軽に話し合える場として、「遊びの教室」や「0歳児育児教室」などを開催し、地域で楽しく子育てできるよう支援しています。

※0歳児育児教室…生後3か月から1歳6か月までのこどもと保護者が対象

※遊びの教室…1歳6か月から3歳児までのこどもと保護者が対象

◇のびのび子育て応援

満1歳6か月までのこどものいる世帯で希望する世帯に対して、公立認定こども園等の職員が訪問またはハガキ通信を行い、保護者の悩みの相談に応じたり、子育てに関する情報を提供しています。

④地域教育協議会（すこやかネット）

現在、本市では、学校と地域が協働した教育コミュニティづくりを通じた子育てを推進するため、市内5中学校区に「地域教育協議会（すこやかネット）」を設置しています。

この協議会は、小・中学校、保育園・認定こども園、PTA、自治会、青少年育成団体、子育てグループ、NPOの関係者など地域の幅広い関係者が構成員となり、学校と地域との橋渡しをし、地域の実情に応じ様々な取り組みを行っています。

協議会で行う活動の対象となるのは、地域の乳幼児から中学生ぐらいまでのすべての児童・生徒が対象であり、こどもや親子の体験活動をはじめ、こどもの地域活動への参画促進、家庭教育への支援、地域の安全対策の推進などの活動を行っています。

⑤民生委員児童委員活動

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、行政機関と連絡・協力しながら、地域での福祉・生活援助活動を行っています。児童委員も兼ね、健全なこどもを育成するための活動も行っています。

また、各小学校区に主任児童委員を配置し、こどもの健全育成活動及び相談活動の強化を図っています。

⑥子育てサロン

子育てサロンは、地域において、主に就学前の子どもやその保護者が気軽に集まって、話をしたり遊んだり、地域での仲間づくりと情報交換ができる場所です。

本市では、社会福祉協議会が中心となり、地区福祉委員会と私立保育園・認定こども園、地域の民生委員児童委員やボランティアが連携しながら子育てサロンを運営しており、現在、市内 14 か所で開設しています。

こどもの成長を地域で見守るとともに、子育て中の孤立や虐待の予防につなげる活動として開設箇所の普及・促進を図っています。

（６）地域の遊び環境の状況

市内の公園の整備状況は次のとおりです。令和 6 年 3 月末現在、市内全体で 230 か所の公園があり、5 年前と比較すると、全体で 15 か所の増となっています。都市公園にインクルーシブ遊具を設置するなど、地域の遊び環境の整備が図られています。

■表 3-13 公園の整備状況

	街区公園	児童公園	近隣公園	地区公園	その他
面積 (ha)	4.46	18.87	7.06	4.16	21.66
園数 (か所)	23	178	6	2	21

資料：道路公園課

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市の第5次総合計画では、「ひと」に視点をおいたまちづくりを基本理念とし、令和10年度を目標とする将来像を「世界に羽ばたく国際都市 泉佐野 -ひとを支え ひとを創り 賑わいを創る-」と設定しています。その将来像を実現するための政策として「地域の強みを生かし、賑わいを創り出すまちづくり」、「ひとを豊かに育むまちづくり」、「市民と協働し、すべてのひとが輝けるまちづくり」、「すこやかで、ひとがつながり支え合うまちづくり」、「安全でひとと環境にやさしいまちづくり」、「快適で住みやすいまちづくり」という6つの基本方向を示し、だれもが安心して心豊かに住み、働き、学び、憩うことができるまちの実現に向けた取り組みを推進しています。

また、令和5年に施行されたこども基本法では、基本理念として6項目を掲げ、こどもの基本的人権が保障されるべきこと、こどもにとっての最善の利益が考慮されるべきこと、子育て家庭への十分な支援を行うこと、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること等を示しています。

そこで、本市が取り組むべき方向として、以下の項目を示します。

- ◆こどもの権利が最大限保障され、その最善の利益が考慮されるべきことを、施策推進にあたっての基本とする。
- ◆こども・若者や子育てをする家庭、それらを支える地域社会が主役であり、本市におけるこども若者施策及び子育て支援施策は、こども・若者と保護者及び地域社会の成長を応援することを目的とする。
- ◆子育て家庭への支援を通じ、本市においてこどもを生み育てやすい環境を創出し、第一にこどもの育ちを軸に考え、それを周囲の大人や地域が支えるという支援のあり方をめざす。
- ◆ひとり親家庭等が安定した生活を営みながら、安心してこどもを育てることのできる環境づくりをめざす。

そして本計画においては、上記の方向性に沿った取り組みを通じて、以下の基本理念の実現をめざすものとします。

**こども・若者の権利が最大限尊重され、こども・若者と
子育て家庭が、地域の支え合いのなかで豊かに成長できる、
子育てのまち いずみさの**

2 基本目標

基本理念の実現に向け、次の基本目標を定め、諸施策の取り組みの柱として位置づけます。

基本目標1 こども・若者の権利と参画が尊重されるまちづくり

地域、社会において、こども・若者の権利が尊重され、まち全体でこども・若者を守り育てていくことができる環境づくりに取り組みます。

基本目標2 切れ目のない保健・医療体制の整備

妊娠・出産期からのこどもの成長の過程に応じた切れ目のない保健・医療の充実を図ります。各世代に応じた健康づくりや食育の推進等、すべてのこども・若者が健やかに育つ環境づくりをめざします。

基本目標3 支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな取り組みの推進

社会生活上の障害のあるこども・若者や経済的困難を抱えるこども等、自分らしく成長していく上で特に支援を必要とするこども・若者とその家庭への支援の充実を図ります。

すべてのライフステージに共通する支援

基本目標4 子育て支援サービスと就学前教育・保育の充実

妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援サービスが提供され、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりを推進します。就学前のこどもと子育て世帯の支援となる、教育・保育と子育て支援事業の充実に取り組みます。

基本目標5 こどもの成長に資する教育環境の整備

こどもが主体的に生きる力を育む教育を推進するとともに、様々な体験・交流活動の機会を提供します。また、家庭や地域と連携した教育の推進や、こどもの居場所づくりに取り組みます。

基本目標6 若者が自分らしく成長できる環境づくり

成長過程にある青年期の若者が直面する困難に対応した支援の充実や、結婚・出産の希望がかないやすい社会の形成に取り組みます。

ライフステージに応じた支援

基本目標7 子育てを行う保護者への支援の充実

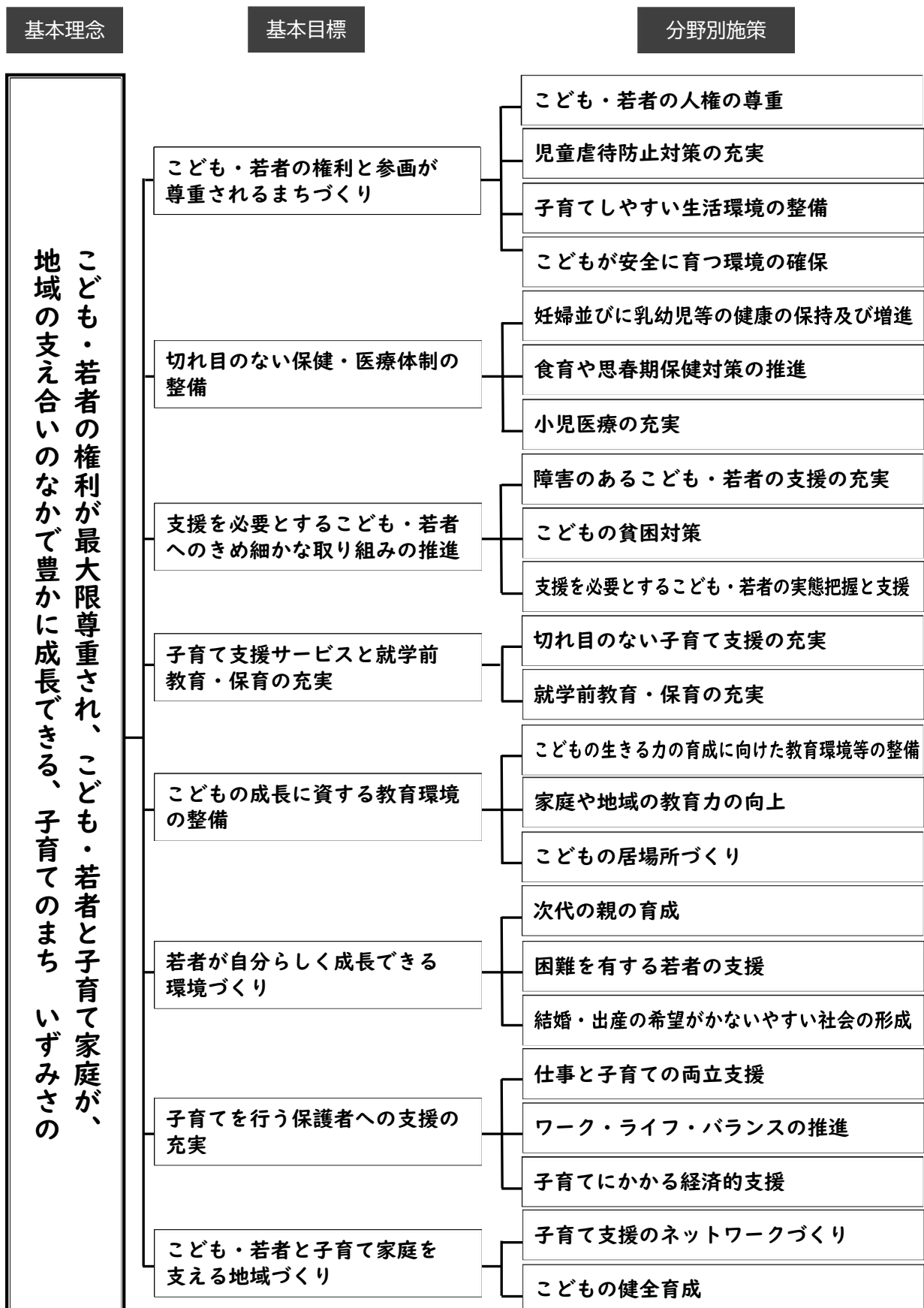
子育て家庭の負担が軽減され、安心して子育てを行えるよう、子育てしやすい社会の形成に向けた各種の取り組みを推進します。

基本目標8 こども・若者と子育て家庭を支える地域づくり

こども・若者の育ちを支え、家庭とともにこどもを育む地域社会の形成に向けた取り組みを推進します。

子育て家庭や地域への支援

3 施策体系



第4章 分野別計画の推進

基本目標1 こども・若者の権利と参画が尊重されるまちづくり

(1) こども・若者の人権の尊重

子どもの権利条約やこども基本法の趣旨に基づき、すべてのこども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図るために社会全体で取り組んでいく必要があります。こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、自身にかかわることに対して意見を表明し考慮される社会づくりに向けた取り組みを推進します。

また、性別や障害の有無、民族・国籍、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、成育環境等によって差別的取扱いを受けることがないようにするための取り組みも重要となります。

①社会参画や意見表明の機会の確保

こども・若者が社会の一員として、自身に関係する物事に関して意見を表明する機会や、多様な社会的活動に参画する機会が確保される必要があることについて、広く周知・啓発を行うとともに、こども・若者施策にこども・若者の声を反映させる仕組みづくりについて検討します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
1	「泉佐野市こども基本条例」の周知・啓発	令和6年1月から施行した「泉佐野市こども基本条例」について、あらゆる機会を通じて周知・啓発を図り、「こどもまんなか社会」の実現に努めます。	子育て支援課
2	みらい泉佐野こども議会	小中学生を対象に、政治に興味を持ってもらうことを目的とし「みらい泉佐野こども議会」を開催しています。市のまちづくりや生活、学校について等、こどもたちの疑問・提案を実際の「議場」で意見交流を行います。	議会事務局

②ジェンダー・障害等に関する格差の解消

ジェンダーや障害、文化、経済的格差等によって、こども・若者の権利が侵害されることや、差別的取扱いを受けることがないように、学校・地域・関係機関における研修・啓発の充実を図るとともに、権利侵害があった場合の相談支援の充実に取り組みます。

③多文化共生の推進

本市に在住、または海外から来訪する外国にルーツを持つこども・若者が安心して快適に過ごすことができる環境づくりを進めます。また、異文化や多様な価値観への理解についての普及・啓発等に取り組むなど、地域におけるさらなる多文化共生を推進します。

④こどもの心身の悩みなどを受け止める相談機能の充実

思春期は両親から精神的に離れ、自己像を模索し確立する時期であり、心身が急激に成長し、その変化に戸惑い、思い悩む時期です。そのような思春期の児童・生徒が抱えている不安や悩みに、同じ目線で親身になって耳を傾け、不安感を少しでも和らげるための相談・支援体制の充実を図り、いじめや虐待などの被害を受けている児童・生徒を早期に把握し、適切な保護に努めます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
3	教育支援事業の充実	教育支援センターのスタッフやメンタルフレンドが児童・生徒の活動を支援し、体験活動を効果的に取り入れるなど、社会的自立に向けて様々な経験を積めるような事業を展開します。 また、個別に支援が必要な児童に対しても、居場所をつくり、適切な支援を行います。	学校教育課
4	子どもフリーダイヤル	満18歳未満の児童を対象に、家庭児童相談員が電話で様々な悩み相談を受けます。	こども家庭課

(2) 児童虐待防止対策の充実

すべてのこどもは、性別や家族状況、出身地など置かれた環境によって、その人権が侵害されることなく、それぞれの個性が尊重され健やかに生きていくことが保障されています。こどもの人権が尊重される環境づくりをめざすためにも、児童虐待をはじめこどもの人権を侵害する行為はなくしていかなければなりません。

今後も関係機関が連携し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図る総合的、組織的な対応を講じ、こどもに対する虐待のないまちづくりを推進します。

①児童虐待防止ネットワークの推進

関係機関が連携して、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行う体制の強化に取り組めます。

また、虐待や人権侵害に遭っている、あるいはその恐れのあるこどもに対しては、権利侵害を未然に防ぎ、権利侵害を受ける環境から直ちにこどもを保護できる体制を関係機関との連携のもと推進します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
5	要保護児童対策地域協議会	要保護児童及びその家族を取り巻く様々な問題について、関係機関の連携のもと妊娠期から子育て期にわたる一貫した支援を行い児童虐待の早期発見・早期対応につなげます。また、講演会・研修会や啓発活動の実施により要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。	こども家庭課

②虐待の未然防止と早期発見の取り組みの推進

虐待のないまちづくりに向け、支援を必要とする子育て家庭の把握と支援の充実を図ります。

また、こどもに関わる職業に就く人に対する研修の充実に取り組みます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
6	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	乳児がいる家庭に対し、保健、医療、福祉等の関係機関が連携を図りながら訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育て支援の情報を提供し、適切なサービスを提供していきます。	こども家庭課
7	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える18歳未満のこどもを養育する家庭や妊産婦がいる家庭を対象に、家事や育児の支援を実施する事業です。養育環境を整え、虐待リスク等の軽減を図ります。	こども家庭課
8	養育支援訪問事業	専門的知識のある助産師や子育て経験のある子ども家庭サポーターが訪問し、育児の相談に応じ、きめ細かな助言を行います。 対象者へ事業の周知を図り、利用を促進します。	こども家庭課
9	妊産婦等生活援助事業	家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対して、出産や今後の生活について、落ち着いて考えることのできる居場所を提供し、生活支援や相談支援を行うことで、児童虐待の防止と妊産婦の保護に努めます。	こども家庭課
10	「（仮称）赤ちゃんポスト」の実施	諸事情のために育てることのできない赤ちゃん（新生児やこども）を親が匿名で託すための事業（赤ちゃんポスト）の実施について検討します。	こども家庭課 子育て支援課
11	教職員・保育教諭等に対する研修の充実	学校・園において、虐待の早期発見、適切な対応に結びつくよう教職員・保育教諭等に対する研修の充実を図ります。	学校教育課 子育て支援課

（３）子育てしやすい生活環境の整備

子育て家庭がそれぞれのライフスタイルや家族構成などに応じた多様な住宅の選択を可能にするための支援を推進します。こどもを安心して生み育てるためには、地域がこどもや子育て家庭にとって配慮されたやさしい環境であることが必要であり、関係機関と連携して子育てしやすい環境の整備・充実に取り組みます。

①快適で安全な住環境づくり

こどもの成長の妨げとなるような住環境の改善を急ぐとともに、子育て家庭にとって快適で安心して暮らせる住宅の整備に努めます。また、こどもが「遊び」を通じて創造性や社会性、協調性を身につけ、豊かな人間関係の基礎を築くことができるよう、安全にのびのびと遊ぶことができる環境の整備を推進します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
12	市営住宅の整備・充実	今後も、耐震性の低い老朽化した市営住宅を計画的に建て替え、住宅困窮者のニーズに応えることのできる市営住宅の供給を促進します。	建築住宅課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
13	快適な住環境づくりの促進	建築物の耐震化を推進し、道路・公園等の整備を総合的に行うことで、良好な住宅の誘導や供給、土地取引等の適正な指導に努め、快適な居住環境を促進します。 また、こどもが地域で安心して遊び、地域住民がくつろげる安全な場を確保する等、まち全体の住環境の充実を図ります。	都市計画課 道路公園課
14	居住者の健康を脅かす新たな問題への対応	大阪府等の関係機関と連携を図り、住宅が及ぼす健康被害についての情報提供に努めます。	都市計画課
15	公園施設整備事業 ボールパークの整備	こどもが安心して安全な公園を利用できるように、公園遊具のハザードの回避やこども・子育て支援機能強化に係る施設整備など、公園施設の適切な整備、維持管理を進めます。 こどもたちや親子など球技を好む人々が安心してボール遊びができる専用の施設（ボールパーク）を整備します。	道路公園課
16	市庁舎周辺整備事業	市民サービスの向上をめざし、地域子育て支援センター、こども図書館（自習室）等のこども・子育て支援機能強化に係る施設を設け、多様化する市民ニーズに応える庁舎を整備します。	総務課 生涯学習課 子育て支援課

②福祉のまちづくりの総合的な推進

こどもや子ども連れでも安全に外出でき、利用しやすい施設・設備の整備と充実に引き続き努めます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
17	大阪府福祉のまちづくり条例や法律の周知・指導	大阪府福祉のまちづくり条例において保育所その他に類するものは、基準適合義務の対象であり、建築確認申請において大阪府が審査することとなっており、市として開発指導要綱等で積極的に周知、助言を図ります。	都市計画課
18	「赤ちゃんの駅」事業	「赤ちゃんの駅」は、乳幼児を連れた保護者が、外出先で授乳やおむつ替えのために利用していただける施設で、市役所などの公共施設をはじめ、幼稚園や認定こども園・保育園、ショッピングセンターや銀行などの施設にも設置しています。 乳幼児を連れて安心して外出できるよう設置施設の拡充に努めます。	子育て支援課

（４）こどもが安全に育つ環境の確保

住み慣れた地域においてこどもの安全を確保する観点から、交通事故や犯罪、災害などの被害に巻き込まれないよう地域の安全な環境づくりについて、関係機関・団体と連携した取り組みを推進します。

①安全な通園・通学路の確保

通園・通学時をはじめとするこどもの交通安全の確保について、各種の取り組みを実施します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
19	通園・通学路の安全確保の推進	こどもや車いすに配慮した歩道のバリアフリー化や転落防止柵の設置、通学路のグリーンベルト設置・路面標示など通園・通学路の安全確保を推進します。	道路公園課
20	交通安全教育事業の推進	学校・園において、教育委員会・泉佐野警察署と協力し、児童に対し交通安全教育を実施します。こどもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう啓発活動を引き続き推進します。 また、交通安全講習会等において、高齢者ドライバーに対して運転免許証の自主返納を含めた交通安全啓発を推進していきます。	道路公園課

②防犯・防災のための環境づくりの促進

こどもが犯罪に巻き込まれない安全で暮らしやすいまちづくりを推進するため、家庭、地域、学校、関係団体が連携し、地域安全活動の強化、犯罪を誘発するような社会環境の浄化、青少年非行の防止、自主防犯思想の啓発・普及など地域の安全を確保する活動を推進します。

また、災害に備えた防災教育を推進します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
21	防犯灯助成事業の推進	町会・自治会が維持管理する防犯灯の設置費用（LED灯のみ）及び電気代を助成することにより、LED防犯灯の整備を進め、地域の安全な環境づくりを推進します。	自治振興課
22	学校・園の安全確保を図る取り組みの推進	小学校においては、校門受付員を配置し、来訪者の確認を行うなど、児童が安心して学べる環境づくりを推進します。 幼稚園・認定こども園・保育園においては、門の施錠及びインターホンにより来訪者を確認するなど安全確保を図ります。	学校教育課 子育て支援課
23	防災教育の推進	学校・園において、消防訓練や施設見学を実施し、通報、消火、避難訓練等の防災教育を推進します。 また、地域とも連携を図り、地域ぐるみでの防災教育の充実を図ります。	学校教育課 子育て支援課
24	防犯対策事業の推進	コミュニティ組織による地域安全活動の充実や防災活動の促進を図ります。（事務局＝泉佐野警察署生活安全課）	学校教育課

③安全なインターネット利用のための取り組み

情報通信機器を活用しインターネットを通じた情報の収集・発信を行うことが、こども・若者の生活において不可欠となっていることを踏まえ、主体的に情報通信技術を利用活用できる能力や情報リテラシーの習得、適切なインターネット利用に関するこどもや保護者への啓発等、安全にインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

基本目標２ 切れ目のない保健・医療体制の整備

(１) 妊婦並びに乳幼児等の健康の保持及び増進

家族で妊娠を喜び、安心して出産を迎えられるように、妊娠時からファミリー教室（妊婦）への参加促進を図るなど教育、相談体制の整備を図ります。

さらに、妊婦並びに乳幼児等の健康の保持及び増進の観点から、保健・医療・福祉及び教育の各分野との連携のもと、従来の母子の健康保持・増進への取り組みに加え、子育て家庭が直接相談できる機会を充実し、疾病の早期発見・早期対応に努めるとともに、育児不安の軽減、子育て家庭の孤立の防止を図ります。

①安心感のある妊娠・出産への支援

妊娠時から出産後までの期間に必要な支援が受けられ、安心して出産に臨むことのできる環境整備を推進します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
25	母子健康手帳の交付	母子の一貫した健康管理と健康保持のため、妊娠から出産、育児の記録となる手帳を、子育て世代包括支援センターで交付します。 交付時には妊婦に対してファミリー教室や地域子育て支援センターの案内や副読本などを配付するなど、妊娠中や子育ての不安の軽減を図るための情報を提供します。	こども家庭課
26	妊婦一般健康診査、産婦健診、妊産婦等歯科健康診査の充実	妊産婦の健康管理を図り、疾病の予防、早期発見を目的に健康診査を行います。 妊産婦が健やかな妊娠・出産ができるよう、引き続き内容の充実や受診率の向上、医療機関と連携し、適切な支援が適時に受けられる体制づくりをします。	こども家庭課
27	妊産婦訪問指導の充実	妊娠届によりハイリスク妊婦を把握し、早期から支援の必要な妊婦・産婦の把握に努め、妊娠・出産・育児に関して必要な保健指導や相談を行い、安心して妊娠、出産、育児ができるよう支援を行います。今後も、身体面に加え、“こころの支援”の取り組みを推進します。	こども家庭課
28	産後ケア事業	産後に心身の不調または育児に不安がある方で家族等のサポートが得られにくい方を対象に、デイサービスやショートステイなどにより心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。	こども家庭課
29	助産施設への入所	経済的理由等により入院助産を受けることができない妊婦の入院を支援することにより安全・安心な出産につなげ、母子の健康と児童福祉の増進を図ります。	こども家庭課
9	妊産婦等生活援助事業【再掲】	家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対して、出産や今後の生活について、落ち着いて考えることのできる居場所を提供し、生活支援や相談支援を行うことで、児童虐待の防止と妊産婦の保護に努めます。	こども家庭課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
30	禁煙と受動喫煙の防止の推進	妊婦・乳幼児期の保護者に対する禁煙と妊婦・乳幼児に対する受動喫煙防止を支援します。	健康推進課 こども家庭課
10	「(仮称) 赤ちゃんポスト」の実施【再掲】	諸事情のために育てることのできない赤ちゃん（新生児やこども）を親が匿名で託すための事業（赤ちゃんポスト）の実施について検討します。	こども家庭課 子育て支援課

②親と子の健康づくり

親と子の健康な育ちを支えるため、また育児支援や育児不安の解消のため、各種の健診や予防接種を実施するとともに、保護者への相談支援の機会を提供します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
31	新生児訪問	助産師等の訪問により新生児の発育や栄養、生活環境についての適切な指導や相談を行っています。 育児支援や虐待防止のため、事業の広報・啓発活動に努めます。	こども家庭課
32	乳幼児健康診査等の充実	4か月児・乳児前期・乳児後期・1歳6か月児・3歳6か月児を対象とした健康診査の内容の充実に努めるとともに、新生児聴覚検査事業を実施し、発達確認や健康保持・増進、疾病・虐待の早期発見、親子同士の交流など、育児支援の役割も果たせるよう健康診査の充実と受診率の向上に努めます。 なお、経過観察を必要とする乳幼児には疾病の早期発見に努めるとともに、専門医師や心理相談員による指導の充実や小児発達の専門医の確保に努めます。	こども家庭課
33	歯科疾患予防事業の充実	虫歯の急増期における幼児及びその保護者を対象に、口腔内診査や保健指導等を行うことにより、歯科疾患の予防に努め、さらなる受診率の向上と健康づくりの意識の啓発に努めます。	こども家庭課
34	こどもの予防接種	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、ワクチンに関する情報提供等周知を図り、各種定期接種を実施するとともにインフルエンザの蔓延抑制、重症化予防を図るため小児インフルエンザ予防接種の費用助成を継続します。	こども家庭課
35	健康診査事後事業（親子教室）	1歳6か月児健診及び経過観察健診等で事後指導が必要とされたこどもとその保護者を対象に教室や発達相談、懇談会などを実施しています。 こども家庭課や関係機関との連携を図り、遊びや交流を通じて子育てに関して学べる場の充実に努めます。	子育て支援課
36	妊産婦・乳幼児の保健指導、相談	保健師、栄養士が妊産婦に対して疾病の予防や健康増進に関し、適切な指導や相談を行っています。 また、乳幼児に対しては、発達、疾病予防、生活習慣、栄養、食事、予防接種、事故予防など電話や面接、家庭訪問や集団教育等、様々な方法で保健指導し、乳幼児の健全育成を図るとともに親の育児不安の解消に努めます。	こども家庭課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
37	ブックスタート事業	絵本を通して楽しいひとときが過ごせるよう、乳児健診（4か月児健診）時に絵本の読み聞かせを行い、絵本を配付しています。 今後は、新規のボランティアの養成やそのボランティアへの支援をしていながらボランティアのスキルアップにも努めます。	こども家庭課
38	プレイルールの開放	「すくすくドレミ」や「あそびのひろば」など定期的にプレイルームを開放し、こどもと一緒に遊びながら子育てについての悩みを相談する場や、交流の機会を設けています。	生涯学習課

（２）食育や思春期保健対策の推進

乳幼児期から思春期にかけての心と体の健康づくりについて、生活の基礎となる食生活の充実に向けた食育や、思春期の心の問題に対応した教育の推進、こども・若者の自殺対策等の取り組みを推進します。

①食生活に対する意識の向上

乳幼児期の食事は、「からだをつくる」と同時に知的・精神的発達とも密接に関係することから、正しい栄養や食生活のあり方などについて、乳幼児期から食育についての啓発に努め、調理する、楽しく食べるといった食生活全般にわたる知識の普及・意識向上、学習機会の提供などを行います。また、こどもの朝食欠食の現状への対策として、こどもが望ましい食習慣を実践する力が身につくように、地域と学校、家庭が一体となった学習活動を促進します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
39	母子栄養管理事業（ファミリー教室）離乳食講習会の充実	ファミリー教室参加者や妊婦健康診査受診者に対して、妊娠中の食事や健康管理などについての相談に応じ、出産に対する不安の解消を図ります。 また、離乳食に関する正しい知識の普及と相談、食生活を中心とした保護者の育児不安の解消、親の仲間づくりの場の提供や食育を通じた交流を目的として実施し、赤ちゃん相談など他の事業と連携し充実を図ります。	こども家庭課
40	食育の推進	「食育推進計画」に基づき、様々な場において食育に関する啓発を行っています。 認定こども園や保育園、幼稚園など関係機関と連携し、乳幼児期から発達段階に合わせた規則正しい生活習慣を育むよう働きかけ、食育を推進します。 また、食生活改善推進協議会との連携を軸として、企業のCSR活動（出前講座など）を積極的に取り入れながら、様々な食に関する知識や情報を学ぶ機会を提供し、食生活への意識の向上に努めます。	こども家庭課 健康推進課 生涯学習課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
41	保健・福祉・教育等の連携の推進	「食育推進計画」に基づいたネットワークを活用し、望ましい食習慣等の啓発に努めます。 「健康増進計画・食育推進計画」の庁内推進会議を開催し、担当部署での取り組み状況の確認をする とともに、栄養教諭を中心に各校で継続して取り組みを実施します。	学校教育課 子育て支援課 こども家庭課 健康推進課
42	食生活改善推進協議会の活動支援	健康づくりを支援するために食生活改善推進協議会を育成し、活動を支援します。 イベントや乳幼児健診時などを利用し、市民に身近な場で食育推進活動を行っています。	健康推進課
43	学校・園における食育活動	各校で、食育推進計画を見直ししながら、栄養教諭を中心に各校で引き続き取り組みを進めます。 園においては、クッキング保育や菜園活動など、栄養士が中心となって食への関心を深め、食の安心・安全をめざした活動を行うとともに、関係機関の協力を得ながら食育活動を進めます。	学校教育課 子育て支援課
44	こども朝食堂	こども朝食堂事業を通じ、朝ごはんを食べることを習慣づけ、健康で充実した学校生活を送ることができるようサポートするとともに、両親が共働き等により、一人で朝ごはんをとる児童に対する「孤食」の解消、食べられない児童等に対する朝食習慣の獲得が図れるよう、事業の充実に努めます。	子育て支援課
45	オーガニック給食の推進	SDGsの観点から、化学農薬・化学肥料を使用しないことで環境に配慮して生産されている有機農産物（オーガニック農産物）を使用したオーガニック給食を、すべての市立小中学校で提供します。	教育総務課
46	学校給食自校方式施設整備事業	食育指導の推進や質の高い安全・安心な給食の提供を目的に、自校方式（一部親子方式）の給食調理室を各小学校に整備します。	教育総務課

②思春期の心とからだの健康づくり

性感染症や人工妊娠中絶など性行動の問題、薬物乱用等の増加や喫煙・飲酒、過剰なダイエットの増加、不登校・ひきこもり等の心の問題など、思春期における問題は深刻化しています。

自他を大切にすることを育むため、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発を行うとともに、喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、学校保健と連携して、思春期の心と体の健康づくりを推進します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
47	性情報に対する学習機会の充実	子どもたちが最新の性情報を学ぶことができるよう、教員が大阪府の研修会へ積極的に参加することを呼びかけます。また、「生命（いのち）の安全教育（文部科学省）」等の教材を活用し、小学校低学年から発達段階に応じた学習の機会を充実させるよう支援します。	学校教育課
48	飲酒・喫煙・薬物乱用に対する教育の充実	喫煙・飲酒や薬物乱用、危険ドラッグなど心身に害を及ぼす行為の防止に関する教育の充実を図ります。 また、警察署や少年サポートセンターと連携し、薬物乱用防止教室を市内全小・中学校で実施します。	学校教育課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
49	学校保健の充実（健康診断等の実施）	適切な健康診断の実施及び健康相談、事後措置、健康情報を踏まえ、こども一人ひとりに応じた健康指導を充実し、病気の予防や早期発見、小児生活習慣病への対応等指導を行います。 健診業務については、継続的な管理により疾病の予防や早期発見が可能となるため、継続して実施します。	学校教育課

③こども・若者の自殺対策

学校において、児童や生徒が命の尊厳を身近に感じることができる教育のほか、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）、心の健康の保持に係る教育を推進し、児童生徒が生きることの促進要因を少しでも増やすことができるような環境づくりを進めます。

また、周囲の大人が、こどもが抱える悩みや不安に気づき、支えられるようになるための理解促進や、不登校・ひきこもり・ヤングケアラーなど様々な事情を抱えるこどもや若年層への関わりなど、関係機関と協力し、自殺予防に関する正しい知識と理解の普及を図ります。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
50	若者対策事業	周囲の大人が、こどもが抱える悩みや不安に気づき、支えられるようになるための理解促進や、不登校・ひきこもり・ヤングケアラーなど様々な事情を抱えるこどもや若年層への関わりなど、学校教育などの関係機関と連携して、自殺予防に関する正しい知識と理解の普及を図ります。	地域共生推進課

（３）小児医療の充実

親子がいつでも安心して適切な医療サービスが受けられるよう、市内の医療機関において周産期から小児期全般にわたる医療水準を充実するとともに、救急医療に関する情報提供や啓発、保護者の医療費負担の軽減を図ります。

①小児医療体制の充実

近隣自治体や関係機関と連携して、小児医療体制の充実に努めます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
51	小児救急医療体制の充実	泉州初期急病センターにおいて、夜間や休日における小児救急医療体制の維持に努めます。	健康推進課

基本目標３ 支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな取り組みの推進

（１）障害のあるこども・若者の支援の充実

障害のある児童が必要な時期に必要な療育を受けられるよう、早期発見・早期療育体制を整備していくことが重要です。また、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒とともに受けることのできるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、「ともに学び、ともに育つ」教育理念のもと、支援教育の充実を進めます。

障害児一人ひとりが、成長後も社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障害の状況に応じた適切な療育及び教育を充実し、社会全体で障害児に対する健やかな育成に取り組みます。

障害者権利条約や障害者基本法の趣旨を踏まえ、障害の有無にかかわらず等しく社会参加できる共生社会の実現に向け、差別の解消や合理的配慮の提供促進等の環境整備を推進します。

①自立支援の充実

障害のあるこども・若者が、周囲の支援を受けながら自己決定し、社会参加できるための環境づくりを推進します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
52	自立支援給付事業（障害児対象分）の推進	障害のある児童が地域において自立した生活を送ることができるよう、訪問系サービス（居宅介護・行動援護・重度障害者等包括支援）、短期入所サービス、及び必要に応じてその他の障害福祉サービスを推進します。	地域共生推進課
53	社会参加に向けた支援体制の充実	障害のある児童が積極的に外出や地域交流ができるよう、余暇活動の支援として移動支援事業を推進します。	地域共生推進課
54	自立支援協議会を中心とした地域生活の支援	地域の障害福祉に関する協議の場として、自立支援協議会（全体会・定例会・専門部会）を運営し、関係機関のネットワークを構築します。 また、各専門部会の内容充実に努めます。	地域共生推進課
55	はぐノートの普及促進	保護者と関係機関がこどもの情報を共有することにより、配慮を必要とするこどもが切れ目のない一貫した支援を受けることができるように「はぐノート」の普及促進に努めます。 また、「はぐノートの会」を定期的を開催し、記入支援・保護者支援の充実を図ります。	子育て支援課

②療育・教育体制の充実

発達や学習に特に支援が必要なこどもへの支援の充実を図るとともに、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、障害の有無にかかわらずともに学びともに育つことのできる環境づくりに向けた必要な支援を行います。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
56	児童発達支援事業	障害のある就学前児童を対象にした児童福祉法に基づく通所事業です。	子育て支援課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
		身近な地域で必要な訓練等を受けられるよう、大阪府と連携し、サービス量を確保するとともに療育内容の充実を図ります。	
57	放課後等デイサービス事業	障害のある学校通学中の児童が放課後や長期休暇中に通う療育機能・居場所機能を備えた児童福祉法に基づく通所事業です。 身近な地域で必要な訓練等を受けられるよう、大阪府と連携し、サービス量を確保するとともに療育内容の充実を図ります。	子育て支援課
58	児童発達支援センター	地域の中核的な療育支援施設として、関係機関との連携・調整を図りながらセンター機能の充実に努めます。 また、利便性、支援しやすい環境、敷地の安全性、周辺のインフラ等を総合的に勘案し、利用者が安心・安全に利用できる施設として、新たに移転整備し、利用定員の拡大、相談体制の整備、地域支援の充実を図ります。	子育て支援課
59	保育所等訪問支援事業	発達に支援の必要な児童が集団生活へ適応するために、訪問支援員が園や学校を訪問し、担当の先生と連携しながら支援していきます。	子育て支援課
60	小学校介助事業 中学校介助事業	障害の状態が重い児童生徒の入学により、介助員の必要性が増しています。小学校介助員、中学校介助員、医療的ケア看護師、手話通訳者それぞれ、児童生徒の在籍状況に合わせて配置する予定です。	学校教育課
61	障がい児者ふれあい交流会	障がい児者との交流会を継続することで、ノーマライゼーションの考え方の普及・啓発につなげていきます。	社会福祉協議会 地域共生推進課
62	放課後・長期休暇等の日中活動の場及び療育の場の確保	放課後等デイサービスや留守家庭児童会などで、障害のあるこどもの放課後や夏休み等の長期休暇における日中活動の場の確保を図ります。 障害者地域生活支援事業のなかで、障害のある児童の介護を行う人の疾病その他の理由により、日帰りショートステイの利用を希望する方のために、日中一時支援事業を推進します。	子育て支援課 地域共生推進課 人権推進課
63	医療的ケア児とその家族の支援	要保護児童対策地域協議会障害児支援部会を協議の場とし、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、地域の課題や対応策について意見交換や情報共有を図ります。	子育て支援課

③就労・社会参加の支援

障害のある若者の就労や社会参加の促進に向け、希望する就労の支援や事業所における合理的配慮の提供の促進、社会における差別の解消等の取り組みを推進します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
64	交流教育の推進	インクルーシブ教育の理念のもと、通常の学級における合理的配慮の提供及び学びのユニバーサルデザイン化を推進し、すべてのこどもが互いに尊重し合いながら主体的に学ぶことのできる環境づくりをめざします。 また、支援学級との交流会が行事にとどまらず、日常的に行われるよう、支援教育を推進していきます。	学校教育課

(2) こどもの貧困対策

これまでに実施した実態調査の結果から、困窮世帯においては経済的資本、人的資本、社会的資本の欠如が課題となっています。こうした欠如が貧困の連鎖となってこども世代に格差が引き継がれることを防ぎ、すべてのこどもが自身の可能性を伸ばすことのできる社会づくりが求められます。

また、こどものいる困窮世帯の多くをひとり親家庭が占めている実態もあります。ひとり親家庭は、子育ての精神的・経済的負担が大きく、また、社会的に孤立しがちであることから、自立・安定した生活ができるよう支援していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本市のこどもの貧困対策は、次の3点を目標として実施します。

●貧困の連鎖を断ち切り、すべてのこどもが夢や希望を語り合える社会の実現をめざす

すべてのこどもが前向きな気持ちで夢や希望を持ち、本市の将来を支える人材に成長していけるようにすることが重要です。少子高齢化が急速に進行する中、一人ひとりのこどものことを考えた支援を包括的かつ早期に講じていきます。

●親の妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援体制を構築する

こどもの貧困対策を進めるにあたっては、こどもの心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいく必要があります。また、乳幼児期から義務教育へ、さらには高等学校段階へとこどものライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要です。そのため、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携するとともに、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関係機関における情報の共有、連携の促進を図ります。

●支援が届いていない、または届きにくいこどもや家庭に配慮して対策を推進する

貧困の状況にあるこどもやその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きがわからない、積極的に利用しづらい等の状況も見られます。こうしたこどもや家庭を早期に発見し、早期に対策を講じていくため、関係機関の連携・協力を促進しつつ効果的な対策を推進します。

①教育の支援

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべてのこどもが質の高い教育を受け、能力可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人ひとりの豊かな人生の実現に加え、本市の成長・発展と地域の活性化につながるといえます。

このため行政・学校・家庭・地域の連携を図り、苦しい状況にあるこどもたちを早期に把握し、支援につなげる体制を構築します。

また、将来の貧困を予防する観点から、学習支援や進路指導等のサポートの充実とともに教育の機会均等を保障するため教育費負担の軽減を図ります。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
65	市費負担教員の配置	中学校1年生まで35人学級編成ができるように市単費で教員を配置しています。児童一人ひとりにきめ細やかな支援ができ、安心安全な学校となるよう事業を展開します。また、体力向上や中学校では生徒指導機能充実や小・中連携促進のための人的配置を行い、総合的に学校を支援します。	教育総務課
66	学校給食事業	生活保護世帯及び保護に準ずる低所得世帯は、それぞれ生活保護の教育扶助制度、就学援助制度により給食費負担分の全額給付を行っています。また、市の単独事業で就学援助制度における所得基準額を緩和する等、給食費が無償となる世帯の範囲を広げ、低所得世帯への支援だけでなく、子育て世帯の負担軽減につなげます。	教育総務課
3	教育支援事業の充実【再掲】	教育支援センターのスタッフやメンタルフレンドが児童・生徒の活動を支援し、体験活動を効果的に取り入れるなど、社会的自立に向けて様々な経験を積めるような事業を展開します。 また、個別に支援が必要な児童に対しても、居場所をつくり、適切な支援を行います。	学校教育課
67	まなびんぐサポート事業	本市の未来を担うこどもたちへの様々な人材育成事業を行うことで、低所得世帯への支援だけでなく、子育て世帯への支援につなげています。 (放課後学習室) こどもたちの学力や学習意欲の向上をめざして、学習支援ボランティア(退職教員、大学生、地域人材)を小・中学校へ派遣し、放課後の時間にこどもたちの学習支援を行います。 (学習サポーター) 授業でのつまずきに対し、個々のこどもに合った学習支援を行うため、算数科における授業サポートとして、小学校へ学習支援ボランティア(退職教員、大学生、地域人材)を配置します。	学校教育課
68	介助(通訳派遣)事業	障がいのある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒へ介助員(手話通訳者、外国語通訳者等含む)を派遣し、一人ひとりの在籍状況に応じた支援を行い、学習保障、進路保障に努めます。また、医療的ケアが必要な児童生徒へ看護師を派遣し、校内で医療的ケアを行うことで、保護者の就労保障につなげます。	学校教育課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
69	進路指導の充実	生徒が幅広く進路選択できるよう、入試制度の情報提供や個々の生徒の持つ能力や適性など一人ひとりの良さを踏まえた進路指導を行っています。また、保護者からの相談に応じる、奨学金制度の情報提供や説明会を実施する等、経済的理由がこどもたちの進路選択の妨げにならないよう支援します。	学校教育課

②生活の安定に資するための支援

こどもの心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要です。しかしながら、貧困の状況にある家庭やこどもについては、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援を受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともにこども及びその保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりの支援等、生活の安定に資するための支援を実施します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
70	学校・園における相談体制の充実	学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門的な相談員による相談事業を実施し、こどもたちや保護者が心の悩みを気軽に相談できる機会の充実に努めます。いじめ、不登校などの悩みに関する相談に応じ、その解消を図るため、教育支援教室、教育相談などの事業の充実に努めます。 幼稚園・認定こども園・保育園においては、子育て支援として実施している園庭開放や遊びの教室などの際に、子育てに関する悩みや相談に応じ、負担感の解消に引き続き努めます。	学校教育課 子育て支援課
71	家庭児童相談室の充実	こども家庭課内に家庭児童相談室を設置し、相談員がこどもと家庭に関する相談に応じています。 内容が複雑化・深刻化している現状を踏まえ、相談員の研修の機会を確保するとともに、関係機関との連携の強化を図ります。	こども家庭課
72	こどもの居場所づくり事業 (こども食堂)	こどもが安心して過ごすことのできる居場所を提供し、食事の提供や学習支援等を行い、こどもに対する効果的な支援につなげます。 また、こども食堂ネットワークにより、こども食堂同士の連携を深め、市内のこどもの居場所づくりを推進します。	子育て支援課
73	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、社会福祉法人泉佐野市社会福祉協議会に「基幹包括支援センターいずみさの」を設置し、貧困、障害、家族の問題等、複合多問題を抱えた生活困窮者の自立支援のため相談支援事業等を実施しています。住民にとってより身近な相談窓口として各生活圏域に設置した「地域型包括支援センター」において、アウトリーチ機能の強化に努めます。また、	地域共生推進課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
		既存の各種制度・事業の活用や新たな任意事業の検討を行い、泉佐野市要保護児童対策地域協議会をはじめ関係各機関と連携しながら、対象者が生活困窮状態から脱却できるまで伴走型の支援を行っていきます。	
74	ファミリー・サポート・センター事業	「子育てを手伝ってほしい人」（利用会員）と「子育ての手助けができる人」（提供会員）が会員登録し、お互いに支え合う相互援助活動の橋渡しを行います。 事業の周知を図り、利用促進に努めるとともに、提供会員に対する研修の実施など組織の充実を図ります。 また、多胎児（ふたご・三つ子等）を養育する世帯に「いずみさのファミリー・サポート・センター利用補助券」を配付することで、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
75	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の心身の不調や病気療養をはじめ冠婚葬祭等社会的な事由で緊急一時的にこどもを保護する事業です。 事業の周知を図り、サービスを必要とする方への利用促進に努めます。	こども家庭課
76	母子生活支援施設入所措置事業	母子家庭等において様々な事情によりこどもの養育が十分できない状況にあり、母子生活支援施設にこどもと一緒に入所し、生活の安定と自立を図る事業です。 必要とされる方へ周知し、事業の利用を促進します。	子育て支援課
77	母子・父子自立支援員による相談支援体制の充実	ひとり親家庭及び寡婦の様々な悩みや相談に応じるため、母子・父子自立支援員を配置しています。 複雑多岐にわたる相談に対応できるように支援員の資質向上を図り、相談者の利用促進のため広報を推進します。	子育て支援課
78	養育費履行確保等支援事業	養育費に関する公正証書等の作成費用や養育費保証契約の締結に必要な費用等、養育費の取り決めに関する費用の一部を助成することにより、ひとり親家庭の自立を支援します。	子育て支援課

③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援を講じていきます。保護者が社会から孤立して働けない場合は、自らの暮らしの見通しを立てるなかで自立に向けた働き方を考えられるように支援します。

特に、母子家庭の母親は、就業経験が少なかったり、結婚・出産等により就業が中断していたり、就職または再就職が難しい場合があります。また、子育て等のため時間など一定の制限があり、パートタイム等不安定な雇用が多く、就労による収入が低い水準にとどまっており、子育てをしながらより良い就業をして、経済的に自立できるよう支援することが必要です。

また、ひとり親のみならず、生活が困難な状態にある世帯については、親の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていきます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
79	母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の父または母が就職に向けて市の指定する講座を受講した場合に受講料の一部を給付します。 対象者への周知を図り、制度の活用を促進します。	子育て支援課
80	母子家庭高等職業訓練促進給付金等及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の父または母が経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関で就学する場合に、生活費の負担軽減の給付を行い、就業と修学の両立を支援します。 対象者への周知を図り、制度の活用を促進します。	子育て支援課
81	母子・父子自立支援プログラム策定事業	転職や就労を希望するひとり親家庭の父または母を対象に個々に応じた目標や支援計画（プログラム）を策定し、ハローワークと連携しながら、ニーズに応じた、よりきめ細やかで継続的な就労支援を行います。 対象者への周知を図り、制度の活用を促進します。	子育て支援課
82	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援	よりよい条件での転職や就労を希望するひとり親家庭の親やこどもに対して、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講料の一部を支給し、安定した就労に向けた支援をします。	子育て支援課
83	地域就労支援事業	就労支援センターにコーディネーターを配置し、就職困難者の相談に対応しています。 また、パウチャー（資格取得支援）事業の実施、合同就職面接会を開催、就労相談の実施など就労に向けての取り組みを行います。	まちの活性課
84	生活保護受給者等就労自立促進事業	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者等を対象として職業安定所施設内での就労支援を実施するほか、市役所での巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を整備し、生活保護受給者等について、職業安定所と市が一体となったきめ細やかな就労支援を維持することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進します。	生活福祉課 地域共生推進課 子育て支援課

④経済的支援

経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から重要です。ただし、こどもに支援を届ける方法としては現物給付がより直接的であることや、こどもの育ちに影響を与える家庭環境としては、金銭面だけでなく、親の働き方やこどもとの関わり等の要素も大きいことを踏まえ、様々な支援を組み合わせることで効果を高めるよう努めます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
85	児童扶養手当支給事業	父母の離婚などによりひとり親家庭となった場合に児童を監護・養護している親等に手当を支給します。 対象者が適切に手当を受給できるよう制度を周知し、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進します。	子育て支援課
86	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭に対し医療費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図り、健康の保持と生活の安定を促進します。	子育て支援課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
87	大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事業	ひとり親家庭及び寡婦からの個別相談に応じ、こどもの就学や親の技能習得などに要する資金の貸付手続きを行い、経済的自立を支援します。	子育て支援課
88	小・中学校の就学援助	経済的な理由で公立小・中学校の就学が困難な家庭に、学用品費・通学用品費・学校給食費など学習に必要な費用の一部を援助します。	学校教育課
89	貸付型奨学金	「貸付型奨学金」制度は、経済的な理由でこどもたちが進学をあきらめたり、学校をやめたりすることがないよう、国や大阪府の奨学金制度を補う市独自の施策です。一人でも多くのこどもたちが安心して勉学に励むことができるよう支援します。	学校教育課
90	私立幼稚園児保護者負担軽減補助金事業	「幼児教育・保育の無償化」に伴い、経済的負担が増加する世帯に対して負担増額分に見合う金額を補助することで保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
91	留守家庭児童会会費減免措置	共働き家庭やひとり親家庭の増加など、放課後における児童の安全な居場所づくりのため、留守家庭児童会を開設しています（会費制）。会費減免制度により保護者世帯の経済的負担を考慮する等、保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう、子育て世帯の負担軽減につなげます。	学校教育課
92	保育料の軽減措置	国の基準に準じ年収 360 万円未満相当の多子世帯の保育料の軽減措置及びひとり親世帯の負担軽減措置、保護者の寡婦（夫）控除のみなし適用を実施し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

（３）支援を必要とするこども・若者の実態把握と支援

①ヤングケアラーの実態把握と支援

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、ヤングケアラー実態調査の実施、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、こどもやその家庭への支援につなげます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
93	ヤングケアラー実態調査の実施	こどもの日常生活に関するアンケート調査等を適宜実施することにより、ヤングケアラーの実態把握に努め、適切な支援につなげます。	こども家庭課
7	子育て世帯訪問支援事業【再掲】	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える 18 歳未満のこどもを養育する家庭や妊娠婦がいる家庭を対象に、家事や育児の支援を実施する事業です。養育環境を整え、虐待リスク等の軽減を図ります。	こども家庭課

②外国にルーツを持つこどもとその家庭の支援

外国にルーツを持つこども・若者とその家庭が、子育て支援や教育、社会生活等において不利益を被ることのないよう、各種の支援を行うとともに、多様な文化のあり方を認めてともに生きる多文化共生の理念の啓発に努めます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
94	在日外国人及び帰国者の未就学児・児童・生徒に対する指導の充実	在日外国人や帰国者のこども等の学校生活や就学・進路選択のため、日本語指導担当教員を配置し、日本語指導の必要な児童・生徒に指導を行うとともに、介助員（外国語通訳者）を配置し、学校生活や授業での支援を行います。 また、外国籍の未就学児に対しても日本語指導を提供できるよう対応していきます。	学校教育課 子育て支援課

③社会的養護を必要とするこども・若者への支援

社会的養護を必要とするすべてのこどもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるよう、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援等を行うとともに、児童養護施設等の充実、里親の確保等に取り組みます。また、社会的養護経験者が進学・就学等において孤立や困難を経験しやすいことを踏まえ、関係機関が連携して支援のあり方を検討します。

基本目標4 子育て支援サービスと就学前教育・保育の充実

(1) 切れ目のない子育て支援の充実

①地域における子育て支援サービスの充実

地域における子育て支援について、在宅で保育を行う家庭を含むすべての子育て家庭に対する支援の観点から、利用者のニーズを十分踏まえながら、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
74	ファミリー・サポート・センター事業 【再掲】	「子育てを手伝ってほしい人」（利用会員）と「子育ての手助けができる人」（提供会員）が会員登録し、お互いに支え合う相互援助活動の橋渡しを行います。 事業の周知を図り、利用促進に努めるとともに、提供会員に対する研修の実施など組織の充実を図ります。 また、多胎児（ふたご・三つ子等）を養育する世帯に「いずみさのファミリー・サポート・センター利用補助券」を配付することで、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
75	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）【再掲】	保護者の心身の不調や病気療養をはじめ冠婚葬祭等社会的な事由で緊急一時的にこどもを保護する事業です。 事業の周知を図り、サービスを必要とする方への利用促進に努めます。	こども家庭課
95	一時預かり（一時保育）事業	保護者の急用や病気等の際に、一時的に児童を認定こども園・保育園で預かる事業です。 サービスを必要とする方が利用できるよう、受入れ枠を確保します。	子育て支援課
96	家庭支援推進保育所事業	家庭支援推進保育所事業の対象保育園等において、配慮を要する児童への家庭訪問や在宅の子育て家庭への訪問等を実施しており、継続して実施します。	子育て支援課
97	私立幼稚園・認定こども園（1号）の預かり保育	私立幼稚園・認定こども園（1号）では、正課の教育時間の後に「預かり保育」を実施し、園児の健全な育成を図るとともに、保護者の就労等の支援を含めた子育て支援を行っています。 必要とされるサービス量を確保し、園児の健全な育成を図ります。	子育て支援課
98	私立幼稚園の長期休業中の預かり保育	私立幼稚園では、長期休業中においても「預かり保育」を実施し、園児の健全な育成を図るとともに、保護者の就労等の支援を含めた子育て支援を行っています。 必要とされるサービス量を確保し、園児の健全な育成を図ります。	子育て支援課
99	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）では、子育て家庭に対する講座の開催や情報の提供、育児相談（電話・来所相談）等を行うとともに、子育てサークルへの支援を行うなど各種事業を実施しています。 中学校区毎に整備し、地域における子育て支援の拠点として、利用者のニーズに対応できるよう、事業内容の充実を図ります。	子育て支援課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
100	育児等健康支援事業 乳幼児育成指導事業 (とっとこくらぶ)	遊びと交流を通じて経過観察や育児支援を行っています。 引き続き、内容の充実を図ります。	こども家庭課
101	こども誰でも通園制度	保護者の就労状況等にかかわらず、満3歳未満のこども（保育園等に入園しているこどもを除く）について、保育園等で保育を行い、遊びや生活の場を提供するとともに、保護者に対する育児相談等を行う事業です。 令和8年度からの実施に向け、市内保育園・認定こども園等と連携しながら、ニーズの充足を図ります。	子育て支援課

②子育てに関する相談支援体制の充実

子育てにおける孤立の防止や不安の解消に向け、子育てに関する相談支援の機会が多様に確保されるよう、関係機関と連携して取り組みます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
102	民生委員児童委員 (主任児童委員) 活動の活性化	地域の身近な相談窓口である民生委員児童委員（主任児童委員）活動について、地域住民や福祉関係者の理解を深めるため、活動内容の普及・啓発を行い、活動の活性化を図ります。 また、地域住民の個別ニーズや課題が複雑・多様化する中、負担感による担い手が不足していることから、担い手の確保に努めます。	社会福祉協議会 地域共生推進課
70	学校・園における 相談体制の充実 【再掲】	学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門的な相談員による相談事業を実施し、こどもたちや保護者が心の悩みを気軽に相談できる機会の充実に努めます。いじめ、不登校などの悩みに関する相談に応じ、その解消を図るため、教育支援教室、教育相談などの事業の充実に努めます。 幼稚園・認定こども園・保育園においては、子育て支援として実施している園庭開放や遊びの教室などの際に、子育てに関する悩みや相談に応じ、負担感の解消に引き続き努めます。	学校教育課 子育て支援課
103	育児相談員・ スマイルサポーター（地域貢献 支援員）による 育児相談	私立認定こども園・保育園では、大阪府認定の育児相談員や大阪府知事認定のスマイルサポーター（地域貢献支援員）を配置し、子育てに関連する様々な悩みや相談に応じています。 子育て中の保護者の負担軽減を図るため、継続実施します。	子育て支援課
104	子育て教育相談	私立幼稚園において、就園前及び卒園後の小・中・高校生までの子育て教育相談を実施しており、事業の充実に努めます。	子育て支援課
71	家庭児童相談室の 充実【再掲】	こども家庭課内に家庭児童相談室を設置し、相談員が子どもと家庭に関する相談に応じています。 内容が複雑化・深刻化している現状を踏まえ、相談員の研修の機会を確保するとともに、関係機関との連携の強化を図ります。	こども家庭課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
105	利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、妊娠・出産・子育てに関する必要な情報の提供・各種相談に応じます。	こども家庭課

③子育てに関する情報提供の充実

子育てに必要な情報や利用可能な支援事業・制度等が確実に子育て家庭に届くよう、各種媒体を通じた情報提供の充実を図ります。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
106	情報ガイドブック （「子育てのしおり」）	保健・医療・福祉・教育等の各分野で実施している子育て支援に関する事業などの情報を取りまとめたガイドブック「子育てのしおり」を作成しています。 制度改正等による改訂版を随時発行し、子育てに関する最新情報を提供します。	子育て支援課
107	子育てポータルサイト（「子育て応援なび」）	ホームページ上に子育て家庭向けのポータルサイト「子育て応援なび」を設け、また、子育て支援課のFacebook を開設することにより、子育て支援にかかる制度や手続きの案内等、必要な情報を適宜更新し、最新情報を提供しています。 子育てに関する情報をいつでも、どこでも必要な時に必要な情報を入手できるよう、内容を充実し、情報提供します。	子育て支援課

（２）就学前教育・保育の充実

就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、弾力的できめ細かな保育サービスの提供に努めるとともに、居宅での子育て家庭のニーズにも対応した保育サービスの充実を図ります。

①保育・教育内容の充実と人材の育成

職員研修や学校・園の連携強化を通じて保育・教育内容の充実を図るとともに、保育ニーズに対応できる人材の育成・確保のための取り組みを推進します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
108	学校・園の連携強化	幼稚園・認定こども園・保育園と小学校の教職員の連携を進めるとともに、こども、保護者間の交流を図り、様々な機会を通して校種間連携を進めます。	子育て支援課 学校教育課
109	幼稚園・認定こども園・保育園の人材育成	保育サービスの多様化に対応できるよう、幼稚園教諭・保育教諭・保育士への研修等の充実を図り、資質の向上に努めます。	子育て支援課
110	幼児教育の推進	幼稚園・認定こども園・保育園の教育内容を充実するとともに、園庭開放などの事業を実施することにより、地域の子育て家庭を支援するなど、地域における教育センターとしての機能を強化し、地域に開かれた園づくりを推進します。	子育て支援課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
111	特別支援教育	「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援が求められています。 私立幼稚園では、多様な障害（自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害、知的障害、言語障害等）のある園児に対して、きめ細かな指導を行っています。専門医と連絡を取りながら、こども一人ひとりがそれぞれの障害を乗り越え、様々な能力の獲得をめざしながら、先生や他の園児との交流を通じて楽しい幼稚園生活を送ることが必要であり、また、保護者の悩みや相談に応じるとともに、必要な支援を行い、今後も事業を継続実施します。	子育て支援課

②保育環境の充実

就学前施設におけるこどもの教育と生活が充実したものとなるよう、引き続き保育環境の整備・充実を図ります。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
112	私立認定こども園・保育園の運営に対する支援	私立認定こども園及び保育園への運営支援を継続的に行うことにより、待機児童の解消はじめ、多様な教育・保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課
113	認定こども園・保育園施設の整備・充実	私立認定こども園・保育園における施設の増改築や計画的な建替え及び環境改善に対し、整備費補助を行うことにより、施設の整備・充実を図ります。	子育て支援課
114	公立施設の整備・充実	公立認定こども園・地域子育て支援センター・親子教室の施設整備を行い、LED照明設置等子育て関連施設の環境改善を図ります。	子育て支援課

③円滑な接続の確保

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
115	就学相談事業（就学相談全体会、個別の就学相談／就学支援委員会）	小学校就学に際し、配慮を要するこどもの相談及び進路決定の際の情報提供を各機関（小中学校、府立視覚支援学校・聴覚支援学校・支援学校等）と連携を取りながら行います。	学校教育課

基本目標５ こどもの成長に資する教育環境の整備

(１) こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

こども自身が主体的・自律的に考え行動する力―「生きる力」を養うとともに、地域の大人やこどもそれぞれが豊かな情操を育み、人間性豊かな人格の形成を図るための教育の充実を図ります。

学校教育においては、基礎学力の向上を図るとともに、総合的な学習の時間などを活用した多様な体験活動を積極的に取り入れ、児童・生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばす教育を推進します。

①主体的に生きる力を育む学校・園教育の推進

児童生徒一人ひとりの人格を尊重しながら、主体的に生きる力を育む教育と、それを支える環境づくりを推進します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
116	教育相談事業	児童・生徒本人の直接の悩みや不安、保護者の子育て不安等の解消に向け、退職校長や臨床心理士による教育相談やカウンセリングの充実に努めます。	学校教育課
117	生徒指導の充実	児童・生徒一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるよう学校一体となった指導・支援体制を整備・充実します。また、不登校への支援や登下校時の安全対策に努めます。	学校教育課
118	学力向上の推進	大阪府の事業を活用し、事業実施校を旗艦校として市内全体の授業改善と言語活動の充実に努めるとともに、取り組みの普及と発信を行います。 学力向上担当者会を月1回行い、情報提供をします。	学校教育課
119	児童・生徒の個性に応じた進路指導の充実	児童生徒の持つ能力や適性など一人ひとりの良さを踏まえた進路指導を推進し、各自が進路選択できるよう支援します。 具体には入試制度の情報提供を随時行い、また、中学校においては市教委主催の奨学金説明会を実施し、生徒が進路を幅広く選択できるよう支援します。 奨学金の貸付等、保護者からの進路相談にも応じます。	学校教育課

②様々な体験活動の推進

こども・若者が主体となって活躍できる場を確保するとともに、多様な体験活動を通じた成長を図ります。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
120	ボランティア体験・学習会の充実	ボランティア体験を通じて、自分ができることは何かを考える機会を設け、ボランティア活動のハードルを下げ、学生世代を含めた新規の登録ボランティアの確保に努めます。	社会福祉協議会 地域共生推進課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
121	環境教育の推進	環境保全意識の向上をめざして、学校や地域などの場において学習できるよう支援します。	学校教育課
122	ジュニアリーダー育成事業	今後も、主に中・高校生の健全育成を推進するため、仲間の大切さ・リーダーとしての資質の向上をめざし、さらなるクラブ員の増員を図ります。	青少年課

③国内外との交流活動の推進

国際理解教育を推進するとともに、外国にルーツを持つこども・若者の増加を踏まえ、学校や地域における多文化共生の推進に取り組めます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
123	国際理解教育の推進	外国の人々とのふれあい・交流を通じて、外国の文化、習慣への理解を深めるとともに、自国の良さや文化を世界に発信するための表現力を養う教育を進めます。	学校教育課

④児童生徒と保護者に対する相談支援の充実

児童・生徒の多様な生活上の課題について、本人や保護者が適切に相談や情報提供を受けることができる体制の充実を図ります。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
124	教育相談事業の充実	教育相談の担当者に対する研修の充実を図り、複雑かつ多様化する児童・生徒、青少年問題の相談に対応できるよう努めます。	学校教育課
125	スクールカウンセラー	児童・生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行うことにより、児童・生徒の問題行動等の解決に努めます。 また、生徒の指導体制の充実も図ります。	学校教育課
126	スクールソーシャルワーカー	いじめ・不登校・暴力行為・児童虐待等の生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行います。	学校教育課
127	障害教育推進事業の充実	各支援学校と連携しながら、就学相談を実施しています。子育て支援課、こども家庭課等関係機関と連携し、早い段階での情報提供により、よりきめ細やかな発達相談体制の充実をめざします。小学校1年生対象の巡回相談も継続します。	学校教育課

(2) 家庭や地域の教育力の向上

家庭は、こどもの最も身近な社会生活の場であるとともに、すべての学習の出発点です。家庭での学習が、その後のこどもの心身の成長発達に大きな影響を及ぼすといっても過言ではありません。今後、家庭においては、こどもの発達過程に応じ適切な子育てができるよう家庭教育に関する情報提供や相談、学習機会を充実し、家庭の子育て力の向上を図ります。

また、こどもは「遊び」を通して、同年齢・異年齢とふれあい交流し合いながら自立し、社会性・協調性を身につけ豊かな人間性を育みます。最近では、インターネットやスマートフォンなどの普及で、遊びの形態、場所などが変化し、少子化もあいまって、大人やこども同士がふれあい、交流し合う機会は少なくなっているのが現状です。また、近隣関係の希薄化から近所でこどもを見守る機能も薄れ、地域の教育力も低下しつつあります。

今後は、地域の大人とこどもが協働して実施する交流活動や、地域の見守りのなかでこどもが社会性や協調性を育める環境づくりを促進し、地域の教育力の回復を図ります。

①家庭教育の機会の充実

子育て中の保護者の助けとなるような家庭教育に関する学習・情報提供の機会を確保します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
128	家庭教育に関する学習機会の提供	時代に即した家庭教育の課題を踏まえて、子育て中の方々が知りたい・学びたい内容の学習会や講座を開催し、家庭教育の支援・充実に努めます。	生涯学習課

②地域における大人とこどもが協働した活動の機会の充実

次代を担うこどもが心豊かでたくましく健やかに成長できるよう、地域社会全体でこどもを温かく見守り、地域の教育機能を高めていくことが必要だという観点のもと、地域における大人とこどもが協働した活動の機会の充実を図ります。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
129	こどもと大人が協働して学び合う体験活動の推進	地域性や特色を生かしたテーマの講座の実施に取り組み、そのなかでどのようにしてこどもから大人まで一緒に協働していく活動と位置づけできるかを検討します。	生涯学習課
130	スポーツを通じた世代間交流の促進	市民総合体育館の予約の入っていない時間帯を活用して、共用利用として開放します。	スポーツ推進課

③こどもにふさわしい環境整備のための活動

市民一人ひとりがこどもの健全育成に理解を深め、家庭、学校、地域が連携し、こどもの健全育成に有害な影響を与える環境をなくすための取り組みを推進します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
131	社会環境の点検活動の推進	深夜飲食店、カラオケボックス等の遊興施設、非行少年のたまり場など、社会環境の悪化につながる場所の実態を把握し、有害な環境からこどもを守ることに努めます。 また、有害看板の撤去のため市内を随時パトロールします。	学校教育課 環境衛生課
132	青少年対策事業の推進	暴走族追放・少年非行防止街頭啓発、秋祭りパトロール、挨拶運動を実施し、青少年の健全育成を促進します。	青少年課 学校教育課

(3) こどもの居場所づくり

こどもの育ちにおいて、安心して自分らしく過ごすことのできる、また学校と家庭以外で多世代と交流でき、多様な体験をすることができる居場所を確保していくことは重要な課題となっています。

地域や関係機関と連携した居場所づくりを進めるとともに、家庭や学校が居場所と感じにくくなっているこどもへの支援に取り組みます。

① 放課後児童対策の充実

学齢期のこどもが放課後において居場所となる場所を確保できるとともに、地域の大人と多様な体験・交流の機会を持つことができるよう、各種の取り組みを推進します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
133	放課後児童対策事業 (留守家庭児童会)	保護者が昼間、就労等により不在になっているのが常態である児童に対して、適切な遊び場及び生活の場を提供する事業です。 平成 27 年 4 月より民間事業所に運営を委託しています。行事やイベント、学習支援プログラムの充実及び支援員の体制強化を図るなど事業内容を充実し、児童の健全育成に努めます。	学校教育課
134	放課後子ども教室 (おおさか元気広場)	放課後や週末等にすべてのこどもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取り組みです。 市内すべての小学校で実施します。	学校教育課
135	放課後子ども総合プランの推進	国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な運営を行っていきます。	学校教育課
136	自学自習支援事業 COZY SPACE	すべての児童・生徒が学ぶための居場所と機会を提供、支援する事業です。市立小中学校の教材を対象とした学習支援も実施しています。	青少年課
137	自習スペースの提供	生涯学習センター、中央図書館等でこどもたちが放課後や休日に勉強できる場所を提供します。	生涯学習課

②不登校児童生徒の支援

不登校の児童生徒が学校以外の場で学ぶことができ、必要な支援を受けられるよう取り組みます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
138	不登校対策事業	「さわやかルーム」、「シャイン」の2つの教育支援センターと学校が密接に連携し、センターでは不登校状態のこどもや家庭のケア、学校では不登校の未然防止に取り組めます。 こどもたちの現状分析やアセスメントを行うなど、効果的な不登校対策を展開します。	学校教育課
139	塾代等助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、また、不登校の児童生徒の学びの場の確保のため、一定の所得要件を設け、市内在住の小学5年生から中学3年生を対象に学習塾、文化・スポーツ教室等とフリースクールの学校外教育サービスに係る費用について各々月額5千円を上限に助成します。	学校教育課
140	フリースクール支援事業補助金	不登校児童生徒の居場所となっているフリースクール（以下「施設」という。）の安定的かつ持続的な運営及び活動を支援するために、施設の設置者に対して、施設の活動のために支出する経費の一部を助成することにより、その持続可能な運営支援を図り、もって児童生徒の学校復帰や社会的自立に資することとし、また、利用者の月額利用料の負担軽減を図ります。	学校教育課

③地域と連携したこどもの居場所づくり

家庭において十分な支援を受けられないこどもを支えるとともに、地域のこどもと大人の交流の場となるこどもの居場所づくりを推進します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
72	こどもの居場所づくり事業 （こども食堂） 【再掲】	こどもが安心して過ごすことのできる居場所を提供し、食事の提供や学習支援等を行い、こどもに対する効果的な支援につなげます。 また、こども食堂ネットワークにより、こども食堂同士の連携を深め、市内のこどもの居場所づくりを推進します。	子育て支援課
141	プレイパークの開催	年に2回、地域の子育てサークル等と協力しながら、広い公園でこどもたちが自由に遊ぶイベントを開催しています。	生涯学習課
142	地域教育協議会 （すこやかネット）	各中学校区において、学校・家庭・地域の総合的な教育力の再構築を図り、様々な取り組みを促進することにより、学校教育や地域における諸活動の活性化を推進します。また、育成者を対象とした地域教育協議会研修会を開催します。	学校教育課

基本目標 6 若者が自分らしく成長できる環境づくり

(1) 次代の親の育成

すでに親となった世代に対しては、こどもの発達過程に応じ適切な子育てができるよう家庭教育を推進します。一方、次代の親となる若い世代に対しては、こどもを産み、育てることの意義と喜びを理解し、親となることの大切さを学習できる機会を充実します。

①生命の大切さや家庭について学ぶ学習機会の充実

学校教育においては、生命の大切さや家庭について学ぶ機会の充実を図り、将来の生活を展望できるようにします。

また、将来の妊娠・出産やこどもをもつことに関して、こども・若者があらかじめ知っておく必要のある知識や情報について、知ることができる機会の確保に努めます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
143	性教育・家庭科教育の充実	外部機関（医師、ゲストティーチャー）と連携した取り組みや「生命（いのち）の安全教育（文部科学省）」等の教材の周知を図ることで、小学校低学年段階から道徳科等の他教科とも関連させながら性教育・家庭科教育の一層の充実を図るよう支援します。	学校教育課

②親子のきずなを深める学習機会の充実

親と子の関係に関する現代的課題に即した学習機会の充実を図ります。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
144	講演会や学習会の開催	少子化・核家族化が進むなかで「子育て」が「孤育て」とならないように、親子・家族間のコミュニケーションや関係づくりなどをテーマに学習会を実施するとともに親子で参加できる講座を開催し、共通体験の機会を提供します。	生涯学習課
145	家庭教育学級の充実	子育て世代の悩み等については、学校はもとより地域や保護者同士のつながりを深めることが大切です。家庭教育学級事業を通じ、学習と交流ができるよう取り組みます。	生涯学習課

(2) 困難を有する若者の支援

①進学支援

家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確認できるよう、各種の支援制度に関する情報発信等を行います。また、高校を中退したこどもに対する学習相談や学習支援について、関係機関と連携して取り組みます。

②関係団体と連携した就労支援

学校教育においては、将来的なキャリア形成に向けたキャリア教育の充実を図ります。就労において困難に直面した若者が必要な支援につなげることができるよう、ハローワークや地域若者サポートステーション等をはじめとする関係機関と連携した情報提供や相談支援を行います。

また、障害のある若者の就労における合理的配慮の提供等について、事業者への周知、理解促進に取り組みます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
146	地域就労支援事業	就労支援センターにコーディネーターを配置し、就職困難者の相談に対応しています。 また、バウチャー（資格取得支援）事業の実施、合同就職面接会を開催、就労相談の実施など就労に向けての取り組みを行います。	まちの活性課

③相談支援の充実

教育や就労において困難に直面した若者や、ひきこもり等の支援が必要な状態にある若者及びその家庭が、必要な支援につなげることができるよう、相談支援の機会の充実と情報発信の強化に取り組みます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
147	自学自習支援事業委託事業者によるペアレントトレーニング及びティーチャーズトレーニング	保護者または保護者に代わる人、教職員向けに学びに関する報告相談会を開催しています。	青少年課

(3) 結婚・出産の希望がかないやすい社会の形成

①結婚・出産をしやすい環境づくり

結婚することや子どもをもつことなど、一人ひとりの若者の家族を持つことへの希望をかなえやすい社会の形成に向け、出産・子育て支援の充実等の環境整備に取り組めます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
148	出会いの機会創出事業	結婚を希望する独身男女に向けた出会いの場を創出する事業です。 令和6年8月より、AIマッチング機能を活用したポータルサイトを構築し、より多くの独身男女が出会いの機会に恵まれるよう、環境を整備しています。	政策推進課
149	結婚新生活支援事業	経済的理由で結婚に踏み出せない人に、結婚に伴う新生活に係る費用を支援しています。	政策推進課
150	若年者及び子育て世帯空き家活用定住支援事業	空き家住宅または空き家となる可能性が高い住宅を取得し、市外転入または市内の賃貸住宅から転居した若年世帯・子育て世帯に対して、住宅の取得に要した費用（土地・家屋の購入費用）の一部を補助する事業です。空き家住宅の活用・空き家化の予防と併せ、若年世帯・子育て世帯の市外からの移住及び市内定住を促進します。	都市計画課
71	家庭児童相談室の充実【再掲】	こども家庭課内に家庭児童相談室を設置し、相談員がこどもと家庭に関する相談に応じています。 内容が複雑化・深刻化している現状を踏まえ、相談員の研修の機会を確保するとともに、関係機関との連携の強化を図ります。	こども家庭課
29	助産施設への入所【再掲】	経済的な理由等により入院助産を受けることができない妊婦の入院を支援することにより、安全・安心な出産につなげ、母子の健康と児童福祉の増進を図ります。	こども家庭課
75	子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）【再掲】	保護者の心身の不調や病気療養をはじめ冠婚葬祭等社会的な事由で緊急一時的にこどもを保護する事業です。 事業の周知を図り、サービスを必要とする方への利用促進に努めます。	こども家庭課
8	養育支援訪問事業【再掲】	専門的知識のある助産師や子育て経験のあるこども家庭サポーターが訪問し、育児の相談に応じ、きめ細かな助言を行います。 対象者へ事業の周知を図り、利用を促進します。	こども家庭課
105	利用者支援事業【再掲】	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、妊娠・出産・子育てに関する必要な情報の提供・各種の相談に応じます。	こども家庭課
151	妊産婦タクシー利用支援事業	妊産婦の通院や出産、産後の健診等でタクシーを利用する際の利用料を支援し、妊産婦の経済的及び精神的な負担を軽減する事業です。 安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを行います。	こども家庭課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
152	初回産科受診料助成事業	経済困難を抱える妊婦に対して、健康保険が適用されない初回産科受診料を助成する事業です。 妊婦の早期産科受診を促すとともに、母体及び胎児の健康保持増進につなげるよう努めます。	こども家庭課
28	産後ケア事業【再掲】	産後に心身の不調または育児に不安のある方で家族等のサポートが得られにくい方を対象に、デイサービスやショートステイなどにより心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。	こども家庭課
6	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）【再掲】	乳児がいる家庭に対し、保健、医療、福祉等の関係機関が連携を図りながら訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育て支援の情報を提供し、適切なサービスを提供していきます。	こども家庭課
153	不妊治療支援事業	不妊・不育治療を受けた夫婦に対して、経済的な負担を軽減するために、検査や治療に要する費用の一部を助成する事業です。 こどもを産みやすい環境の確保に努めます。	こども家庭課
154	妊婦のための支援給付事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的負担を軽減するために応援ギフトを支給する事業です。 安心して出産・子育てができる環境づくりを行います。	こども家庭課
155	いずみさの多子世帯出産子育て応援事業	令和7年4月1日以降に第2子以降の出生届を提出した方に泉佐野ポイントカード「きのぼ」を付与する事業です。 多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整備します。	こども家庭課
9	妊産婦等生活援助事業【再掲】	家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対して、出産や今後の生活について、落ち着いて考えることのできる居場所を提供し、生活支援や相談支援を行うことで、児童虐待の防止と妊産婦の保護に努めます。	こども家庭課

②多様なパートナーシップ・子育ての支援

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の実施により、多様な家族のあり方が承認される社会の実現を図ります。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
156	泉佐野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の実施	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度により活用できるサービスの調査・研究を行うとともに、市民、事業者及び各種関係団体への周知に努めます。	人権推進課

基本目標 7 子育てを行う保護者への支援の充実

(1) 仕事と子育ての両立支援

子育て世代の女性の就業率が上昇し、共働き世帯が増加している中、仕事と子育ての両立の支援は今後も重要な課題となります。働く家庭のための保育サービスの充実をはじめとして、安心して働きながら子育てをすることのできる環境整備を進めます。

①働く家庭のための保育サービスの充実

就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、弾力的できめ細かな保育サービスの提供に努めるとともに、居宅での子育て家庭のニーズにも対応した保育サービスの充実を図ります。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
157	通常保育事業	保護者の就労、病気等の理由により、家庭で保育することができない児童を、保護者に代わり保育園、認定こども園等において保育を行う事業です。 待機児童を出さないよう定員枠を確保します。	子育て支援課
158	障害児保育	心身に障害のある児童に対し、集団保育を行うことにより、障害の軽減及び発達の援助を目的として保育を行う事業です。 児童それぞれの個性を尊重し、一人ひとりの障害や能力に応じた保育を行うため、研修等による保育士の資質向上を図り、保育内容の充実を図ります。	子育て支援課
159	延長保育事業	保護者が仕事等の都合により、通常の保育時間を超えて認定こども園・保育園等で児童を預かって欲しい場合に時間を延長して保育を行う事業です。 保護者の幅広い就労形態を支援するため、必要なサービス量を確保します。	子育て支援課
160	病後児保育事業	認定こども園・保育園に通園している児童で病気の回復期にあることから集団保育できない場合に一時的に保育を行う事業です。 市報やホームページ等を通じ、事業内容の周知を図り、サービスを必要とする子育て家庭の利用促進を図ります。	子育て支援課
161	休日保育事業	日曜・祝日などに勤務する保護者のために日曜・祝日などにおいて保育を行う事業です。 本市では未実施であることから、市民ニーズを見極めながら実施について検討します。	子育て支援課
162	送迎保育ステーション事業	利便性の良い駅周辺に「送迎保育ステーション」を設置し、「送迎保育ステーション」を拠点に自宅から離れた保育施設への送迎を行う事業を実施し、保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが仕事と子育てを両立できる環境づくりや、ゆとりある家庭生活の実現を図るため、企業等に対してフレックスタイム制、在宅勤務等の勤務形態の弾力化など、多様な働き方について普及・啓発に努めます。

誰もが仕事と子育てを両立させながら、継続して就労ができるよう、企業に対し各種法制度の普及・啓発を引き続き行うとともに、子育てに対し理解と協力が得られる職場環境づくりへの働きかけに努めます。

①家庭と子育てを両立しやすい職場環境づくり

労働時間の短縮や育児休業制度の普及等、家庭と子育てを両立しやすい職場環境づくりに向け、事業所への働きかけや啓発・広報活動に努めます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
163	労働時間短縮への働きかけ	市内の事業所を対象に、労働時間の短縮を促進するため、国・府の普及パンフレットや資料の配布などにより週 40 時間労働制に関する啓発・広報活動に努めます。	まちの活性課
164	フレックスタイムや在宅就労等の勤務形態の多様化への働きかけ	市内の事業所を対象に、家庭と仕事の両立を図るため、フレックスタイム制や子育て期における短縮時間勤務、在宅就労など多様な勤務形態導入への働きかけに努めます。	まちの活性課
165	育児休業制度・介護休暇制度などの普及・啓発	市内の事業所を対象に、育児休業や介護休暇など取得しやすい環境づくりのため、パンフレットの配布やポスターの掲示、研修会などを通じ、各制度の普及・定着に努めます。	まちの活性課
166	再雇用制度導入の働きかけ	育児休業制度や介護休暇制度など各種制度の定着と利用しやすい環境づくりとともに、再雇用制度の導入の働きかけのための啓発・広報活動に努めます。	まちの活性課

② 男女共同参画への意識づくり

子育ての負担が女性に偏りがちな現状を踏まえ、子育てにおける男女共同参画の推進につながる各種の取り組みを実施します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
167	学校・園におけるジェンダー平等の理念に基づく教育の推進	学校・園におけるジェンダー平等の理念に基づく教育の推進を図るため、教職員等への研修やこどもたちへ授業を行い、啓発活動に努めます。	学校教育課 人権推進課 子育て支援課
168	男女共同参画社会をめざす学習の実施	男女共同参画社会をめざすための学習機会の充実に努めます。	全課
169	固定的な役割分担意識の解消	誰もが仕事と家庭責任を両立しながら、自分らしい生き方を選択できる社会の創出をめざして、固定的な役割分担意識の解消のための啓発及び事業を推進します。	人権推進課
170	男性向け家庭生活講座等の開催	男女共同参画意識の普及・啓発の推進とともに、男性の家事や子育てなど家庭生活への参加を促進するため、男性向けの料理教室や育児教室など家事や子育てに関する知識・技能が身につけられる学習機会の充実に努めます。	人権推進課 子育て支援課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
171	男性の育児休業・介護休暇取得に向けた事業主への働きかけ	市内の事業所を対象に、子育ての社会的役割の重要性や家庭におけるジェンダー平等の認識を浸透させるための学習機会の充実とともに、育児休業や介護休暇など諸制度の男性の利用促進について啓発・広報活動に努めます。	まちの活性課

(3) 子育てにかかる経済的支援

教育費・医療費の増大や保育サービスにかかる保護者負担増など、家計に占める子育て費用が重くのしかかり、それに負担を感じている家庭は少なくありません。

今後は、幼児教育・保育の無償化とともに、こども医療費や教育費等の負担の軽減、児童手当等諸制度の普及促進など、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めるとともに、保育や教育、医療等にかかる経費の助成制度の充実を図ります。

①社会保障制度等における負担軽減

児童手当をはじめとする社会保障制度に基づく子育て支援について、着実な実施に取り組みます。また、本市が独自に実施することも医療費の助成により、こどもが安心して医療を利用できる環境整備を図ります。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
172	児童手当支給事業	子育て家庭における生活の安定と児童の健全な育成を図るため、児童を養育する人に手当を支給する事業です。 制度の周知を徹底し、対象者が適切に手当を受給できるように事業運営を行います。	子育て支援課
173	特別児童扶養手当支給事業	重度又は中度の障害がある 20 歳未満の児童を養育している父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している人に対して手当を支給する事業です。 窓口や市ホームページ等での制度の周知・広報を行い、申請の勧奨に努めます。	地域共生推進課
174	こども医療費助成事業	18 歳に達する年度末までのこどもの医療費を助成することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。	子育て支援課
175	障害者医療費助成事業	障害のある児童の医療費を助成することで、その保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。制度の普及・啓発と内容の充実に努めます。	地域共生推進課
176	おむつ用ごみ袋無料配付	2 歳未満の乳幼児のいる世帯に、おむつ処理用として市指定可燃ごみ袋を月齢に応じて無料配付することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

②就園・就学における負担軽減

すべてのこどもが必要な教育・保育を受けられるよう、家庭の経済状況に応じた負担の軽減を図ります。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
139	塾代等助成事業 【再掲】	子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、また、不登校の児童生徒の学びの場の確保のため、一定の所得要件を設け、市内在住の小学5年生から中学3年生を対象に学習塾、文化・スポーツ教室等とフリースクールの学校外教育サービスに係る費用について各々月額5千円を上限に助成します。	学校教育課
177	給食費無償化事業	市内在住の方で、市内の幼稚園・認定こども園・保育園・小中学校に通園・通学されている方については市の独自事業として給食費を徴収せず、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課 教育総務課
178	第2子保育料の 無償化	認定こども園・保育園等における第2子の保育料について、国基準では半額のところを市独自で無償とすることで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
179	紙おむつ等無償化 事業	市内の保育施設（認定こども園・保育園・小規模保育事業所）において使用する紙おむつ等（おしりふきを含む）の費用を全額、市の公費負担により無償で提供することで、保護者の利便性の向上及び経済的負担の軽減、保育施設での業務負担の軽減を図ります。	子育て支援課

基本目標 8 こども・若者と子育て家庭を支える地域づくり

(1) 子育て支援のネットワークづくり

地域におけるこどもの健やかな成長には、保育サービスなどの公的支援の充実とともに、それを補完する地域での助け合い、支え合いといった地域ぐるみの子育て支援が必要です。地域ぐるみの子育て活動を充実させるため、子育てサロンなどの活動を行っている小地域ネットワーク機能が地域で一層発揮できるよう支援していきます。

また、こども会活動やボランティア活動等を中心に市民の知識や技能などを積極的に活用し、市民一人ひとりの連帯感を育て、子育て意識の回復に努めるとともに、自主的な子育て活動を促進し、各団体の情報の共有化と活動の連携などを図り、子育て支援のネットワークを構築します。

①地域の就学前施設における子育て支援活動の充実

子育て中の保護者とそのこどもが、地域の身近な場所で交流や相談をできるよう、各種の事業を実施します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
180	0歳児育児教室	認定こども園・保育園において、1歳6か月までのこどもとその保護者を対象に、親子遊びの提供や育児不安や悩みの相談に応じています。 必要に応じて専門職が対応し、育児不安の解消や、保護者同士のつながりへの支援を実施します。	子育て支援課
181	遊びの教室	認定こども園・保育園において、1歳6か月から3歳児までのこどもとその保護者を対象に、遊びを通じて保護者同士の交流や育児相談などを実施しています。 同年齢のこどもと保護者で継続して参加することで保護者同士のつながりを支援するとともに、遊び内容の充実を図ります。	子育て支援課
182	のびのび子育て応援	満1歳6か月までのこどものいる世帯で希望する世帯に対し、公立認定こども園等の職員が訪問、またはハガキ通信を行い、悩みの相談に応じたり、子育てに関する情報を提供しています。 保護者のニーズを把握し、情報提供することで安心して子育てができるよう、事業を継続実施します。	子育て支援課
183	園庭開放	地域における身近で安全な遊び場を提供するとともに、こども同士、保護者同士の交流の場として、また子育ての悩みや不安、負担を共有し、気軽に話せる場として幼稚園・認定こども園・保育園の園庭を開放しています。 入園を希望される園への参加があるため、園内の様子や雰囲気を知ってもらうことと、地域の子育て支援施設として安心して利用してもらえるよう、事業を継続実施します。	子育て支援課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
184	公立認定こども園 施設開放	公立認定こども園のホールや保育室を土曜日（月2回）に開放し、絵本の読み聞かせや遊びを提供しています。 地域における子育て支援施設としての機能を果たすため、事業を継続実施します。	子育て支援課
185	公立認定こども園 行事開放	公立認定こども園で実施している行事に地域の子育て家庭も参加してもらっています。 行事を通して在園児との交流を図るとともに、保護者同士の交流の場として、事業を継続実施します。	子育て支援課
186	私立幼稚園 2歳児親子教室 （未就園児親子 体験）	2歳児とその保護者を対象に、いろいろな教育活動を通して社会性が芽生え、徐々に自立ができるよう、また、集団生活に馴染んでいくことを目的として、私立幼稚園で実施しています。 教室を通じて保護者同士の交流の輪も広がることから、事業を継続実施します。	子育て支援課

②地域活動のネットワーク化の促進

地域で行われる自主的な子育てサークルの活動のネットワーク化を支援し、活動の継続を図ります。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
187	子育てネットワーク 支援	子育て世代の保護者の就労率が高まり、新たな子育てサークルを結成しようという動きが留まっているため、既存の子育てネットワーク三輪車の活動支援と存続について協力・協調していくとともに地域子育て支援センターとの連携を密にします。	生涯学習課
188	子育てサロン	小地域ネットワーク活動の一環として、地域において子育てで悩んでいる親への支援や、親同士の交流の場を提供し、子育てを支援します。 参加者への丁寧な関わりによる孤立防止や参加しにくい人へのアプローチの工夫等にも取り組んでいきます。	社会福祉協議会 地域共生推進課
189	私立認定こども園・ 保育園による地域 貢献事業（子育て サロンの支援）	私立認定こども園・保育園が各地区福祉委員会に参画し、各地区（町）で実施している「子育てサロン」に保育教諭・保育士を派遣するなどサロン運営を支援しています。 地域における子育て支援の充実を図るため、事業を継続実施します。	子育て支援課

(2) こどもの健全育成

子育てに対する意識は早い時期から培われることが望ましいと考えられることから、地域や学校などの関係機関と連携し、児童・生徒と乳幼児やその保護者とのふれあいを通じ、生命の大切さや人を思いやる心などを学ぶ機会を充実します。

また、市民全体があらゆる場面において、こどもの権利に対する理解を深め人権意識を高めていくとともに、次代を担うこどもの健全な育ちを支える環境づくりを推進します。

①世代間交流の充実

地域における世代間交流を推進し、子育てを地域で支える環境の醸成を図ります。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
190	多世代・異年齢がふれあい・交流できる拠点の充実	幼稚園・認定こども園・保育園、小・中学校をこどもの遊び場や地域住民とこどもとの交流の場、こどもと高齢者のふれあいの場とし、中学校区での行事や、各校で行われる「総合的な学習の時間」などを活用して、学校園を交流の拠点となるよう努めます。	学校教育課 子育て支援課
191	世代間交流事業	小地域ネットワーク活動の一環として、福祉委員会主催の世代間交流会などを開催することにより、高齢者が地域のこども達と交流を行い、地域の伝統文化を学び、地域への愛着を育む機会の提供に努めます。 また、認定こども園・保育園においては、高齢者施設を訪問することにより、園児と高齢者との世代間交流を継続して実施します。	社会福祉協議会 子育て支援課 地域共生推進課

②こどもの健全育成に関する啓発活動の推進

関係団体と連携して、こどもの健全育成に関する啓発や環境づくりに取り組みます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
192	講演等を通じた啓発活動	広報紙などを通じ、青少年の健全育成に対する理解を深める啓発活動を引き続き実施します。	青少年課
193	青少年問題協議会などの活動	青少年問題協議会などの啓発活動を充実し、市民の青少年健全育成に対する理解促進と健全育成にふさわしい環境づくりに取り組みます。	青少年課
194	地域住民の協力による青少年健全育成活動	各学区組織との連携により地域住民による青少年に対する声かけや街頭啓発などを実施し、地域全体で青少年を見守り育成する環境づくりを促進します。	学校教育課

③青少年育成事業の推進

青少年が主体となって活躍し、多様な体験を通じて成長できる機会の確保に取り組めます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要、今後の方向	担当課
195	青少年育成事業 ・北部市民交流センター青少年分館 ・南部市民交流センター青少年センター ・生涯学習センター 他	青少年や保護者のニーズに合った事業展開と各種活動の充実などに努め、青少年の健全育成の促進を図ります。 こども達の学習環境ニーズに応えるユニバーサルな学びの場を提供し、学習に対しての意欲「できた」という思いを向上させることに努めます。学校と連携し学習のやる気につなげ、こどもの自立学習をめざします。 また、各種講座や教室の内容の充実及び実施場所と講師確保に努めます。	生涯学習課 人権推進課
196	青少年健全育成事業	市内各こども会の連合体である「泉佐野市こども会育成連合会（市こ連）」へ育成事業を委託しています。 【市こ連の主な行事】 4月総務部会 5月ソフトボール大会 7月ドッジボール大会 10月親子研修会（デイキャンプ） 11月泉こ連グラウンドゴルフ大会 11月オセロ大会 等を実施	青少年課

第5章 子育て支援事業の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定める必要があるとしています。

これまで計画では、就学前教育・保育の利用について、学区にかかわらず利用されていること、住民の生活圏域等を考慮すると、市域を分割することのデメリットが大きいと考えられることから、行政区1圏域を教育・保育提供区域として、必要な事業量の確保を進めてきました。

これまでのところ、その運用に大きな問題はなく、圏域を分割する必要性に乏しいことから、本計画においても、引き続き行政区1圏域を教育・保育提供区域の基本とした上で、必要な事業の確保を進めていきます。

2 幼児期の教育・保育事業の見込みと提供体制

国の基本指針に基づき、以下の認定区分別に、教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保方策について示します。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育（以下「学校教育」という）のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

(1) 1号認定（3～5歳、教育利用）の量の見込みと提供体制

◆◆量の見込みの考え方◆◆

女性の就業率の上昇傾向に伴い、教育利用は全国的に減少傾向となっており、本市においても同様の傾向が続いていることから、引き続き教育利用については減少傾向を見込んでいます。

◆◆量の見込みと確保方策◆◆

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	567	549	516	488	466	446
②確保方策（人）	654	654	654	654	654	654
特定教育・保育 施設（人）	444	444	444	444	444	444
確認を受けない 幼稚園（人）	210	210	210	210	210	210
②－①（人）	87	105	138	166	188	208

◆◆今後の方向性◆◆

従来型の幼稚園及び認定こども園（保育園から移行）により、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

(2) 2号認定（3～5歳、保育利用）の量の見込みと提供体制

◆◆量の見込みの考え方◆◆

近年の利用実績を見ると、年齢別人口に対する利用率は増加傾向となっており、女性の就労率の上昇傾向等を踏まえても保育利用率の上昇が見込まれることから、少子化の進行を上回ってニーズが増加する見込みとなっています。

◆◆量の見込みと確保方策◆◆

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	1,434	1,421	1,413	1,410	1,430	1,453
②確保方策（人）	1,475	1,475	1,475	1,475	1,475	1,475
特定教育・保育 施設（人）	1,463	1,463	1,463	1,463	1,463	1,463
企業主導型 保育事業（人）	12	12	12	12	12	12
②－①（人）	41	54	62	65	45	22

◆◆本市の提供体制と確保方策の考え方◆◆

保育教諭、保育士の確保に努め、利用定員を維持し、ニーズに対応します。引き続き保育需要の動向を注視しながら、適正な提供体制の確保に努めます。

(3) 3号認定（0～2歳、保育利用）の量の見込みと提供体制

◆◆量の見込みの考え方◆◆

近年の利用実績を見ると、0歳児の利用率は横ばい、1、2歳児の利用率は増加傾向となっており、少子化の影響を考慮しても、1、2歳のニーズは増加する見込みとなっています。

◆◆量の見込みと確保方策◆◆

3号認定については、年齢による利用率に大きな差があるため、年齢別に量の見込みと確保方策を示します。

①0歳児

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	96	105	105	103	102	101
②確保方策（人）	185	185	185	185	185	185
特定教育・保育 施設（人）	172	172	172	172	172	172
地域型保育事業（人）	4	4	4	4	4	4
企業主導型保育施設（人）	9	9	9	9	9	9
②－①（人）	89	80	80	82	83	84

②1歳児

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	346	345	355	357	357	357
②確保方策（人）	357	357	357	357	357	357
特定教育・保育 施設（人）	340	340	340	340	340	340
地域型保育事業（人）	7	7	7	7	7	7
企業主導型保育施設（人）	10	10	10	10	10	10
②－①（人）	11	12	2	0	0	0

③2歳児

	令和6年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	437	446	445	453	451	447
②確保方策（人）	453	453	453	453	453	453
特定教育・保育 施設（人）	434	434	434	434	434	434
地域型保育事 業（人）	8	8	8	8	8	8
企業主導型保 育施設（人）	11	11	11	11	11	11
②－①（人）	16	7	8	0	2	6

◇◆本市の提供体制と確保方策の考え方◆◇

保育教諭、保育士の確保に努め、利用定員の拡大（定員の弾力化運営を含む）により、ニーズに対応します。引き続き保育需要の動向を注視しながら、適正な提供体制の確保に努めます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業

◇◆事業の概要と量の見込みの考え方◇◆

保育認定を受けたこどもについて、利用時間以外の時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施します。近年の利用率が、やや増加傾向で推移していることから、引き続き利用率の増加を見込んでいます。

◇◆量の見込みと確保方策◇◆

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	841	797	807	818	833	849
②確保方策（人）	841	797	807	818	833	849
②－①（人）	0	0	0	0	0	0

◇◆本市の提供体制と確保方策の考え方◇◆

時間外保育事業については、現行の延長保育事業を市内認定こども園・保育園のすべてで実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

(2) 放課後児童健全育成事業

◆◆事業の概要と量の見込みの考え方◆◆

平日の放課後、土曜日、夏休み等の長期休暇中に、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。利用率が上昇傾向で推移しており、アンケート調査における利用ニーズ等を考慮しても、引き続き利用の増加が見込まれます。

◆◆量の見込みと確保方策◆◆

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）		1,319	1,297	1,282	1,232	1,187	1,163
1年生		373	358	353	341	316	309
2年生		328	326	315	307	297	293
3年生		282	274	278	260	257	252
4年生		195	195	193	188	176	171
5年生		109	115	111	106	112	109
6年生		32	29	32	30	29	29
②確保 方策	利用定員 （人）	1,319	1,297	1,282	1,232	1,187	1,163
	施設数 （か所）	13	13	13	13	13	13
②－①（人）		0	0	0	0	0	0

◆◆本市の提供体制と確保方策の考え方◆◆

共働き家庭やひとり親家庭の増加など、こどもを取り巻く環境の変化から、放課後における児童の安全な居場所づくりが求められています。関係機関と連携しながら、老朽化による建替えや増築などの施設整備を進めるとともに、指導員の人材確保を進め、ニーズに対応したサービス量の確保に努めます。

(3) 幼稚園における一時預かり事業

◆◆事業の概要と量の見込みの考え方◆◆

幼稚園等において、在園の1号認定児童を通常の教育時間を超えて預かる事業です。就学前教育・保育の無償化の影響や女性の就労率の上昇等を背景に利用者率の上昇を見込んでいます。

◆◆量の見込みと確保方策◆◆

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人日)	18,161	18,446	18,163	17,958	17,894	17,840
②確保方策(人日)	18,161	18,446	18,163	17,958	17,894	17,840
②-①(人日)	0	0	0	0	0	0

◆◆本市の提供体制と確保方策の考え方◆◆

私立幼稚園において事業を実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できている状況です。

(4) 地域子育て支援拠点事業

◆◆事業の概要と量の見込みの考え方◆◆

子どもと保護者が相互の交流を行う場所を提供するとともに、支援員を配置し、子育てについての相談、情報提供、助言その他のサポートを行います。アンケート調査で示された潜在的なニーズも考慮して、利用が増加する見込みとしています。

◆◆量の見込みと確保方策◆◆

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人日)	6,675	9,791	10,479	11,108	11,658	12,168
②確保方策(人日)	6,675	9,791	10,479	11,108	11,658	12,168
②-①(人日)	0	0	0	0	0	0

◆◆本市の提供体制と確保方策の考え方◆◆

令和6年12月現在、公立2か所、私立認定こども園1か所(業務委託)の3か所で実施しており、また、今後も中学校区毎に1か所整備していく予定をしており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

(5) 一時預かり事業

◆◆事業の概要と量の見込みの考え方◆◆

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かりを行う事業です。近年の平均的な利用率と推計人口に基づいて見込量を算出しています。

◆◆量の見込みと確保方策◆◆

		令和5 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み (人日)		1,631	1,693	1,707	1,718	1,730	1,743
②確保 方策 (人日)	一時預かり事業 (在園児対象型 を除く)(人日)	667	656	642	625	606	587
	子育て援助活動 支援事業(病児・ 緊急対応強化事 業を除く)(人日)	956	1,027	1,055	1,083	1,114	1,146
	子育て短期支援 事業(トワイライ トステイ)(人日)	8	10	10	10	10	10
②-①(人日)		0	0	0	0	0	0

◆◆本市の提供体制と確保方策の考え方◆◆

現在、私立認定こども園・保育園で実施している一時預かり事業(一時保育)や、NPO法人に事業委託しているファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)により、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

(6) 病児・病後児保育事業

◆◆事業の概要と量の見込みの考え方◆◆

病氣中及び病氣回復期のために、家庭や集団で保育できない児童を対象に、一時預かりを行います。アンケート調査で示された潜在的なニーズも考慮して、利用の増加を見込んでいます。

◆◆量の見込みと確保方策◆◆

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人日)	56	63	66	70	73	76
②確保方策(人日)	56	63	66	70	73	76
②－①(人日)	0	0	0	0	0	0

◆◆本市の提供体制と確保方策の考え方◆◆

現在、私立認定こども園1か所で病後児保育事業を実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は一定確保できている状況です。

(7) ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

◆◆事業の概要と量の見込みの考え方◆◆

児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者を会員として、相互援助活動により子育ての支援を行う事業です。近年の平均的な利用率と推計人口に基づいて見込量を算出しています。

◆◆量の見込みと確保方策◆◆

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人日)	636	795	790	775	759	742
②確保方策(人日)	636	795	790	775	759	742
②－①(人日)	0	0	0	0	0	0

◆◆本市の提供体制と確保方策の考え方◆◆

NPO法人に事業を委託し、1か所で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できている状況です。今後、提供会員の登録を働きかけ、さらなる充実を図ります。

(8) 妊婦健康診査事業

◆◆事業の概要と量の見込みの考え方◆◆

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として必要な費用を助成しています。推計人口に基づいて見込量を算出しています。

◆◆量の見込みと確保方策◆◆

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人回)	7,888	7,903	7,801	7,698	7,608	7,531
②確保方策(人回)	7,888	7,903	7,801	7,698	7,608	7,531
②－①(人回)	0	0	0	0	0	0

◆◆本市の提供体制と確保方策の考え方◆◆

こども家庭課で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

◆◆事業の概要と量の見込みの考え方◆◆

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切な対応を行います。推計人口に基づいて見込量を算出しています。

◆◆量の見込みと確保方策◆◆

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	622	627	619	611	604	598
②確保方策(人)	622	627	619	611	604	598
②－①(人)	0	0	0	0	0	0

◆◆本市の提供体制と確保方策の考え方◆◆

「こんにちは赤ちゃん事業」という名称で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

(10) 養育支援訪問事業

◆◆事業の概要と量の見込みの考え方◆◆

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援します。比較的利用率が高かった直近2か年の平均利用率を用いて見込量を算出しています。

◆◆量の見込みと確保方策◆◆

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人日)	7	7	7	7	7	7
②確保方策(人日)	7	7	7	7	7	7
②-①(人日)	0	0	0	0	0	0

◆◆本市の提供体制と確保方策の考え方◆◆

事業委託により実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できている状況です。今後、訪問支援者を確保することにより、支援体制の充実を図ります。

(11) 利用者支援事業

◆◆事業の概要と量の見込みの考え方◆◆

一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。利用者が身近なところで支援が受けられるよう、必要な実施か所数を見込んでいます。

◆◆提供体制の確保◆◆

		令和6 年度実績	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み (か所)	基本型	1	1	1	1	1	1
	母子保健型	5	5	5	5	5	5

◆◆本市の提供体制と確保方策の考え方◆◆

市域に基本型を1か所、生活圏域に5か所整備しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

◇◆事業の概要と実施方針◆◇

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市では給食費無償化の実施や私立幼稚園の入園料を補助しています。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

◇◆事業の概要と実施方針◆◇

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

本市においては、新たな民間事業者の参入は考えておらず、既存の認可施設の充実を図ります。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

◇◆事業の概要と量の見込みの考え方◆◇

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。子育て世帯支援についての関連事業の実施状況からみた潜在的な利用ニーズと推計人口から見込量を算出しています。

◇◆量の見込みと確保方策◆◇

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人日)	—	870	870	840	840	870
②確保方策(人日)	—	870	870	840	840	870
②－①(人日)	—	0	0	0	0	0

◇◆本市の提供体制と確保方策の考え方◆◇

令和6年度から事業委託により実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できている状況です。訪問支援員に対して、必要な研修受講を義務づけており、今後も訪問支援員の育成や確保に努め、支援体制の充実を図ります。

(15) 児童育成支援拠点事業

◆◆事業の概要と量の見込みの考え方◆◆

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を提供し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、学習、相談、食事等の支援を行うとともに、児童と家庭の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。要保護児童とその家庭の支援についての関連事業の実施状況からみた潜在的な利用ニーズと推計人口から見込量を算出しています。

◆◆量の見込みと確保方策◆◆

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人日)	—	102	100	98	97	96
②確保方策(人日)	—	102	100	98	97	96
②－①(人日)	—	0	0	0	0	0

◆◆本市の提供体制と確保方策の考え方◆◆

本市は本事業と同様の目的で、不登校の児童生徒に対する心の居場所づくり・学校復帰や社会的自立を支援する教育支援センターを2か所設置しており、今後も家庭と学校の間間的居場所の提供体制の確保に努めます。

(16) 親子関係形成支援事業

◆事業の概要と量の見込みの考え方◆

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。要保護児童とその家庭の支援についての関連事業の実施状況からみた潜在的な利用ニーズと推計人口から見込量を算出しています。

◆量の見込みと確保方策◆

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人日)	—	97	95	94	93	92
②確保方策(人日)	—	97	95	94	93	92
②－①(人日)	—	0	0	0	0	0

◆本市の提供体制と確保方策の考え方◆

本市は本事業と同様の目的で、保護者同士がペアを組んで体験を共有する子育ての応援プログラムであるペアレント・プログラムを実施しており、より良い親子関係の形成を学ぶ機会を提供しています。また、泉佐野市要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を受けているこどもや様々な問題を抱えているこども、若しくはその保護者や出産前後に支援が必要な妊婦等の早期状況把握に努め、家庭児童相談室が事務局となって関係機関と連携・協力しており、今後も支援体制の確保・充実に努めます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

◇◆事業の概要と量の見込みの考え方◆◇

妊婦等包括相談支援事業は妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。これまでの妊婦等への支援の実施状況と、妊娠届出数の推移、推計人口から見込量を算出しています。

◇◆量の見込みと確保方策◆◇

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人回)	—	1,968	1,944	1,917	1,896	1,875
②確保方策(人回)	—	1,968	1,944	1,917	1,896	1,875
②－①(人回)	—	0	0	0	0	0

◇◆本市の提供体制と確保方策の考え方◆◇

生活圏域に5か所整備しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

◆◆事業の概要と量の見込みの考え方◆◆

保護者の就労状況等にかかわらず、満3歳未満の就学前のこどもを保育園等で託児し、保護者に対しては、保育士等による育児相談を提供する事業です。教育・保育を利用しない0～2歳児の推計と、1人当たりの想定利用時間数に基づき、施設定員換算で見込量を算出しています。

◆◆量の見込みと確保方策◆◆

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (定員)	—	42	41	41	40	40
②確保方策(定員)	—	0	5	5	5	5
②－①(定員)	—	△42	△36	△36	△35	△35

◆◆本市の提供体制と確保方策の考え方◆◆

令和8年度から見込みの1割程度を提供できる体制確保を目標とし、状況により中間見直しを行います。

(19) 産後ケア事業

◆◆事業の概要と量の見込みの考え方◆◆

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。制度の対象拡大により利用率が増加しており、直近の利用状況と0歳児の推計人口から見込量を算出しています。

◆◆量の見込みと確保方策◆◆

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人日)	82	82	82	81	79	79
②確保方策(人日)	82	82	82	81	79	79
②－①(人日)	0	0	0	0	0	0

◆◆本市の提供体制と確保方策の考え方◆◆

市内2か所、市外5か所の施設で利用できる体制が整っており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画推進における基本的な考え方

(1) 計画の進捗状況の管理及び評価

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等様々な分野にわたっています。

このため、こども部子育て支援課が中心となり、関係部局、関係機関・団体などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

本計画に基づく施策を推進するため、庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策・事業の充実や見直しについて協議を行うことにより、本計画の円滑な推進に努めます。

また、学識経験者、地域福祉団体や保健・医療・福祉施設等の代表者及び公募の委員等で構成する「泉佐野市子ども・子育て会議」を年1回以上（原則）開催し、その進捗管理・評価を行い、本計画に基づく施策・事業について実効性をもって推進していくこととします。

(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）といった一連のPDCAサイクルに基づき、その進捗状況を管理します。

2 市民・関係機関・団体との連携

(1) 市民参加・参画の促進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力なくしては実現できません。計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型のサービスの検討など、市民等による地域ぐるみでの取り組みを支援し、子育て環境づくりに市民参加・参画を推進します。

また、こども・若者施策の推進においてその当事者であるこども・若者自身の意見を聞き、施策・事業に反映する方策について、先進地域の事例の研究等を含め、適切な方策の検討を進め、計画の進捗管理に活用するものとします。

（２）市民や関係団体との連携

地域での子育て支援のためには、市民、保育園、認定こども園、私立幼稚園、学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関、行政などがパートナーシップの視点で連携することが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、庁内の関係部局をはじめ、関係機関・団体などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら事業を調整し推進します。

また、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが子育てやこどもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わる様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

（３）計画の推進にかかる人材の確保・養成

子育てに対する市民ニーズの多様化に対応するため、幼稚園教諭、保育教諭、保育士、教員など子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

資料編

1 泉佐野市子ども・子育て会議 委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分	所 属	役 職 等	氏 名
学識経験者	大阪大谷大学	教授	長 瀬 美 子
	大阪体育大学	教授	今 堀 美 樹
	常磐会短期大学	教授	ト 田 真 一 郎
保健・医療・ 教育・福祉施設 等の代表者	泉佐野民間保育協議会	会長	駒 木 亮
	泉佐野市私立幼稚園連合会	代表	松 田 和 美
	泉佐野市立校長会	代表	井 内 俊 文
	泉佐野泉南医師会	理事	谷 口 武
	泉佐野市社会福祉協議会	副会長	中 西 常 泰
	泉佐野市民生委員児童委員協議会	副会長	家 治 美 津 子
地域福祉団体の 代表者	泉佐野市町会連合会	連合副会長	西 座 昇
	泉佐野市人権協会	樫井地域協議会 会長	内 田 智 之
公募した市民	市民公募		岩 田 智 和
	市民公募		萩 尾 直 美
	市民公募		堀 井 名 恵
	市民公募		森 元 昭 光

2 泉佐野市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日
泉佐野市条例第 27 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。次条において「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、泉佐野市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(担当事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務のほか、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置についての調査審議に関する事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域福祉団体の代表者
- (3) 保健医療福祉施設等の代表者
- (4) 公募した市民

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第 6 条 委員に支給する報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償についての条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償についての条例（昭和 31 年泉佐野市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(泉佐野市附属機関条例の一部改正)

3 泉佐野市附属機関条例（平成 12 年泉佐野市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

3 泉佐野市子ども・子育て会議条例施行規則

平成 25 年 6 月 28 日
泉佐野市規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、泉佐野市子ども・子育て会議条例(平成 25 年泉佐野市条例第 27 号)第 7 条の規定に基づき、泉佐野市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係者の出席)

第 2 条 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 3 条 子育て会議の会議は、公開する。ただし、子育て会議の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 泉佐野市情報公開条例(平成 11 年泉佐野市条例第 27 号)第 6 条各号に掲げる情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 子育て会議の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第 4 条 子育て会議の庶務は、こども部子育て支援課において行う。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(泉佐野市次世代育成支援対策地域協議会規則の廃止)

2 泉佐野市次世代育成支援対策地域協議会規則(平成 16 年泉佐野市規則第 4 号)は、廃止する。

第2期いずみさのこども未来総合計画

発行日：令和7年3月

発 行：泉佐野市

編 集：泉佐野市 こども部 子育て支援課

〒598-8550 泉佐野市市場東一丁目1番1号

TEL：072-463-1212（代表） FAX：072-469-3363



IZUMISANO
CITY